

ディスプレイジャー誌 2026



岩洞湖

目 次

あいさつ

1. 経営理念	3
2. 経営方針	3
3. 経営管理体制	4
4. 事業の概況（令和7年度）	4
5. 農業振興活動	8
6. 地域貢献情報	9
7. リスク管理の状況	10
8. 自己資本の状況	18
9. 主な事業の内容	18
10. 商品・サービス一覧	21

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表	29
2. 損益計算書	30
3. 注記表	31
4. 剰余金処分計算書	49
5. 部門別損益計算書	50

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	52
2. 利益総括表	52
3. 資金運用収支の内訳	53
4. 受取・支払利息の増減額	53

III 事業の概況

1. 信用事業	54
(1) 貯金に関する指標	54
① 科目別貯金平均残高	54
② 定期貯金残高	54
(2) 貸出金等に関する指標	54
① 科目別貸出金平均残高	54
② 貸出金の金利条件別内訳残高	54
③ 貸出金の担保別内訳残高	55
④ 債務保証の担保別内訳残高	55
⑤ 貸出金の使途別内訳残高	55
⑥ 貸出金の業種別残高	55
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	56
⑧ 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	57
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の リスク管理債権の状況	58
⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	58
⑪ 貸出金償却の額	59
(3) 内国為替取扱実績	59
(4) 有価証券に関する指標	59
① 種類別有価証券平均残高	59
② 商品有価証券種類別平均残高	59
③ 有価証券残存期間別残高	60
(5) 有価証券等の時価情報	60
① 有価証券の時価情報	60
② 金銭の信託の時価情報	61
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、 有価証券店頭デリバティブ取引	61



当組合の概要（令和8年2月末現在）

名 称／新岩手農業協同組合
 本 所 所 在 地／〒020-0667
 滝沢市鵜飼向新田7-76
 設 立 年 月 日／平成9年3月1日
 本 支 所 数／18本支所
 組 合 員 数／39,498人（うち、正組合員15,566人）
 出 資 金／65億71百万円
 総 資 産／2,860億08百万円
 自己資本比率／13.45%
 役 職 員 数／役員34人（うち、理事26人、監事8人）
 （令和8年6月1日現在）
 職員733人（うち、正職員482人）

(6) 預かり資産の状況	61
① 投資信託残高（ファンドラップ含む）	61
② 残高有り投資信託口座数	61
2. 共済事業取扱実績	62
(1) 長期共済保有高	62
(2) 医療系共済の共済金額保有高	62
(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	62
(4) 年金共済の年金保有高	62
(5) 短期共済新契約高	63
3. 購買事業取扱実績	63
4. 販売事業取扱実績	63
(1) 受託販売品	63
(2) 買取販売品	64
5. 指導事業	64
6. 利用事業	64
7. その他の事業	65
IV 経営諸指標	
1. 利益率	66
2. 貯貸率・貯証率	66
V 自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	67
2. 自己資本の充実度に関する事項	68
3. 信用リスクに関する事項	70
4. 信用リスク削減手法に関する事項	75
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の リスクに関する事項	77
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	77
7. CVAリスクに関する事項	77
8. マーケット・リスクに関する事項	77
9. オペレーショナル・リスクに関する事項	78
10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	78
11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	79
12. 金利リスクに関する事項	80
VI 連結情報	
1. グループの概況	81
(1) グループの事業系統図	81
(2) 子会社等の状況	81
(3) 連結事業概況	82
(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	82
(5) 連結貸借対照表	83
(6) 連結損益計算書	84
(7) 連結キャッシュ・フロー計算書	85
(8) 連結注記表	86
(9) 連結剰余金計算書	104
(10) 農協法に基づく開示債権（法定）	104
(11) 連結事業年度の事業別経常収益等	105
2. 連結自己資本の充実の状況（法定）	105
(1) 自己資本の構成に関する事項	106
(2) 自己資本の充実度に関する事項	107
(3) 信用リスクに関する事項	109
(4) 信用リスク削減手法に関する事項	114
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の リスクに関する事項	115
(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	115
(7) CVAリスクに関する事項	115
(8) マーケット・リスクに関する事項	115
(9) オペレーショナル・リスクに関する事項	116
(10) 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	116
(11) 金利リスクに関する事項	117
【財務諸表の正確性等にかかる確認】	118
【役員等の報酬体系】	
1. 役員	119
2. 職員等	119
3. その他	119
【JAの概要】	
1. 機構図	120
2. 役員構成（役員一覧）	122
3. 組合員数	123
4. 組合員組織の状況	123
5. 地区一覧	123
6. 沿革・あゆみ	124
7. 店舗等のご案内	125

あいさつ

『地域の食と農を支え 活力ある未来の発展に 全力を尽くす』



平素よりJA新しいわてをご利用いただき、心より厚くお礼申し上げます。

このたび「2026年度版ディスクロージャー誌」を発行いたしました。当JAの経営理念並びに直近の事業状況とその成果、財務状況、商品・サービスの内容などをみなさまにご紹介するものです。当JAのことをより多くの方々に、より深くご理解いただくために作成いたしましたので、ご高覧いただければ幸いに存じます。

農業・JAをめぐる情勢は、人口減少と高齢化の進展による農業生産基盤の衰退や担い手不足、加えて、国際情勢の不安定化と円安が重なり、原油や穀物、肥料・飼料といった農業資材の価格が高騰して農業者の経営を直撃しています。

このような中、令和7年度は「第十次3か年計画」と「地域農業振興計画」（令和5～7年度）の最終年度として、運営方針に掲げた「地域農業成長戦略の着実な実践」「総合事業を通じた地域活性化・地域共生の実現」「健全で持続可能なJAの経営基盤維持・強化」に向け、各事業活動及び不断の自己改革の柱として取り組んでまいりました。

当JAの基幹事業である販売事業は取扱高490億円となり過去最高の販売高となりました。米穀部門では、いわゆる「令和の米騒動」により米価が高値水準となり計画を上回りました。生乳部門では乳価改定により計画を上回り、畜産部門では上半期の価格低迷を受けたものの後半の価格上昇により前年実績を上回りました。一方、園芸特産部門では高温・干ばつの影響により計画および前年実績を下回りました。

令和8年度は、第十一次3か年計画の初年度として、『未来につながる地域農業の確立』『より豊かでくらしやすい地域共生社会の確立』『健全で強固な経営基盤の確立』を柱に取り組んでまいります。さらには、徹底した財務分析と将来予測をおこない、急速に変化する環境に対応し、地域農業を支え、事業機能を末永く保ち続けていくために、役職員一丸となり、将来を見据えた事業展開を図ってまいります。

また、総合事業経営の枠組みを維持しつつ、法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者みなさまに安心して組合をご利用いただくために、適切な内部統制の構築・運用に努めてまいります。

今後とも一層のご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和8年6月

新岩手農業協同組合
代表理事組合長 荻谷雅行

1. 経営理念

◇ 使 命

私たちは、次のことをＪＡの使命として、新しい未来を創造していきます。

わがＪＡは、組合員とその家族をはじめ、広く地域住民や生活者に対し、営農とくらし全般におよぶ事業活動を通じて、組合員・利用者の価値を高めるとともに、地域社会（環境・文化・福祉）の発展に貢献することを使命とします。

◇ ビジョン

わがＪＡは、誠実な組織・事業活動を通じて、将来とも食料・農業・地域において最も信頼され、組合員をはじめとする利用者・地域住民・生活者から第一に選ばれる「地域密着型サービス事業体」になることを目指します。

◇ 役職員の行動指針

■組合員に対しての行動指針

足を運ぶ、心をつなぐ、参加・参画を呼びかけます。

■職員同士の考動指針※

パートナーシップ（協働の精神）で、新しい価値の創造に挑戦します。

※考動とは、「考えながら働く」ということを意味しています。

■社会（地域住民・生活者）に対しての行動指針

元氣よく、笑顔で、利用者はみんなメンバーです。

2. 経営方針

農業・農村・ＪＡをめぐる情勢・課題を整理し、また、第47回ＪＡ岩手県大会決議を踏まえ、令和8年度から10年度までの第十一次3か年計画の基本方針を次のとおり設定いたしました。

◆基本方針

地域の食と農を支え活力ある未来の発展に全力を尽くす

第十次3か年計画で掲げた基本方針の『組合員とともに「地域農業の成長・地域活性化」で活力ある未来を創る』は、今後ともＪＡの取り組むべき事項と認識しています。

また、平成21年に設定した「地域農業振興計画（平成21年～平成25年度）～日本一の産地チャレンジ運動」（販売額500億円）の趣旨を継続しつつ修正を加え、農業経営と地域の持続的な発展に向け、今後の営農振興の指針となるべき、必要かつ実効的な取り組みを「地域農業振興計画」として策定し、その実現に向けて具体的な取り組みを実践してまいります。

◆運営方針

1. 【農業】未来につながる地域農業の確立
 - （1）将来にわたる農業生産基盤の維持強化
 - （2）農家組合員の所得向上と経営安定
 - （3）農業基盤を支える営農指導体制の強化

(4) 営農経済事業自己改革の取り組み強化 (M i コネクト)

2. 【地域・暮らし】より豊かで暮らしやすい地域共生社会の確立

- (1) J A事業を通じた組合員・地域社会の豊かなくらしの実現
- (2) 組織基盤強化の取り組みを通じたつながり強化
- (3) 組合員との対話に基づく事業運営への参画と組合員組織等の活性化
- (4) くらしの活動を通じた地域活性化

3. 【組織・経営】健全で強固な経営基盤の確立

- (1) 持続可能な経営基盤の確立・強化
- (2) 環境変化に適応した経営管理サイクルの確立
- (3) 組合員・利用者から信頼される内部統制の確立
- (4) 多様化する環境に対応する人材育成

3. 経営管理体制

◇ 経営執行体制

当J Aは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、理事・総代には女性枠を設けています。女性部や青年部から推薦された「参与」が「理事会」に出席するとともに、地区ごとに組合員懇談会を開催し、組合員の各層からの意見や要望を組合運営に反映しています。

総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

信用事業については、専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

4. 事業の概況 (令和7年度)

◇ 全般的概況

令和7年度の世界情勢は、気候変動や地政学的リスクの影響により食料の安定供給が不安定となるなか、農畜産物の需要は増加傾向にあります。一方、国内農業では異常気象による干ばつや少子高齢化による農業従事者の減少、円安による生産資材価格の高止まりなど、農業経営を取り巻く環境は依然として厳しく、食料の安定供給への懸念が高まっています。

こうしたなか、国では4月に「食料・農業・農村基本計画」を策定し、国内農業の構造転換による生産拡大や農畜産物の輸出拡大の方向性が示されました。さらに6月には「食料システム法」が制定され、合理的な費用を踏まえた価格形成の仕組みづくりが進められています。岩手県においても「いわて農業生産強化ビジョン」が策定され、食料安全保障、環境との調和、持続可能な農業、農村振興の実現に向けた行動指針が示されました。当J Aとしても、県、市町村、関係団体、生産者と連携し、再生産可能な価格形成の実現に向け、国や行政への要請活動を継続してまいります。また、ツキノワグマの生活圏への出没により農作物被害や人身被害が発生するなど深刻な状況となりました。当J Aでは担い手支援対策により獣害対策資材の助成を実施し、被害軽減に努めました。

当J Aの基幹事業である販売事業は取扱高490億円（前年対比107.1%、32億円増）となり前年を上回りました。米穀部門では、いわゆる「令和の米騒動」により米価が高値水準となり計画を上回

りました。生乳部門では乳価改定により計画を上回り、畜産部門では上半期の価格低迷を受けたものの後半の価格上昇により前年実績を上回りました。一方、園芸特産部門では高温・干ばつの影響により計画および前年実績を下回りました。

組合員の活躍としては、「第16回全日本ホルスタイン共進会」において洋野町の清水繁勝さんが第7部最高位優等賞1席を受賞しました。また、「日本酪農研究会」および「全国優良畜産経営管理技術発表会」において、洋野町の塩倉健一さん、八幡平市の藤田貴良さん・麻奈美さんご夫妻が、それぞれ農林水産大臣賞を受賞しました。これらの成果は農家組合員の生産意欲向上につながるものと期待されます。

くらしの活動では、「食農教育活動」「お客様感謝デー」「JAまつり」などを通じて組合員や地域住民との交流を深めました。特に食育イベント「わくわく純情プランター」を年3回開催し、子どもたちが農業や食の大切さを学ぶ機会となりました。

このようななか、第十次3か年計画の最終年度として、「地域農業成長戦略の着実な実践」「総合事業を通じた地域活性化・地域共生の実現」「健全で持続可能なJA経営基盤維持・強化」に向け、各事業活動および自己改革に取り組みました。その結果、事業総利益は64億68百万円（前年対比14億67百万円増）、事業利益は3億3百万円（前期は事業損失11億29百万円）、当期剰余金は3億72百万円（前期は当期損失金7億93百万円）となりました。

リスク管理面では岩手県公金収納書類の誤廃棄が発生しましたが、外部への情報漏洩は確認されておりません。組合員ならびに関係各位に多大なるご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。今後は管理体制の強化を図り、再発防止に取り組んでまいります。

結びに、当JAの事業運営に際しご協力を賜りました組合員各位、岩手県、関係市町村、関係機関、系統団体の皆さまに深く感謝申し上げます。今後も地域農業の持続的発展と地域社会への貢献に向け、総合事業の機能を発揮し、組合員・地域とともに歩むJA運営に努めてまいります。

◇ 対処すべき重要な課題

当JAを取り巻く事業・経営環境は、組合員・利用者のニーズの多様化や系統奨励措置の見直し等によりかつてないほど厳しい状況が続いています。当JAがこのような事業・経営環境の変化に対応するためには、収益構造の改善を行い、経営基盤の安定を図る必要があると捉えており、以下の項目を対処すべき重要な課題と認識しています。

（１）農業所得の向上に向けた営農経済事業の再構築

農業所得の向上に向けて、組合員・利用者が実感できる取り組みが求められています。特に地域社会に対するJAが果たすべき食と農業振興への取り組みが重要であり、地域農業振興計画の実践に加えて、以下の課題に取り組んでまいります。

ア．生産量の増加と単価向上による販売事業の伸長

地域特性を活かした主要品目の生産量増大及び販売取扱量拡大を図るために、農業生産基盤の強化に努めてまいります。また、生産物集約・供給先の絞込みを行い、供給先のニーズ充足とシェア拡大により供給単価の向上と安定化に向け販売強化に取り組んでまいります。

イ．中核農家・認定農業者等担い手との対話、交流強化

中核農家・認定農業者との定期的な集まりや交流を行います。

特に、女性部・青年部とは連携して食育・食農活動を積極的に展開し、地域農業への理解醸成を実践することで、JAに対する要望やニーズを把握し、JA事業運営への反映を行ってまいります。

ウ. 営農経済事業の収支均衡

「第2次営農・経済事業の成長・効率化プログラム」の効果分析・見直しを行い、更なる改善を進めるため改革目標を明確にしたうえで、令和7年度は、次世代につなげる営農経済自己改革（通称：Miコネクト）として営農経済事業の成長と効率化戦略に取り組みを行いました。

また、早期警戒制度をふまえて実施しているJA収支シミュレーション（5か年）及び経営改善計画においても営農経済事業の収支均衡を図るため、令和8年度事業計画及び営農経済事業の体制強化と収支改善を目的として、次世代につなげる営農経済自己改革（通称：Miコネクト）を継続し、目標達成に向け取り組んでまいります。

（2）早期警戒制度をふまえたガバナンス・内部統制の構築・運用の強化

ア. ガバナンス・内部統制の構築

当JAの経営戦略（ビジネスモデル）を実践するため、理事会等は変化する経営環境に迅速かつ的確に経営判断（設定・修正・リスク管理）できる仕組みを構築する必要があります。

また、不祥事再発防止策・コンプライアンス行動計画を実践するなかで、依然として事務ミス件数は減少せず、監査等で同じ指摘が繰り返されていることは、内部けん制が十分に機能していないことに起因するものと考えており、内部管理態勢の充実と強化に努めてまいります。

イ. 持続可能な経営基盤確立・強化

地域農業の実態及び経営環境の変化等をふまえた収支シミュレーションに基づき、経営基盤強化に向けた施策を明確にして取り組むとともに、JAいわてグループが設定する共通の経営・財務目標の指標を達成する必要があります。

・自己資本比率	12%以上
・不良債権比率	3%以内
・事業管理費比率	95%以内
・信用・共済事業損益	信用・共済の各事業は、店舗別で純損益段階で収支均衡
・生活その他事業損益	生活指導事業・賃貸を除き、事業部門別に共通管理費配賦後事業利益段階で収支均衡
・農業関連事業損益	営農指導事業を加え米穀・園芸特産・畜産部門に集約し、各部門において共通管理費配賦前事業利益段階で収支均衡

◇ 指導事業

「第十次3か年計画」で策定した運営方針に掲げる「地域農業成長戦略の着実な実践」の最終年度として各種施策に取り組みました。

担い手人材育成支援である「JA新しい担い手営農支援対策事業」には545名に対し15百万円ほどの対策を実施しました。また、「JAいわてグループ農業担い手サポート事業」を活用して、事業承継と労務管理の相談（7先）や各種助成措置（延べ155件、総額約3百万円）を実施しました。

農業経営管理支援事業では、組合員の経営コスト節減に向けて取り組み、記帳代行・申告支援等の実績は243件となりました。

消費者への「食の安全安心」の提供並びに持続可能な農業を展開するため、グローバルGAP認証資格の更新（6回目）について、継続的な支援に取り組みました。

JAのホームページに「無料職業紹介所アグリパートナー」を掲載し、担い手経営体の労働力確保対策に取り組みました（求人者延べ26件、求職者延べ35件のうち契約成立先21件）。また、労働保険事務組合による労災保険の加入促進に対する支援を行い、加入者は354名となりました。

◇ 販売事業

米穀の販売品販売高は、76億52百万円（前年対比130.2%）となりました。需要に応じた品種への転換のため「銀河のしずく」の生産拡大（今年度作付実績2,310ha）と、県オリジナル新品種「白銀のひかり」（今年度作付実績105ha）の作付並びに関係機関と連携し栽培技術の向上に取り組みました。令和6年産米の本精算で全銘柄等級平均「2,286円（税込）/30kg紙袋」を支払いました。

園芸特産の販売品販売高は、夏場の記録的な高温干ばつの影響を受けたことから、生産量が減少した前年並みの出荷量となり、果菜類を中心に堅調な単価で推移したものの、レタス、キャベツについては主産県が豊作であったため軟調な相場で推移しました。また、最重点推進品目として面積拡大に取り組んだピーマンは栽培面積が拡大したものの、高温干ばつの影響で品質低下や出荷量が減少しました。園芸特産全体の販売額は86億37百万円（前年対比96.8%）となりました。

酪農の販売品販売高は、生産者戸数が減少するなか、出荷量11万43百トン（前年対比100.4%）、販売額は151億32百万円（前年対比102.1%）となりました。

畜産の販売品販売高は、157億43百万円（前年対比111.0%）となりました。和牛子牛市場の回復傾向やC S F（豚熱）からの回復により販売高が増加しました。

◇ 購買事業

生産資材の仕入価格は、国際情勢や主要な肥料原料の価格変動により高止まりの状況が続きました。こうしたなか、肥料・飼料価格の上げ幅を抑えた価格設定を行うとともに、生産コスト低減の取り組みとして、B B肥料大規模農家対策を行いました。また、農薬の担い手直送規格の普及拡大を図り、2,904ha（前年対比112.2%）の普及実績となりました。供給・取扱高は、生産資材部門142億97百万円（前年対比101.4%）、農機・自動車部門は4億38百万円（前年対比98.1%）となりました。

生活資材のL Pガス仕入価格は、国際情勢の影響により原料・資材価格の高騰をうけ、高値傾向で推移しました。こうした要因から、岩手県の支援によりL Pガス価格高騰対策を実施しました。L Pガス供給高は3億82百万円（前年対比104.9%）、ガス器具供給高は10百万円（前年対比76.8%）となりました。

◇ 信用事業

組合員・利用者目線によるサービス提供のため、「推進」から「相談」へ活動の重点を移し、総合事業の強みを生かした金融仲介機能の発揮に向け出向く活動に取り組みました。

貯金は、米の販売価格の上昇等の影響により個人貯金が増加（前年対比102.6%）したことから2,687億35百万円（前年対比101.7%）となりました。

貸出金は、住宅ローン・マイカーローンが伸長したことで、648億53百万円（前年対比109.2%）となりました。

預金は、1,750億29百万円（前年対比99.5%）となり、有価証券は、169億30百万円（前年対比103.5%）となりました。

◇ 共済事業

組合員・利用者一人ひとりに対する近況確認・あんしんチェックの実践を通じて、共済加入後のアフターフォローサービスを実施し、最良・最適な保障・サービスの提供により「契約者との長期的な関係作り」に取り組みました。

新契約につきましては、推進総合目標2,000万ポイントに対して2,108万ポイントの実績となり目標を達成することができました。長期共済保有高は満期到来等により6,904億円（前年対比96.4%）となり、短期共済の新契約掛金は22億81百万円（前年対比101.6%）となりました。共済金の支払いは、自然災害、火災、入院や死亡、自動車事故、満期共済金等支払件数17,644件、支払い総額84億12百万円（前年対比91.6%）となりました。

5. 農業振興活動

地域農業振興計画の実践〈令和8年度～令和10年度〉

◎目指す方向

私たちは、持続可能な地域農業の確立のため「知の創造」「信頼の提供」「食の安全」を合言葉に、物量・品質・消費者からの信頼のもとに日本一の産地に果敢に挑みます。

高品質な農産物の安定生産に向けた新技術の導入・定着化、省力化・低コストの技術（資材）の導入・普及による農家所得の増大、付加価値の追求型の品目の育成・拡大の「知の創造」を進めます。

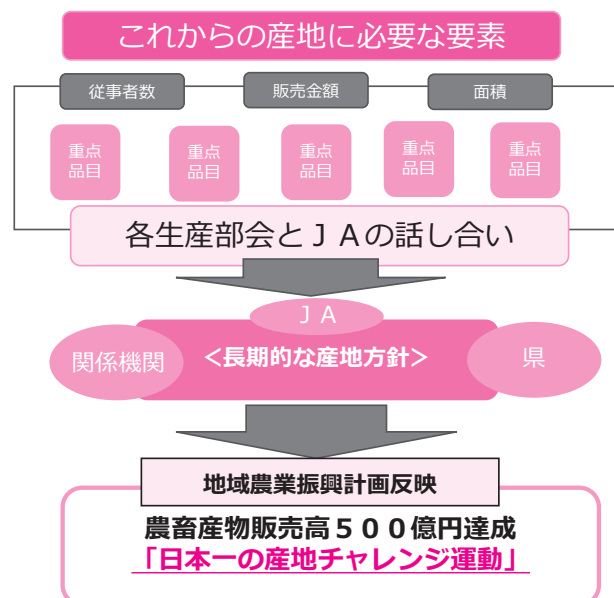
また、生産工程管理（GAP）をはじめとする「食の安全」の取り組みを一層強化します。更には、消費者に対する生産履歴情報の提供や各種産地の情報の発信により「信頼の提供」に努めます。

◎農業振興方針

日本一の産地へ果敢にチャレンジ 農畜産物販売高500億円
未来につながる地域農業の確立日本一の産地に果敢に挑みます

◎重点取組事項

- （1）将来にわたる農業生産基盤の維持強化
 - ①銀河のしずく・白銀のひかりの生産拡大
 - ②和牛繁殖増頭対策の強化 など
- （2）農家組合員の所得向上と経営安定
 - ①営農継続可能な販売単価の確保
 - ②施肥コスト・防除低減の取り組みを通じた生産基盤の支援 など
- （3）農業基盤を支える営農指導体制の強化
 - ①広域営農指導体制の構築
 - ②スマート農業への転換、環境制御機器等の導入促進 など
- （4）営農経済事業自己改革の取り組み強化（通称：M i コネクト）
 - ①施設の集約・拠点となる施設の整備
 - ②生産基盤維持拡大の支援、遊休農業施設等活用による担い手確保 など



6. 地域貢献情報

◇ 地域金融機関としての役割

組合員や利用者のみなさまからお預かりした貯金の残高は2,687億35百万円となっております。また、組合員や利用者のみなさま、地方公共団体への貸出金の残高は648億53百万円となっております。地域金融機関として、地域社会の発展に貢献することを使命と考え、事業資金や個人向け融資に対応してまいりました。

貯金残高 (単位：百万円)

組 合 員	218,091
そ の 他	50,643
合 計	268,735

貸出金残高 (単位：百万円)

組 合 員	61,417
地 方 公 共 団 体	2,948
そ の 他	486
合 計	64,853

【主な貯金商品】

- ・ 年金定期貯金
- ・ 年金受給者定期積金
- ・ 子育て応援定期積金
- ・ J A退職者定期貯金 など

【主な融資商品】

- ・ 農業近代化資金
- ・ 担い手強化資金
- ・ 営農ローン、J A農機ハウスローン
- ・ 住宅ローン、マイカーローン など

◇ 文化的・社会的貢献に関する事項

食と農をキーワードに、くらしの活動等を通じた協同活動の活性化等により、地域農業・協同組合への理解醸成に取り組んでいます。



7. リスク管理の状況

◇ リスク管理体制等 [リスク管理基本方針等]

組合員・利用者の皆さまに安心してJ Aをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当J Aではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当J Aは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所にリスク管理室を設置し各支所と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準などを設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当J Aでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益及び財務の安定を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当J Aの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針など

に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「システム運用管理手順書」を策定しています。

◇ 法令遵守体制（コンプライアンス）

当ＪＡは、相互扶助の理念に基づき、農産物の供給源としての役割や、金融機関としての役割など、協同組合組織として組合員や地域社会に必要とされる事業を通じて、その生活の向上や地域社会の発展に貢献するという基本的使命・社会的責任を担っています。この基本的使命・社会的責任の実現に向けて、以下のコンプライアンス基本方針に基づく事業を展開しています。

◎ 基本方針

- 当ＪＡは、ＪＡの担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズに応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当ＪＡの役職員一人一人が、高い倫理観と強い責任感を持って、日常の業務を遂行する。
- 当ＪＡは、創意と工夫を活かした質の高いサービスと、組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献する。
- 当ＪＡは、関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
- 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図る。
- 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。

◇ 内部監査体制

当ＪＡでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、ＪＡの本所・支所のすべてを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

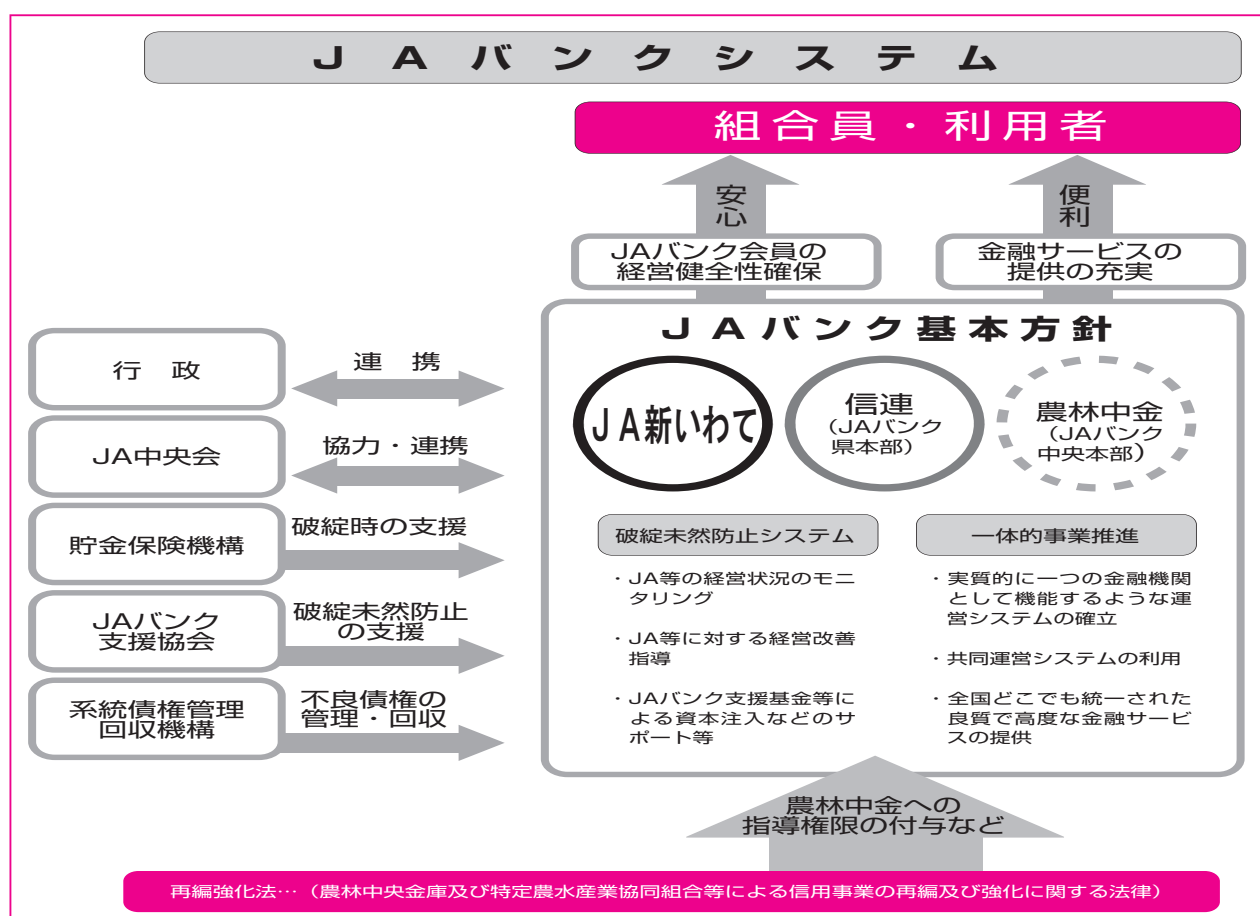
◇ 貯金者保護について

当JAの貯金は、下記の図のようなJAバンクシステムによって守られています。万全の体制で組合員・利用者のみなさまにより一層の「便利」と「安心」をお届けします。

組合員・利用者等のみなさまから一層信頼される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編および強化に関する法律）」に基づき、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組むしくみを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を活かした金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業推進」の2つの柱で成り立っています。

みなさまの貯金は、公的制度の「貯金保険制度」に加え、JAバンク独自の「破綻未然防止システム」により、二重に守られております。



◇ 金融商品の勧誘方針について

当ＪＡは、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金・共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者のみなさまの立場に立った勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

- ① 組合員・利用者のみなさまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮の上、適切な金融商品の勧誘と情報提供を行います。
- ② 組合員・利用者のみなさまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- ③ 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者のみなさまの誤解を招くような説明を行いません。
- ④ 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者のみなさまのご都合に合わせて行うよう努めます。
- ⑤ 組合員・利用者のみなさまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- ⑥ 販売・勧誘に関する組合員・利用者のみなさまからのご質問や照会については、適切な対応に努めます。

◇ 個人情報保護方針

当ＪＡは、組合員・利用者等のみなさまの個人情報を正しく取扱うことが当ＪＡの事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- ① 関連法令等の遵守
当ＪＡは、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
個人情報とは、保護法第２条第１項、第２項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。
また、当ＪＡは、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
特定個人情報とは、番号法２条第８項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。
- ② 利用目的
当ＪＡは、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。
ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。
利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。
- ③ 適正取得
当ＪＡは、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。
- ④ 安全管理措置
当ＪＡは、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。
なお、個人データとは、保護法第１６条第３項が規定する、個人情報データベース等（保護法第１６条第１項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。
- ⑤ 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い
当ＪＡは、仮名加工情報（保護法第２条第５項）及び匿名加工情報（保護法第２条第６項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。
- ⑥ 第三者提供の制限
当ＪＡは、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。
また、当ＪＡは、番号法第１９条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。
- ⑦ 機微（センシティブ）情報の取扱い
当ＪＡは、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。
- ⑧ 開示・訂正・利用停止等
当ＪＡは、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。
保有個人データとは、保護法第１６条第４項に規定するデータをいいます。
- ⑨ 苦情窓口
当ＪＡは、個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。
- ⑩ 継続的改善
当ＪＡは、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

◇ 情報セキュリティ基本方針

当ＪＡは、組合員・利用者等のみなさまとの信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当ＪＡの事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- ① 当ＪＡは、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、ＩＴ基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
- ② 当ＪＡは、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
- ③ 当ＪＡは、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、当ＪＡ全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- ④ 当ＪＡは、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- ⑤ 当ＪＡは、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

◇ ＪＡバンク利用者保護等管理方針

当ＪＡは、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため以下の方針を遵守します。また利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行います。

- ① 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行います。
- ② 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
- ③ 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩及び不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
- ④ 当ＪＡが行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
- ⑤ 当ＪＡとの取引に伴い、当ＪＡの利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

◇ 反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当ＪＡは、事業を行うにつきまして、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下、「政府指針」という。）等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、マネー・ローンダリング等組織犯罪等の防止に取り組み、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

- ① 当ＪＡは、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当ＪＡの特性に応じた態勢を整備します。また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止について周知徹底を図ります。
- ② 当ＪＡは、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。
- ③ 当ＪＡは、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。
- ④ 当ＪＡは、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。
- ⑤ 当ＪＡは、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認について、適切な措置を適時に実施します。
- ⑥ 当ＪＡは、疑わしい取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、速やかに適切な措置を行い、速やかに主務省に届出を行います。

◇ 金融円滑化にかかる基本的方針

当ＪＡは、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当ＪＡの最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当ＪＡの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

- ① 当ＪＡは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- ② 当ＪＡは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- ③ 当ＪＡは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- ④ 当ＪＡは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- ⑤ 当ＪＡは、農業事業者、中小事業者および住宅ローンご利用のお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。その際、関係する他の金融機関等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- ⑥ 当ＪＡは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、次のような体制を整備いたしております。
 - (１) 金融円滑化管理委員会の設置
組合長以下、関係役員部長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (２) 金融円滑化管理責任者の設置
信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当ＪＡ全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (３) 金融円滑化管理担当者の設置
各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- ⑦ 当ＪＡは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

◇ 保険募集方針

当ＪＡは適正な保険募集を行うための方針として、以下のとおり「保険募集指針」を定め、実施いたします。

- ① 当ＪＡは保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
- ② 当ＪＡにおいては損害保険募集人資格を有した募集人が適切な保険募集を行います。
- ③ 当ＪＡは共栄火災海上保険株式会社の代理店であり、保険契約の引受および保険金の支払は共栄火災海上保険株式会社が行います。
- ④ 当ＪＡは保険契約にかかる以下のリスクについてお客様にあらかじめ説明いたします。
 - １．保険商品は共済契約ではありません。
 - ２．保険商品は貯金等ではなく、農水産業協同組合貯金保険機構の保護対象外です。また、元本は保証されておらず、解約払戻金や保険金が払込保険料の合計額を下回る場合があります。
 - ３．引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化によっては、ご契約時の保険金額等が減額される場合があります。（詳細につきましては、お申込みの際にお渡しする「重要事項説明書」「ご契約のしおり」等をご参照下さい。）
- ⑤ 当ＪＡは取扱保険商品の中からお客様が自主的に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- ⑥ 当ＪＡは法令等に反する行為によりお客様に損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- ⑦ 当ＪＡは、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。
- ⑧ 当ＪＡは、ご契約いただいた保険契約に関して、ご契約内容に関する照会への対応、お客様からの苦情・ご相談への対応、保険金等の支払手続きに関する照会等を含む各種手続き方法に関するご案内等への対応を適切に行います。なお、ご相談・照会・手続きの内容によりましては、共栄火災海上保険株式会社所定のご連絡窓

口へご案内、または共栄火災海上保険株式会社と連携してご対応させていただくこともございます。
⑨お客様から寄せられた苦情・ご相談の内容は記録し、適切に管理いたします。

◇ 金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情処理の解決を図ります。

<当JAの苦情受付窓口>

・信用事業

本所 金融部 推進企画運用課

直通電話：019-699-3336

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

・共済事業

本所 共済部 普及推進課

直通電話：019-699-3339

受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝祭日及び12月31日～1月3日を除く）

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

仙台弁護士会紛争解決支援センター（電話：022-223-1005）

（利用に際しては、①の窓口にお申し出ください）

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

（<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>）

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構（<https://www.jibai-adr.or.jp/>）

（公財）日弁連交通事故相談センター（<https://n-tacc.or.jp/>）

（公財）交通事故紛争処理センター（<https://www.jcstad.or.jp/>）

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

（<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>）

◇ 苦情・相談のご案内

JA新しいわては、お客さまの声を誠実に受け止めます。

あなたの声をお聞かせください。

JA新しいわてでは、お客さまからの苦情やご意見を大切にし、適切に対応するために、苦情相談窓口を設置しておりますので、お気軽にお申し出ください。

まずは、最寄の店舗のほか、本所内の下記窓口でも苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

リスク管理室

直通電話 019-699-3363

受付時間 月～金（祝祭日を除く）

午前9時～12時、午後1時～5時まで



8. 自己資本の状況

◇ 自己資本比率の状況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和８年２月末における自己資本比率は、13.45%となりました。

◇ 経営の健全性の確保と自己資本

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	新岩手農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	6,571百万円（前年度6,786百万円）

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、平成19年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

9. 主な事業の内容

◇ 信用事業

信用事業は、貯金、融資、為替などのいわゆる銀行業務を行っています。組合員のみなさまをはじめ、地域のみなさまの快適な暮らしと営農の実現を応援し、地域金融機関として地域社会の発展に貢献しています。

○ 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域のみなさまや事業主の皆様からの貯金をお預かりしています。普通貯金・当座貯金・定期貯金・定期積金・総合口座などの各種貯金を、目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

○ 融資業務

農業専門金融機関として、農業振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員のみなさまの生活を豊かにするための資金融資や、地域金融機関の役割として地域のみなさまの暮らしに必

要な資金と、地方公共団体等への貸出で地域社会の発展のために貢献しています。

また、株式会社日本政策金融公庫の融資のお取次ぎも対応しております。

○ 為替業務

全国の J A・信連・農林中金の店舗をはじめ、銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当 J A の窓口・A T M を通して全国どこの金融機関へでも送金や手形・小切手等の取立てを安全・確実・迅速にできるサービスを行っております。

○ 国債窓口販売業務

国債は国が発行する最も安全性の高い債券で、償還日まで保有すれば元本と利息が保証されます。現在、当 J A では「利付国債（中期利付国債・長期利付国債）」及び「個人向け国債」を取り扱っております。（国債窓口販売取扱支所：零石支所、八幡平支所、岩手支所、久慈支所、二戸支所、宮古支所）

商 品	期 間	販売単位	販売価格	金 利	発行周期
中期利付国債	2年、5年	5万円	市場実勢に応じた価格	固定金利	毎月
長期利付国債	10年				
個人向け国債	3年	1万円	100円	固定金利	毎月
	5年			固定金利	
	10年			変動金利 (半年毎見直し)	

○ 投信窓口販売業務

投資信託は、たくさんのご利用者さま（投資家）から集められた資金をひとつにまとめ、その資金を運用の専門家が債券や株式などの有価証券に分散投資を行い、これによって得た収益を投資したお客さまに還元する実績分配型の金融商品です。したがって、元本および分配金の保証はありません。また、所定の手数料がかかります。（投信窓口販売取扱支所：零石支所、八幡平支所、岩手支所、久慈支所、二戸支所、宮古支所）

商 品	申込単位	備 考
セレクトファンド25銘柄	10,000円以上、1円単位 (つみたては5,000円以上)	取扱いしているセレクトファンドは、NISA制度をご利用いただけます。

○ i D e C o（個人型確定拠出年金）

税の優遇を受けながら、豊かな老後生活を送るための資金準備ができる個人型確定拠出年金のお取り扱いをしております。詳しくは、窓口へおたずねください。

○ サービス・その他

当 J A では、給与・年金等の自動受取り、公共料金・クレジット等の各種自動支払いなどの口座振替サービスなどをお取り扱いしています。ご自宅のパソコンや携帯電話からお取引口座の残高や取引明細のご確認はもちろん、振込や振替など各種サービスがいつでも、どこでも簡単にご利用いただける「J A ネットバンクサービス」をお取り扱いしています。

また、当 J A のキャッシュカードがあれば、全国の J A・銀行・信金・信組・労金・ゆうちょ銀行・コンビニ A T M 等（セブン銀行・イーネット A T M・ローソン銀行 A T M）で現金のお引き出し、残高照会がご利用いただけます。現金のお預入れについては、全国の J A・ゆうちょ銀

行・コンビニＡＴＭでご利用いただけます。

それに加えて、お取引内容に応じて提携ＡＴＭのご利用手数料およびＪＡネットバンクの振込手数料が一定回数無料になるＪＡバンク優遇プログラムをご提供しております。ＪＡバンク優遇プログラムの対象となるお取引や、詳しい優遇内容につきましては窓口へおたずねください。

◇ 共済事業

ＪＡ共済は、生命と損害に対する保障を幅広く提供し、組合員をはじめ地域のみなさまの不安を解消するお手伝いを、ライフアドバイザー（ＬＡ）とスマイルサポーターが、みなさまのくらしのパートナーとしてお役立ちできるよう、高度な専門性と十分なサービスで安心をお届けしております。

◇ 指導事業

組合員の農業技術や経営の改善・向上、地域の総合的な農業生産力を維持・向上させるためにＪＡの職員（主に営農指導員）が行う専門的な指導や助言、相談活動のことです。安全で安心な農畜産物の生産に取り組んでおります。

◇ 購買事業

組合員の営農に必要な、肥料、農薬、飼料、農機具・自動車の販売及び整備などの生産資材の供給を行う事業と、組合員の生活に必要な、食品や日用品、耐久消費財などの生活資材を供給する事業をあわせて購買事業といいます。

組合員をはじめ地域のみなさまの生産・生活に必要な商品を取り扱っております。

◇ 販売事業

組合員農家が生産した農畜産物をＪＡが集荷して販売する事業のことです。農業者の所得に直結するＪＡの事業のなかで、もっとも重要な根幹の事業です。

農畜産物に対する消費者の信頼に依っていくため、生産工程管理、生産履歴記帳運動を実践し、生産段階から加工・販売にいたるまで一貫した食の安全・安心を保つ取り組みをしており、「新鮮で安全な農畜産物」を消費者へお届けしております。

◇ 広報活動

組合員や利用者みなさまが、ＪＡ新しいわての事業に理解と共感を持って参加していただけるよう広報誌「夢郷（ゆめごうり）」とホームページ、ＳＮＳ等による広報活動を展開しております。毎月プレゼントクイズコーナーを設け、ハガキやメールでクイズの答えとともに寄せられた声は、貴重なお意見として事業に反映させていただいております。

○ 広報誌『夢郷（ゆめごうり）』

広報誌『夢郷（ゆめごうり）』は、組合員向けに毎月発行しております。紙面の主な内容は、タイムリーな情報を伝える「特集」や「営農・生活情報」、各地の話題を紹介するページのほか、組合員と利用者・その家族のみなさまに登場していただき紙面を通じて交流できるコーナーとなっております。

○ ホームページ 【 URL <https://www.jaiwate.or.jp/shin-iwate/> 】

○ Facebook 【 URL <https://www.facebook.com/shiniwate/> 】

○ Instagram 【 URL <https://www.instagram.com/ja.shiniwate/> 】

○ YouTube 公式チャンネル『ＪＡ新しいわて』

10. 商品・サービス一覧

◇ 貯金商品のご案内

(令和8年6月1日現在)

種 類		し く み と 特 色
当 座 貯 金		現在、当座貯金の口座開設の受付は停止しております。 また、手形・小切手の電子化に伴い、2027年4月1日以降を期日とする手形・小切手の取立は受付停止となります。
普 通 貯 金		出し入れ自由で、毎日の暮らしの財布代りとしてご利用いただける便利な貯金です。公共料金等の各種自動支払い口座として、また、給与や年金の自動受取口座として最適です。
普 通 貯 金 無 利 息 型 〈 普 通 貯 金 無 利 息 型 〉		普通貯金と同様に、出し入れ自由で、毎日の暮らしの財布代りとしてご利用いただけます。公共料金等の各種自動支払い口座として、また、給与や年金の自動受取口座としてもご利用いただけます。また、貯金保険制度による全額保護の対象となります。ただし、利息はつきません。
貯 蓄 貯 金		個人の方にご利用いただけます。基準残高は10万円とし、基準残高以上は金額階層別に4段階の金利でご利用いただけます。
総 合 口 座		普通貯金と定期貯金をセットし、一冊の通帳で「貯める」・「受取る」・「支払う」・「借りる」の機能を備えた口座です。別冊扱いで定期貯金または定期積金をセットすることもできます。 普通貯金のお支払い金額が残高を超える場合は、お預入れ定期貯金または定期積金の90%（最高9,999千円）まで自動融資いたします。
新 総 合 口 座		総合口座と貯蓄貯金を一冊の通帳にセットした便利な口座です。
定期貯金	期 定 日 期 指 貯 定 金	個人の方にご利用いただけます。預入金額は1円以上300万円未満で、預入期間は最長3年です。利息は1年ごとの複利計算となり、1年経過後はお引き出し自由、一部のお引き出しもできます。 金利は、お預けいただいた時点の金利情勢により決めさせていただきます。
	入 定 一 期 払 貯 一 金	預入金額は1円以上300万円未満と300万円以上の2種類で、各預入金額帯の預入期間は1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年、7年、10年の定型方式と、1か月を超え10年未満までの間に満期日を指定できる期日指定方式をご利用いただけます。 預入期間が3年以上の定型方式の利息は、6か月ごとの複利計算となります。 金利は、お預けいただいた時点の金利情勢により決めさせていただきます。
	自 定 由 期 金 利 貯 型 金	預入金額は、1,000万円以上からで大口の資金運用に適した貯金です。預入期間は1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年、7年、10年の定型方式と、1か月を超え10年未満までの間に満期日を指定できる期日指定方式をご利用いただけます。 預入期間が2年以上の定期貯金は、1年ごとに利息（中間払利息）をお受け取りできます。 金利は、お預けいただいた時点の金利情勢により決めさせていただきます。
	変 動 期 金 貯 利 金	預入金額は1円以上からで、預入期間は1年、2年、3年をご利用いただけます。 お預け入れ日から6か月ごとにその時点の金利情勢によって金利が変動する貯金です。
積立型貯金	定 期 積 金	払込金額は1,000円以上からで、契約期間は6か月以上10年までご利用いただけます。毎月一定の額を積立する定額式と、受取額をお決めいただき毎月積立する目標式をご利用いただけます。 また、契約期間を2年以上10年未満とし、毎年、満期金額をお受け取りできる満期分散型もご利用いただけます。
	積 立 式 定 期 貯 金	積立金額は1円以上からで、積立期間は6か月以上でご利用いただけます。満期日を定めないエンドレス型、満期を設定し満期日に一括して受け取る満期型、1年以上の一定の期間を定めて積立し20年以内の期間にわたって定期的に受け取る年金型をご利用いただけます。
財形貯金	一 般 財 形 貯 金	お勤めの方にご利用いただけます。預入金額は1円以上からで、預入期間は3年以上です。なお、お使いみちはは自由です。期日指定定期貯金で運用いたします。
	財 形 住 宅 貯 金	お勤めの方の住宅取得や増改築を目的とする貯金で、お申込み時に55歳未満の方にご利用いただけます。預入金額は1円以上からで、積立期間は5年以上とし期日指定定期貯金で運用いたします。 財形年金貯金と合わせて元本550万円まで非課税扱いとなります。
	財 形 年 金 貯 金	お勤めの方の老後の年金資産づくりを目的とする貯金で、お申込み時に55歳未満の方にご利用いただけます。預入金額は1円以上からで、積立期間は5年以上とし期日指定定期貯金、スーパー定期貯金で運用いたします。 年金として定期的に受け取る時期は60歳以降とし、その受取期間は5年以上20年以内となります。 財形住宅貯金と合わせて元本550万円まで非課税扱いとなります。
通 知 貯 金		預入金額は5万円以上からで、7日間据え置いていただく貯金とし、短期運用にご利用いただけます。解約する場合は、お受取日の2日前までに予告いただく貯金です。
譲 渡 性 貯 金 (N C D)		預入金額は1,000万円以上からで、預入期間は5年以内でお受取日を指定する貯金としてご利用いただけます。

◇融資商品のご案内

●農業関連向け融資

(令和8年6月1日現在)

融資の種類	資金のお使いみちなど	ご融資額	ご融資期間	担保および保証
農業近代化資金	当ＪＡの組合員のみなさまおよび農業に関連のある小規模事業者の方の運転・設備資金としてご利用いただけます。	<設備資金> 事業費の 100%以内 (認定農業者)	<設備資金> 15年以内 申込内容により 異なります。	原則として農業信用基金協会の保証を受けていただきます。また、必要に応じた不動産担保、個人保証を提供していただく場合もございます。
		<運転資金> 必要額以内	<運転資金> 申込内容により 異なります。	
担い手強化資金	認定農業者、農業に関連のある小規模事業者、集落営農組織の方の運転・設備資金としてご利用いただけます。	<設備資金> 事業費の 100%以内	<設備資金> 25年以内 ※資金使途により 異なります。	原則として農業信用基金協会の保証を受けていただきます。また、必要に応じた不動産担保、個人保証を提供していただく場合もございます。
		<運転資金> 申込内容により 異なります。	<運転資金> 申込内容により 異なります。	
営農ローン	当ＪＡの組合員の営農等に必要な運転資金としてご利用いただけます。	500万円以内	1年 (自動更新)	原則として農業信用基金協会の保証を受けていただきます。
農機ハウスローン	当ＪＡの組合員の農業機械導入、パイプハウス建設等に必要な資金としてご利用いただけます。	1,800万円以内	10年以内かつ 耐用年数の 範囲内	原則として農業信用基金協会の保証を受けていただきます。
農機ローン	当ＪＡの組合員の農業機械導入等に必要な資金としてご利用いただけます。	500万円以内	耐用年数の 範囲内	原則として農業信用基金協会の保証を受けていただきます。
受託貸付業務	日本政策金融公庫の各種資金の受託業務貸付をお取り扱いしております。			
制度資金	農業近代化資金・農業経営改善促進資金など各種制度資金をお取り扱いしております。			

●個人向け融資

(令和8年6月1日現在)

融資の種類	資金のお使いみちなど	ご融資額	ご融資期間	担保および保証
住宅ローン	ご本人・ご家族がお住まいになる住宅の新築・増改築及び土地・住宅・マンションの購入資金としてご利用いただけます。	10万円以上 1億円以内	50年以内 ※うち据置 1年以内	ご融資対象の土地、建物への担保設定および農業信用基金協会の保証を受けていただきます。
教育ローン	ご子弟の入学金・授業料など学費の支払い、下宿代などにご利用いただけます。また、在学期間の範囲内で元金を据え置くことができます。	10万円以上 1,000万円以内	15年以内	原則として農業信用基金協会の保証を受けていただきます。
マイカーローン	自動車購入資金などにご利用いただけます。	10万円以上 1,000万円以内	15年以内 ※10年を超える 場合は新車限定	原則として農業信用基金協会の保証を受けていただきます。
多目的ローン	家電・家具・自動車・旅行・結婚・医療・相続など幅広くご利用いただけます。	10万円以上 500万円以内	10年以内	原則として農業信用基金協会の保証を受けていただきます。
カードローン	ご融資限度額の範囲内でいくらでも、何度でもご利用いただけます。	300万円以内 (10万円単位)	1年 (自動更新)	原則として農業信用基金協会の保証を受けていただきます。

※このほかにも保証会社との提携ローンや各種の融資制度をご用意しております。詳しくは窓口へご相談ください。

●サービス機能のご案内

種 類	特 徴
J A キャッシュサービス	当 J A のキャッシュカードがあれば全国の J A ・信連・農林中金・銀行・信金・信組・労金・郵貯等の CD (現金自動支払機) または ATM (現金自動預入・支払機) で現金のお引き出し、残高照会がご利用いただけます。 全国の J A ・信連・農林中金では、現金のお預け入れもご利用いただけます。 当 J A の ATM では為替振込もご利用いただけます。また、振込カードの発行もいたしております。
給 与 振 込 サ ー ビ ス	給与・ボーナスがご指定いただいた貯金口座で自動的にお受け取りになることができます。振込指定日忘れのご心配ありません。 振り込まれた資金はキャッシュカードにより必要なときにお引き出しいただけます。
自 動 受 取 サ ー ビ ス	各種年金、配当金などがご指定いただいた口座で自動的にお受け取りになることができます。その都度お受け取りに出かけられる手間も省け、振込指定日忘れのご心配ありません。 振り込まれた資金はキャッシュカードにより必要なときにお引き出しいただけます。
自 動 支 払 サ ー ビ ス	電気・電話・NHK放送受信料等公共料金のほか、高校授業料、各種クレジット代金など、ご指定いただいた普通貯金 (総合口座)、当座貯金から自動的にお支払いいたしますので、払込のわずらわしさがなくなります。
ク レ ジ ッ ト カ ー ド サ ー ビ ス (J A カ ー ド)	ショッピングやレジャー、海外旅行まで世界・国内の加盟店でご利用になれる J A カードをお取り扱いしております。 また、不意に現金が必要になった場合でもキャッシングサービスがご利用できます。
振 替 サ ー ビ ス	収納企業に代わって集金業務を行うとともに処理結果を提供できるサービスです。
スウィングサービス	普通貯金の余裕資金を有利な定期貯金または貯蓄貯金に振り替えて運用するサービスです。
定時自動送金サービス	毎月一定額を貯金口座から自動引落としのうえ、指定した受取人口座に自動振込みいたします。家賃、仕送り等のお振込みに便利です。
デビットカードサービス	当 J A が発行する通常のキャッシュカードで、デビットカード加盟店において、お買い物やサービスなどの代金精算ができる便利なサービスです。 口座から即座に代金を引き落とす「即時決済」となります。
J A ネットバンクサービス (個 人 ・ 法 人)	窓口やATMに出向くことなく、お手持ちのインターネットに接続されているパソコン・スマートフォンから、平日・休日を問わず、残高照会や振込・振替などの各種サービスがお気軽にご利用いただけます。
J A バ ン ク ア プ リ	J A のキャッシュカードとスマートフォンがあれば利用でき、お取引口座の残高照会やお取引明細照会や、投資信託のお取引がご利用いただけます。また、PayB (請求書決済) 機能により、請求書のバーコード・地方税統一QRコード (eL-QR) を読み込むことで、税金・公共料金等のお支払いができます。
J A バ ン ク ア プ リ プ ラ ス	J A ネットバンクサービスで提供している残高照会機能や振込・振替のほか、口座開設をはじめ、カードローンの借入・返済や入出金明細照会・契約内容照会、住所・電話番号の変更、Pay-easy (ペイジー) マークのある請求書・納付書のお支払いなどのお手続きが、来店不要でご利用いただけるスマートフォンアプリです。
Q R 伝 票 作 成 ツ ー ル	ご自宅やオフィスのパソコンで、J A バンクのホームページから伝票を事前作成することができるサービスです。窓口のお手続きにかかる時間を短縮することができるほか、一度作成したデータは保存して再利用することが可能です。
マ ル チ ペ イ メ ン ト 収 納 サ ー ビ ス (ペイジーマークのある 納付書・払込書)	J A ネットバンクをご契約済みであれば、税金などのお支払いをパソコンやスマートフォンを使ってご自身の口座から引き落とし、支払先に収めることができます。また、A T M でも収納情報 (収納機関番号等) を入力することでお支払いいただくことができます。 ※一部お取り扱いできない納付書があります。
J A 共 済 の 健 康 ・ 介 護 ほ っ と ラ イ ン	生活習慣病予防や肥満などの生活全般の健康相談、医療機関の情報提供、介護・リハビリなどのご相談をお受けいたしております。 フリーダイヤル：0120-481-536 (年中無休、24時間受付)
フ リ ー ダ イ ヤ ル 安 心 サ ー ビ ス	ご契約のお車の事故やトラブルを、フリーダイヤルで24時間・365日、受付しております。 フリーダイヤル：0120-258931 ジョコハクミアイ

◇ 店舗外キャッシュサービスコーナー（ATM）

（令和8年6月1日現在）

市 町 村 名	設 置 場 所	ご 利 用 時 間		
		平 日	土曜日	日・祝日
滝 沢 市	滝沢市地域職業相談室	8:30～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	介護支援施設「まごころ館」	8:30～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	旧滝沢山麓支所	8:30～18:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	滝沢市役所	8:30～21:00	9:00～19:00	9:00～19:00
雫 石 町	介護支援施設「ほほえみ館」	8:30～21:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	購買店舗雫石店前	8:30～19:00	9:00～17:00	－
	旧西山支所	8:30～19:00	9:00～17:00	－
	Aコープ御所店前	8:30～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	雫石町役場	8:30～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00
八 幡 平 市	旧西根支所	8:45～21:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	旧田頭支所	8:45～21:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	旧西根北支所跡地	8:45～21:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	旧松尾支所	9:00～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	旧田山出張所	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
盛 岡 市	旧好摩支所	8:45～21:00	9:00～19:00	9:00～19:00
葛 巻 町	小屋瀬農村センター前	9:00～19:00	9:00～17:00	－
	葛巻生産資材店舗「くずまき楽農センター」	9:00～19:00	9:00～17:00	－
久 慈 市	J Aライフセレモ久慈葬祭センター	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
	十文字チキンカンパニー久慈工場	9:00～18:00	9:00～18:00	－
	久慈市役所山形総合支所	8:00～20:00	8:00～20:00	8:00～20:00
洋 野 町	旧種市支所	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
普 代 村	道の駅 青の国ふだい	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
二 戸 市	二戸ショッピングセンター「ニコア」	10:00～18:00	10:00～17:00	10:00～17:00
	旧浄法寺支所	8:45～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00
一 戸 町	旧奥中山支所	8:45～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00
宮 古 市	ひきめの里直売所	8:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	旧川井支所	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
山 田 町	「びはんストア」豊間根店	9:00～20:00	9:00～19:00	9:00～19:00
岩 泉 町	岩泉町役場小川支所前	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
田 野 畑 村	旧田野畑支所	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00

◇ 手数料のご案内（金額は全て10%の消費税を含めて表示しております。）

（令和8年6月1日現在）

● 貯金ネットサービス取扱手数料

区 分		平 日			土曜日			祝日・日曜日
		8:00 ～8:45	8:45 ～18:00	18:00 ～21:00	8:00 ～9:00	9:00 ～14:00	14:00 ～21:00	8:00 ～21:00
出 金・振 込	自農協内（引出・振込）	無 料			無 料			無 料
	信連・県内ネット（引出・振込）	無 料			無 料			無 料
	全国ネット（引出・振込）	無 料			無 料			無 料
	JFマリンバンク提携（引出・振込）	無 料			無 料			無 料
	業態間連携（引出・振込）	220円	110円	220円	220円	110円	220円	220円
	三菱UFJ 銀行提携	引 出	110円	無 料	110円	110円		110円
		振 込	220円	110円	220円	220円	110円	220円
	ゆうちょ銀行提携（引出）	220円	110円	220円	220円	110円	220円	220円
	コンビニATM提携（引出）	220円	110円	220円	220円	110円	220円	220円
入 金	自 農 協 内	無 料			無 料			無 料
	信 連 ・ 県 内 ネ ッ ト	無 料			無 料			無 料
	全 国 ネ ッ ト	無 料			無 料			無 料
	ゆうちょ銀行提携	220円	110円	220円	220円	110円	220円	220円
	コンビニATM提携	220円	110円	220円	220円	110円	220円	220円

●貯金関係手数料

種 類	料金基準	手数料額	備 考
通 帳 再 発 行	1冊	1,100円	盗難、紛失等貯金者からの依頼による再発行の場合。
証 書 再 発 行	1枚		
キャッシュカード再発行 (磁気スライプ、IC、J Aカード・体型ローンカード含む)	1枚		
口座振替 手数料 (引落料)	FD、MT等を委託者が作成する場合	1件	媒体(紙・データ)持込は別途媒体持込手数料が必要となります。
	上記以外の場合	1件	
媒 体 持 込 手 数 料	1媒体	5,500円	
残 高 証 明 書 発 行	都度発行	1,100円	
	定例発行	550円	
	監査法人向け	2,200円	
未利用口座管理手数料	1口座につき	1,320円	令和3年10月1日以降新規開設口座 2年間未利用かつ10,000円未満の口座
取引履歴明細書発行	1件につき	1,100円	
その他各種証明書発行	1通につき	1,100円	

●手形・小切手関連手数料(1件あたり)

種 類	手数料額
代 金 取 立 手 数 料	電子交換 880円 個別取立 1,100円
送 金 手 数 料 (送金小切手)	県内 J A あて 440円 県外 J A ・他行あて 770円
そ の 他 の 諸 手 数 料	他行宛地方税取扱料 550円
	振込・送金組戻料 880円
	振込訂正手数料 880円
	不渡手形返却料 1,100円
	取立手形組戻料 1,100円
	取立手形店頭呈示料 (ただし、所定手数料を超える場合には実費) 1,100円
	その他特殊手数料 実 費

●国債窓販手数料

種 類	料金基準	手数料額	備 考
国債窓販	保護預り口座管理手数料	1口座につき	無料
	各種証明書発行	1通につき	1,100円

●両替・大量硬貨入出金手数料

両替・入出金枚数	手数料額
50枚以下	無 料
51枚～500枚	550円
501枚～1,000枚	1,100円
以降500枚増加ごとに	550円加算

●大量硬貨取扱(現金精査)手数料

取扱枚数	手数料額
50枚以下	無 料
51枚～500枚	550円
501枚～1,000枚	1,100円
以降500枚増加ごとに	550円加算

- ※1 受付時に複数の両替・精査をご依頼される場合(複数の両替票)は、合計枚数を手数料額の対象とさせていただきます。
- ※2 両替・精査枚数は「お客さまのご持参枚数合計」または「お客さまの交付枚数合計」の、いずれか多い方の枚数とさせていただきます。
- ※3 両替代金を一旦ご入金後、金種を指定して払い戻される場合など、実質両替と変わらないお取引も本手数料の対象となります。

●集金手数料

訪問回数	手数料月額	備 考
月1回	2,200円	1. 日掛け、定期積金などすべての集金を対象といたします。
月2回	4,400円	
月3回	6,600円	
週1回	8,800円	
週2回	17,600円	
週3回	26,800円	2. 月4回は、週1回の手数料額を適用いたします。
週4回	35,200円	
週5回	44,000円	

●届金手数料

お届け回数	手数料額	備 考
1回	2,200円	

●融資関連手数料（1件あたり）

種 類		手数料額	備 考
住宅ローン	取扱手数料	55,000円	固定金利・変動金利・固定金利選択型
	固定金利選択手数料	11,000円	固定金利選択型(3年、5年、10年)で当初固定期間終了後に再度「固定金利」を選択する場合の手数料。
	一部繰上返済手数料	22,000円	JAネットバンクでお手続きの場合は無料
	全額繰上返済	実行から7年以内 実行から7年超	33,000円 無料
事業資金	1貸付先の貸出総額に対する	残高の1%	特約のあるものに限る。
電子契約サービス手数料	契約金額 1,000万円以下	11,000円	融資商品にかかわらず一律
	契約金額 1,000万円以上	22,000円	
残高証明書発行	都度発行	1,100円	一通につき
	定例発行	550円	
	監査法人向け	2,200円	
その他各種証明書発行		1,100円	資格証明書、印鑑証明書を添付する場合は、実費に消費税を加算して徴収する。
担保抹消委任状再発行		1,100円	

●為替手数料（1件あたり）

種類	お支払方法		振込金額	当JAあて※1		系統金融機関あて		他金融機関あて
				ATM管理店舗あて	他店舗あて	県内JA	県外JA	
振込手数料	ATM	キャッシュカードによる振込	3万円未満	無料	110円			440円
			3万円以上		330円			660円
	窓口 (電信扱・文書扱とも)		3万円未満		330円			660円
			3万円以上		550円			880円
	ネットバンキング		3万円未満	無料		110円		330円
			3万円以上			220円		440円
	ファームバンキング		3万円未満	無料		110円		330円
			3万円以上			220円		440円
	法人ネットバンク	振込・総合振込	3万円未満	無料		110円		330円
			3万円以上			220円		440円
		給与・賞与振込	3万円未満			無料		110円
			3万円以上					
	JAデータ伝送サービス(ADP)	振込・総合振込	3万円未満	無料		110円		330円
			3万円以上			220円		440円
		給与・賞与振込	3万円未満			無料		110円
			3万円以上					

※1 同一店舗・他店舗のご本人口座へのお振込みは無料となります。

●ネットバンクサービス手数料

種 類			料金基準	手数料額	備 考
法人ネットバンク	契約手数料		1件	無料	照会・振込サービス、データ伝送サービス併用の場合は、月額3,300円となります。
	利用手数料	照会・振込サービス	月額	1,100円	
		データ伝送サービス	月額	2,200円	
	振替手数料		1件	55円	
ファームバンキング	アンサーサービス 利用手数料	照会・振込サービス	月額	550円	照会・振込サービス、資金移動サービス併用の場合は、月額1,100円となります。
		資金移動サービス	月額	550円	
	データ伝送サービス		月額	無料	
	振替手数料		1件	55円	
データ伝送サービス (ADP)	利用手数料		月額	44,000円	
	振替手数料	☐ 座振替	個別契約による		
		☐ 座確認	個別契約による		

◇ 共済商品のご案内

J A 共済では、みなさまの生涯にわたるしあわせづくりをきめ細かい保障プランで力強くサポートします。

●長期共済（共済期間が5年以上の契約）

（令和8年6月1日現在）

共済の種類	特 色
終 身 共 済	万一のときはもちろん、ニーズにあわせた特約により保障内容を自由に設計できる確かな生涯保障プランです。
養 老 生 命 共 済	万一のときの保障と、将来の資金づくりを両立させたプランです。
定 期 生 命 共 済	万一のときをお手頃な共済掛金で保障するプランです。農業の新たな担い手などの経営者の万一のときの保障と退職金などの資金形成ニーズに応えるプランもあります。
引 受 緩 和 型 終 身 共 済	健康に不安のある方も、ご加入しやすい万一保障です。80歳までお申し込みいただけます。
一 時 払 終 身 共 済	万一のときはもちろん、将来の安心を増やせる一生涯の保障です。医師の診査なしの簡単な手続きでお申し込みいただけます。
一 時 払 養 老 生 命 共 済	将来に向けて、確実に資金づくりができ、万一の時の保障もあわせて確保できます。医師の診査なしの簡単な手続きでお申し込みいただけます。
医 療 共 済	日帰り入院からまとまった一時金が受け取れます。一生涯保障や先進医療保障など、ライフプランに合わせて自由に設計できます。健康を維持した場合、健康祝金が受け取れます。※健康祝金支払特則を付加した場合で、契約日3年ごと（共済期間が10年更新の場合は5年ごと）に、治療共済金が支払われた入院をしなかった場合に受け取れます。
引 受 緩 和 型 医 療 共 済	健康に不安のある方も、ご加入しやすい医療保障です。日帰り入院から手術、放射線治療を一生涯保障します。
が ん 共 済	がんと闘うための安心を一生涯にわたって手厚く保障します。がんによる入院・手術、放射線治療のほか抗がん剤治療・ホルモン剤治療までカバーします。すべてのがんのほか、脳腫瘍も対象としています。
特定重度疾病共済	三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）に加えて、三大疾病以外の「心・血管疾患」や「脳血管疾患」、さらには「その他の生活習慣病」まで幅広く保証します。
生 活 障 害 共 済	病気やケガにより身体に障害が残ったとき、障害の程度や認定により収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障です。
認 知 症 共 済	一生涯の認知症保障プランです。認知症はもちろん、認知症の前段階の軽度認知症障害（MC I）まで、幅広く保障します。
介 護 共 済	長生きの時代を安心して暮らしていける、一生涯の介護保障プランです。公的介護保険制度に連動して、幅広い要介護状態を保障します。
予 定 利 率 変 動 型 年 金 共 済	老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査なしの簡単な手続きでお申し込みいただけます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。
こ ど も 共 済	お子さまの入学資金や結婚・独立資金の準備に最適なプランです。共済契約者（親）が万一のときは、満期まで毎年養育年金をお受け取りになれるプランもあります。
建 物 更 生 共 済 む て き プ ラ ス	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。
農業者賠償責任共済	農地や農業施設の所有・使用・管理や農作業に起因する賠償責任への保障をお考えの方に。

●短期共済（共済期間が5年未満の契約）

（令和8年6月1日現在）

共済の種類	特 色
自 動 車 共 済	相手方への対人・対物賠償をはじめ、ご自身・ご家族などの傷害保障、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。
自 賠 責 共 済	法律ですべての自動車に加入が義務づけられています。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。
傷 害 共 済	日常のさまざまな災害による万一のときや負傷を保障します。
火 災 共 済	住まいの火災損害を保障します。
賠 償 責 任 共 済	日常生活中に生じた損害賠償義務を保障します。

「ひと・いえ・くるまの生活総合保障」で大きくサポート

J A 共済は、生命と損害の両分野の保障を提供しています。

さらに、組合員・利用者みなさまに、より満足いただけるよう、ライフアドバイザー（L A）を中心に専門性の高い保障提供活動の実施に努めています。J A 共済では、これからもみなさまの暮らしのパートナーとして「安心」をお届けしていきます。

		保障の目的	こんな方にオススメです	社会人スタート 結婚 お子様の誕生 住宅購入 お子様の進学 お子様の結婚・独立 セカンドライフ					
				20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	
ひと	万が一とき、ご家族のために生活費を残しておきたい方	一生涯の万ー保障	終身共済						
	貯蓄をしながら 万一のときにも備えたい方	万一の保障と貯蓄	養老生命共済						
	お手頃な共済掛金で 万一のときにも備えたい方	共済期間が選べる万ー保障	定期生命共済						
	病歴や健康状態に不安がある方	ご加入しやすい万ー保障	引受緩和型終身共済						
	まとまった資金を活用したい方	一生涯の万ー保障	生存給付特則付一時払終身共済（平28.10）						
	まとまった資金を活用したい方	万 一 の 保 障	一時払養老生命共済						
	病気がケガに備える医療保障がほしい方	充実の医療保障	医療共済 メディフル						
	病歴や健康状態に不安がある方	ご加入しやすい医療保障	引受緩和型医療共済						
	がんの手厚く備えたい方	充実のがん保障	がん共済						
	身近な生活習慣病のリスクに備えたい方	特定疾病の保障	特定重度疾病共済 身近なリスクにそなエール						
	身体に障害を負って働けなくなったときのリスクに備えたい方	就労不能の保障	生活障害共済 働くわたしのささエール						
	一生涯にわたる認知症の不安に備えたい方	一生涯の認知症保障	認知症共済						
	一生涯にわたる介護の不安に備えたい方	一生涯の介護保障	介護共済						
	まとまった資金を活用したい方	一生涯の介護保障	一時払介護共済						
	老後の生活資金の準備を始めたい方	老 後 の 保 障	予定利率変動型年金共済 ライフロード						
いえ	お子さま・お孫さまの教育資金を準備したい方	お子さま・お孫さまの保障	こども共済						
	火災や自然災害による建物・家財の損害に備えたい方	建物や家財の保障	建物更生共済むてきプラス・My 家財プラス						
	自動車事故による賠償やケガ、修理に備えたい方	くるまの保障	自動車共済クルママスター						
農業	農業において発生するさまざまなリスクに備えたい方	農業における賠償リスクを保障	農業者賠償責任共済ファーマスト						

ご契約に関する重要な事項等の説明

J A 共済では、「農業協同組合法」「消費者契約法」「金融商品の販売等に関する法律」などの法令にもとづき、ご契約に関する重要な事項をご理解いただくために、「重要事項説明書（契約概要）」「重要事項説明書（注意喚起情報）」「ご契約のしおり・定款」等をお渡しして、説明を行っています。また、ご契約内容がニーズに合致した内容であるかどうかをご確認いただくことを目的に「意向確認書」による内容確認・説明を実施しております。

①クーリング・オフ制度

共済期間が1年を超える共済契約について、ご契約のお申込者または共済契約者は、ご契約の申込日または「ご契約のしおり・約款」の交付を受けた日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回または解除をすることができます。（法人契約、J A 共済が指定した医師の診査を受けていた場合などは除きます）。

②告知義務

ご契約のお申込み、復活または特約の中途付加などに際し、共済契約者および被共済者は、被共済者の最近の健康状態などをありのままに告知していただくことになっています。この際に故意または重大な過失によって事実を告げなかったり、事実と相違して告知を行った場合には、告知義務違反としてご契約または特約が解除され、共済金などをお支払いできない場合があります。

③失効

ご契約が締結された後、第2回以後の共済掛金のお払込みがないまま所定の払込猶予期間を経過した場合、ご契約は失効となり共済金などをお支払いできなくなります。

④復活

共済掛金のお払込みがないためにご契約が失効した場合でも、失効日から3年以内であれば、ご契約の復活（効力をもとの状態に戻すこと）を申し込むことができます。

⑤共済掛金の自動振替貸付（一時的に共済掛金のご都合がつかないとき）
共済掛金のお払込みがないまま、所定の払込猶予期間を経過した場合でも、その時点での返れい金の額の80%の範囲内で、共済掛金に相当する額を自動的に貸し付け、ご契約を有効に継続させることができます。*自動振替貸付のない仕組みもあります。

⑥共済金と税金について

満期共済金・死亡共済金をお受け取りになる場合には、共済契約者（共済掛金負担者）、被共済者、共済金受取人の関係によって課税される税金の種類が変わってきます。

※上記は生命共済の場合であり、「重要事項説明書（注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」にさらに詳しく記載されています（⑥については「重要事項説明書（注意喚起情報）」に記載していません）。
なお、各種共済にかかる詳しい内容は、お近くのJ Aの窓口までお問い合わせください。

※J A 共済では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（旧略称 本人確認法）にもとづき、お取引に際してご本人の確認を行っています。詳しい内容は、お近くのJ Aの窓口までお問い合わせください。

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和6年度 (令和7年2月28日)	令和7年度 (令和8年2月28日)	科 目	令和6年度 (令和7年2月28日)	令和7年度 (令和8年2月28日)
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
1. 信用事業資産	255,019,952	260,260,079	1. 信用事業負債	265,167,356	270,724,275
(1) 現金	2,402,531	2,338,213	(1) 貯金	263,988,347	268,735,060
(2) 預金	175,865,521	175,029,980	(2) 借入金	303,389	278,212
系統預金	174,305,458	173,611,256	(3) その他信用事業負債	871,672	1,707,270
系統外預金	1,560,063	1,418,724	未払費用	60,130	170,295
(3) 有価証券	16,350,890	16,930,081	その他の負債	811,542	1,536,975
国債	16,340,890	16,920,081	(4) 債務保証	3,947	3,732
地方債	10,000	10,000	2. 共済事業負債	785,922	768,895
(4) 貸出金	59,337,184	64,853,305	(1) 共済資金	354,487	344,167
(5) その他信用事業資産	1,493,822	1,587,115	(2) 未経過共済付加収入	431,434	424,727
未収収益	976,676	1,261,816	3. 経済事業負債	3,022,456	3,310,114
その他資産	517,145	325,299	(1) 経済事業未払金	2,296,793	2,567,423
(6) 債務保証見返	3,947	3,732	(2) 経済受託債務	511,241	625,724
(7) 貸倒引当金	△ 433,946	△ 482,349	(3) 全農預託負債	196,640	105,329
2. 共済事業資産	2,478	2,337	(4) その他の経済事業負債	17,781	11,636
(1) その他共済事業資産	2,478	2,337	4. 雑負債	555,589	735,998
3. 経済事業資産	7,624,904	7,305,133	(1) 未払法人税等	6,850	21,482
(1) 経済事業未収金	5,402,639	5,333,928	(2) リース債務	5,536	13,119
(2) 経済受託債権	917,307	918,390	(3) その他の負債	543,203	701,397
(3) 棚卸資産	1,312,880	1,329,155	5. 諸引当金	1,340,500	1,274,832
購買品	1,226,253	1,218,329	(1) 賞与引当金	120,853	117,250
販売品	36,033	56,808	(2) 退職給付引当金	1,219,647	1,157,582
産直・加工在庫品	1,844	2,119	6. 再評価に係る繰延税金負債	486,628	492,555
その他の棚卸資産	48,748	51,897	負債の部合計	271,358,454	277,306,672
(4) 全農預託債権	196,640	105,329	(純 資 産 の 部)		
(5) その他経済事業資産	376,575	335,178	1. 組合員資本	11,706,781	11,870,804
(6) 貸倒引当金	△ 581,137	△ 716,848	(1) 出資金	6,786,097	6,571,226
4. 雑資産	1,035,368	736,705	(2) 資本準備金	911,258	911,258
5. 固定資産	7,802,185	7,929,454	(3) 利益剰余金	4,254,147	4,644,263
(1) 有形固定資産	7,602,422	7,619,991	利益準備金	2,526,003	2,526,003
建物	11,596,292	11,598,073	その他利益剰余金	1,728,143	2,118,259
機械装置	3,781,161	3,860,947	経営安定積立金	700,000	700,000
土地	4,467,526	4,425,453	災害復旧積立金	200,000	200,000
リース資産	129,893	138,839	税効果積立金	90,000	90,000
建設仮勘定	7,192	212,131	施設整備積立金	550,000	550,000
その他の有形固定資産	3,004,212	2,889,242	当期末処分剰余金	188,143	578,259
減価償却累計額	△ 15,383,856	△ 15,504,696	(うち当期剰余金)	(△ 793,758)	(372,735)
(2) 無形固定資産	199,763	309,462	(4) 処分未済持分	△ 244,721	△ 255,944
6. 外部出資	9,399,393	9,399,758	2. 評価・換算差額等	△ 1,736,822	△ 3,169,221
(1) 外部出資	9,399,393	9,399,758	(1) その他有価証券評価差額金	△ 2,535,400	△ 3,938,236
系統出資	8,541,825	8,541,825	(2) 土地再評価差額金	798,578	769,014
系統外出資	726,887	727,252	純資産の部合計	9,969,959	8,701,582
子会社等出資	130,681	130,681	負債及び純資産の部合計	281,328,414	286,008,254
7. 繰延税金資産	444,132	374,786			
資産の部合計	281,328,414	286,008,254			

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度 (自令和6年3月1日 至令和7年2月28日)	令和7年度 (自令和7年3月1日 至令和8年2月28日)	科 目	令和6年度 (自令和6年3月1日 至令和7年2月28日)	令和7年度 (自令和7年3月1日 至令和8年2月28日)
1. 事業総利益	5,001,144	6,468,854	(9) 保管事業収益	205,624	216,910
事業収益	15,055,703	14,604,286	(10) 保管事業費用	65,731	50,217
事業費用	10,054,559	8,135,431	保管事業総利益	139,893	166,693
(1) 信用事業収益	2,082,167	2,557,482	(11) 加工事業収益	6,763	6,165
資金運用収益	1,818,436	2,283,047	(12) 加工事業費用	2,861	2,907
(うち預金利息)	846,267	1,168,982	加工事業総利益	3,902	3,257
(うち有価証券利息)	105,405	143,651	(13) 利用事業収益	1,822,626	1,831,683
(うち貸出金利息)	820,035	970,297	(14) 利用事業費用	1,004,166	1,022,692
(うちその他受入利息)	46,727	115	(うち貸倒引当金繰入額)	—	—
役務取引等収益	176,831	191,163	(うち貸倒引当金戻入益)	△ 1,764	△ 2,801
その他事業直接収益	19,465	—	利用事業総利益	818,459	808,990
その他経常収益	67,433	83,272	(15) 農産物直売事業収益	90,826	100,820
(2) 信用事業費用	1,496,180	816,878	(16) 農産物直売事業費用	63,771	72,668
資金調達費用	143,639	523,229	農産物直売事業総利益	27,055	28,151
(うち貯金利息)	138,159	512,950	(17) 指導事業収入	36,565	34,268
(うち給付補填備金繰入)	212	1,056	(18) 指導事業支出	158,092	150,001
(うち借入金利息)	1,639	1,013	指導事業収支差額	△ 121,526	△ 115,732
(うちその他支払利息)	3,627	8,208	2. 事業管理費	6,130,976	6,165,155
役務取引等費用	47,506	54,162	(1) 人件費	3,628,825	3,603,857
その他事業直接費用	1,058,860	—	(2) 業務費	715,047	740,323
(うち国債等証券償還損)	1,058,860	—	(3) 諸税負担金	232,310	214,252
その他経常費用	246,174	239,486	(4) 施設費	1,532,469	1,585,372
(うち貸倒引当金繰入額)	74,402	48,603	(5) その他事業管理費	22,323	21,350
(うち貸倒引当金戻入益)	—	—	事業利益	△ 1,129,832	303,699
(うち貸出金償却)	—	—	3. 事業外収益	209,386	208,686
信用事業総利益	585,986	1,740,604	(1) 受取雑利息	29,730	38,795
(3) 共済事業収益	1,487,851	1,509,118	(2) 受取出資配当金	95,023	83,824
共済付加収入	1,414,620	1,398,933	(3) 賃貸料	54,382	58,134
その他の収益	73,231	110,185	(4) 償却債権取立益	14,598	560
(4) 共済事業費用	76,070	88,420	(5) 雑収入	15,651	27,371
共済推進費	50,084	59,083	4. 事業外費用	56,083	27,923
共済保全費	12,933	12,970	(1) 支払雑利息	413	365
その他の費用	13,051	16,367	(2) 寄付金	484	519
共済事業総利益	1,411,781	1,420,697	(3) 賃貸費	18,499	22,020
(5) 購買事業収益	8,120,329	7,169,214	(4) 貸倒引当金繰入額	28,210	531
購買品供給高	7,403,177	6,406,788	(5) 雑損失	8,476	4,486
購買手数料	510,234	587,180	経常利益	△ 976,529	484,461
修理サービス料	67,535	70,411	5. 特別利益	10,911	48,905
その他の収益	139,382	104,833	(1) 固定資産処分益	2,150	1,145
(6) 購買事業費用	6,980,815	6,011,494	(2) 一般補助金	4,839	45,716
購買品供給原価	6,568,560	5,495,309	(3) その他特別利益	3,921	2,044
購買品供給費	183,156	196,457	6. 特別損失	64,246	76,060
修理サービス費用	31,929	30,189	(1) 固定資産処分損	44,078	11,085
その他の費用	197,168	289,538	(2) 固定資産圧縮損	4,839	6,699
(うち貸倒引当金繰入額)	110,934	205,917	(3) 減損損失	15,131	58,274
(うち貸倒引当金戻入益)	—	—	(4) その他特別損失	196	—
(うち貸倒損失)	—	10	税引前当期利益	△ 1,029,865	457,306
購買事業総利益	1,139,514	1,157,719	法人税、住民税及び事業税	26,252	21,482
(7) 販売事業収益	1,677,809	1,882,662	法人税等調整額	△ 262,358	63,089
買取販売品販売高	271,881	348,550	法人税等合計	△ 236,106	84,571
販売手数料	1,004,121	1,167,363	当期剰余金	△ 793,758	372,735
その他の収益	401,806	366,748	当期首繰越剰余金	181,533	188,143
(8) 販売事業費用	681,731	624,190	土地再評価差額金取崩額	368	17,380
買取販売品販売原価	257,234	331,434	経営安定積立金取崩額	800,000	—
販売費	24,466	20,868	当期未処分剰余金	188,143	578,259
その他の費用	400,030	271,887			
(うち貸倒引当金繰入額)	62,615	—			
(うち貸倒引当金戻入益)	—	△ 63,448			
販売事業総利益	996,078	1,258,471			

3. 注記表

令和6年度注記表	令和7年度注記表
I 重要な会計方針に係る事項に関する注記 1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法 (1) 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法） (2) 子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法 (3) その他有価証券 ①時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） ②時価のないもの：移動平均法による原価法 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法 購買品：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） 3. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しています。 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しています。 4. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近3年間の返済実績と将来3年間のキャッシュ・フロー見込額とを比較し、いずれか低い方の金額を回収可能額としています。 破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収	I 重要な会計方針に係る事項に関する注記 1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法 (1) 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法） (2) 子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法 (3) その他有価証券 ①時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） ②時価のないもの：移動平均法による原価法 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法 購買品：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） 3. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しています。 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しています。 4. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近3年間の返済実績と将来3年間のキャッシュ・フロー見込額とを比較し、いずれか低い方の金額を回収可能額としています。 破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収

令和6年度注記表	令和7年度注記表
に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。 (2) 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出にあてるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。 (3) 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。 ②数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。 5. 収益及び費用の計上基準 当J Aの利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。 (1) 購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当J Aは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (2) 販売事業 組合員が生産した農畜産物を当J Aが集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当J Aは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。	に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。 (2) 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出にあてるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。 (3) 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。 ②数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。 5. 収益及び費用の計上基準 当J Aの利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。 (1) 購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当J Aは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (2) 販売事業 組合員が生産した農畜産物を当J Aが集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当J Aは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

令和6年度注記表	令和7年度注記表
(3) 保管事業 組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。 (4) 加工事業 組合員が生産した農畜産物を原料に、缶詰・飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (5) 利用事業 カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (6) 農産物直売事業 地域の組合員・消費者等に農畜産物等を供給する事業であり、農畜産物等を組合員・消費者等へ引き渡す義務を負っています。この組合員・消費者等に対する履行義務は、農畜産物等の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (7) 指導事業 組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。 7. 計算書類に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示していますので、合計金額はその内訳金額の合計と一致しない場合があります。また、金額千円未満の科目については「0」、取引はあるが期末に残高が無い科目は「－」で表示をしています。 8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法 当ＪＡは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。 よって、事業別の収益及び費用については、事業	(3) 保管事業 組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。 (4) 加工事業 組合員が生産した農畜産物を原料に、缶詰・飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (5) 利用事業 カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (6) 農産物直売事業 地域の組合員・消費者等に農畜産物等を供給する事業であり、農畜産物等を組合員・消費者等へ引き渡す義務を負っています。この組合員・消費者等に対する履行義務は、農畜産物等の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (7) 指導事業 組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。 7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示していますので、合計金額はその内訳金額の合計と一致しない場合があります。また、金額千円未満の科目については「0」、取引はあるが期末に残高が無い科目は「－」で表示をしています。 8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法 当ＪＡは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。 よって、事業別の収益及び費用については、事業

令和6年度注記表	令和7年度注記表
間の内部取引も含めて表示しています。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。 (2) 米共同計算 当ＪＡは生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。そのうち、米については販売をＪＡが行いプール計算を行う「ＪＡ共同計算」を行っています。 共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。 また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。 共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当ＪＡが受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。 (3) 預託家畜 当ＪＡは、預託家畜事業を実施しており、組合員が肥育している素牛の購入費用相当額については、当ＪＡから当該組合員への（金銭）債権を貸借対照表の経済事業資産（経済事業未収金）に計上しています。 なお、当該素牛の所有権は担保のため当ＪＡに留保しています。当ＪＡは、当該債権について所定の金利を受け取り、利息相当額は損益計算書の購買事業収益その他の収益に計上しています。 また、素牛の受入高と供給高については、純額で損益計算書の購買手数料に計上しています。 さらに、全農岩手県本部が行う預託家畜事業における当該組合員への金銭債権を貸借対照表の経済事業資産（全農預託債権）に、全農岩手県本部への金銭債務を経済事業負債（全農預託負債）に計上しています。 (4) 当ＪＡが代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当ＪＡが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当ＪＡが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。	間の内部取引も含めて表示しています。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。 (2) 米共同計算 当ＪＡは生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。そのうち、米については販売をＪＡが行いプール計算を行う「ＪＡ共同計算」を行っています。 共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。 また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。 共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当ＪＡが受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。 (3) 預託家畜 当ＪＡは、預託家畜事業を実施しており、組合員が肥育している素牛の購入費用相当額については、当ＪＡから当該組合員への（金銭）債権を貸借対照表の経済事業資産（経済事業未収金）に計上しています。 なお、当該素牛の所有権は担保のため当ＪＡに留保しています。当ＪＡは、当該債権について所定の金利を受け取り、利息相当額は損益計算書の購買事業収益その他の収益に計上しています。 また、素牛の受入高と供給高については、純額で損益計算書の購買手数料に計上しています。 さらに、全農岩手県本部が行う預託家畜事業における当該組合員への金銭債権を貸借対照表の経済事業資産（全農預託債権）に、全農岩手県本部への金銭債務を経済事業負債（全農預託負債）に計上しています。 (4) 当ＪＡが代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当ＪＡが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当ＪＡが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。
Ⅱ 会計上の見積りに関する注記 (1) 繰延税金資産の回収可能性 ①当事業年度の計算書類に計上した金額	Ⅱ 会計上の見積りに関する注記 (1) 繰延税金資産の回収可能性 ①当事業年度の計算書類に計上した金額

令和6年度注記表	令和7年度注記表
繰延税金資産 444,132千円 ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。 課税所得の見積額については、令和7年度（第29年度）事業計画を基礎として、当J Aが将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 (2) 固定資産の減損 ①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 15,131千円 ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の可否の判定を実施しています。 減損の可否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。 固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和7年度（第29年度）事業計画を基礎として算出しており、令和7年度事業計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。 これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。 (3) 貸倒引当金 ①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 1,015,083千円 ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 貸倒引当金の算定方法は、「Ⅰ 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「(1)貸倒引当金」に記載しています。 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、	繰延税金資産 374,786千円 ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。 課税所得の見積額については、令和8年度（第30年度）事業計画を基礎として、当J Aが将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 (2) 固定資産の減損 ①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 58,274千円 ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の可否の判定を実施しています。 減損の可否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。 固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和8年度（第30年度）事業計画を基礎として算出しており、令和8年度事業計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。 これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。 (3) 貸倒引当金 ①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 1,199,198千円 ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 貸倒引当金の算定方法は、「Ⅰ 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「(1)貸倒引当金」に記載しています。 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、

令和6年度注記表				令和7年度注記表			
各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。 翌事業年度に係る計算書類に与える影響は、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。				各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。 翌事業年度に係る計算書類に与える影響は、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。			
Ⅲ 貸借対照表に関する注記 1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、9,003,054千円であり、その内訳は次のとおりです。 建物4,754,756千円、機械装置2,599,048千円、構築物ほか1,649,248千円				Ⅲ 貸借対照表に関する注記 1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、8,977,013千円であり、その内訳は次のとおりです。 建物4,740,212千円、機械装置2,581,679千円、構築物ほか1,655,120千円			
2. 担保に供している資産 (単位：千円)				2. 担保に供している資産 (単位：千円)			
担保に供している資産		担保に係る債務		担保に供している資産		担保に係る債務	
種 類	期末帳簿価額	内 容	期末残高	種 類	期末帳簿価額	内 容	期末残高
定期預金	5,000	滝沢市指定金融機関保証金	—	定期預金	5,000	滝沢市指定金融機関保証金	—
定期預金	5,200	滝沢市上下水道事業収納取扱金融機関保証金	—	定期預金	5,000	雫石町指定金融機関保証金	—
定期預金	5,000	雫石町指定金融機関保証金	—	定期預金	200	雫石町水道事業収納取扱金融機関保証金	—
定期預金	200	雫石町水道事業収納取扱金融機関保証金	—	定期預金	10	久慈市水道事業収納取扱金融機関保証金	—
現 金	100	盛岡市水道事業収納取扱金融機関保証金	—	定期預金	10	洋野町水道事業収納取扱金融機関保証金	—
現 金	100	盛岡市下水道事業収納取扱金融機関保証金	—	現 金	10	野田村上下水道事業収納取扱金融機関保証金	—
定期預金	10	久慈市水道事業収納取扱金融機関保証金	—	現 金	10	普代村上下水道事業収納取扱金融機関保証金	—
定期預金	10	洋野町水道事業収納取扱金融機関保証金	—	現 金	100	二戸市水道事業収納取扱金融機関保証金	—
現 金	10	野田村上下水道事業収納取扱金融機関保証金	—	現 金	50	二戸市簡易水道事業収納取扱金融機関保証金	—
現 金	10	普代村上下水道事業収納取扱金融機関保証金	—	現 金	100	二戸市下水道事業収納取扱金融機関保証金	—
現 金	100	二戸市水道事業収納取扱金融機関保証金	—	定期預金	1,000	軽米町指定金融機関保証金	—
現 金	50	二戸市簡易水道事業収納取扱金融機関保証金	—	定期預金	300	軽米町上下水道事業収納取扱金融機関保証金	—
現 金	100	二戸市下水道事業収納取扱金融機関保証金	—	現 金	10	一戸町水道事業収納取扱金融機関保証金	—
現 金	30	九戸村水道事業収納取扱金融機関保証金	—	現 金	50	一戸町下水道事業収納取扱金融機関保証金	—
現 金	20	九戸村下水道事業収納取扱金融機関保証金	—	定期預金	12,500,000	J A岩手県信連に対する為替決済保証金に係る担保	90,916
定期預金	1,000	軽米町指定金融機関保証金	—	定期預金	10,680,000	J A岩手県信連からの借入金（当座貸越）に係る担保	—
定期預金	300	軽米町上下水道事業収納取扱金融機関保証金	—	計	23,191,850		90,916
現 金	10	一戸町水道事業収納取扱金融機関保証金	—				
現 金	50	一戸町下水道事業収納取扱金融機関保証金	—				

令和6年度注記表				令和7年度注記表			
担保に供している資産		担保に係る債務					
種 類	期末帳簿価額	内 容	期末残高				
定期預金	12,500,000	J A岩手県信連に対する為替決済保証金に係る担保	40,471				
定期預金	10,680,000	J A岩手県信連からの借入金（当座貸越）に係る担保	—				
計	23,197,300		40,471				
3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務の総額 子会社等に対する金銭債権の総額 2,482千円 子会社等に対する金銭債務の総額 262,268千円				3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務の総額 子会社等に対する金銭債権の総額 2,979千円 子会社等に対する金銭債務の総額 248,773千円			
4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の総額 理事及び監事に対する金銭債権の総額 54,959千円 理事及び監事に対する金銭債務の総額 —				4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の総額 理事及び監事に対する金銭債権の総額 45,317千円 理事及び監事に対する金銭債務の総額 —			
5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は628,140千円、危険債権額は622,287千円です。 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。 債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。 また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の合計額は1,250,428千円です。 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。				5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は508,309千円、危険債権額は919,837千円です。 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。 債権のうち、三月以上延滞債権額は1,860千円、貸出条件緩和債権額はありません。 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。 また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の合計額は1,430,007千円です。 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。			
6. 土地の再評価に関する法律に基づく事項 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価				6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価			

令和6年度注記表																															
を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。 (1) 再評価を行った年月日 平成13年2月28日（旧JA新しいわて） 平成14年2月28日（旧JAいわてくじ） 平成12年12月31日（旧JA北いわて） 平成11年3月31日（旧JAいわて奥中山） (2) 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 858,147千円 (3) 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。																															
Ⅳ 損益計算書に関する注記 1. 子会社等との取引高の総額 <table><tr><td>(1) 子会社等との取引による収益総額</td><td>24,811千円</td></tr><tr><td>うち事業取引高</td><td>5,669千円</td></tr><tr><td>うち事業取引以外の取引高</td><td>19,141千円</td></tr><tr><td>(2) 子会社等との取引による費用総額</td><td>533千円</td></tr><tr><td>うち事業取引高</td><td>533千円</td></tr><tr><td>うち事業取引以外の取引高</td><td>—</td></tr></table> 2. 減損損失に関する注記 (1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要 当JAでは、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については、支所ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。 本所については独立したキャッシュ・フローを生み出さないこと、営農経済センターについては指導機能を有することや複数の営農経済センターでJA全体をカバーすることから、共用資産と認識しています。 当事業年度に減損損失を計上した資産は、以下のとおりです。 <table><tr><th>場 所</th><th>用 途</th><th>種 類</th><th>そ の 他</th></tr><tr><td>旧一方井支所（農薬庫）</td><td>遊休資産</td><td>土地</td><td>業務外固定資産</td></tr><tr><td>旧好摩支所関連</td><td>遊休資産</td><td>土地、建物</td><td>業務外固定資産</td></tr><tr><td>山田育苗施設関連</td><td>遊休資産</td><td>土地、建物、構築物、機械</td><td>業務外固定資産</td></tr></table>				(1) 子会社等との取引による収益総額	24,811千円	うち事業取引高	5,669千円	うち事業取引以外の取引高	19,141千円	(2) 子会社等との取引による費用総額	533千円	うち事業取引高	533千円	うち事業取引以外の取引高	—	場 所	用 途	種 類	そ の 他	旧一方井支所（農薬庫）	遊休資産	土地	業務外固定資産	旧好摩支所関連	遊休資産	土地、建物	業務外固定資産	山田育苗施設関連	遊休資産	土地、建物、構築物、機械	業務外固定資産
(1) 子会社等との取引による収益総額	24,811千円																														
うち事業取引高	5,669千円																														
うち事業取引以外の取引高	19,141千円																														
(2) 子会社等との取引による費用総額	533千円																														
うち事業取引高	533千円																														
うち事業取引以外の取引高	—																														
場 所	用 途	種 類	そ の 他																												
旧一方井支所（農薬庫）	遊休資産	土地	業務外固定資産																												
旧好摩支所関連	遊休資産	土地、建物	業務外固定資産																												
山田育苗施設関連	遊休資産	土地、建物、構築物、機械	業務外固定資産																												

令和7年度注記表																																			
を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。 (1) 再評価を行った年月日 平成13年2月28日（旧JA新しいわて） 平成14年2月28日（旧JAいわてくじ） 平成12年12月31日（旧JA北いわて） 平成11年3月31日（旧JAいわて奥中山） (2) 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 831,676千円 (3) 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。																																			
Ⅳ 損益計算書に関する注記 1. 子会社等との取引高の総額 <table><tr><td>(1) 子会社等との取引による収益総額</td><td>26,006千円</td></tr><tr><td>うち事業取引高</td><td>4,336千円</td></tr><tr><td>うち事業取引以外の取引高</td><td>21,669千円</td></tr><tr><td>(2) 子会社等との取引による費用総額</td><td>741千円</td></tr><tr><td>うち事業取引高</td><td>741千円</td></tr><tr><td>うち事業取引以外の取引高</td><td>—</td></tr></table> 2. 減損会計に関する注記 (1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要 当JAでは、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については、支所ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。 本所については独立したキャッシュ・フローを生み出さないこと、営農経済センターについては指導機能を有することや複数の営農経済センターでJA全体をカバーすることから、共用資産と認識しています。 当事業年度に減損損失を計上した資産は、以下のとおりです。 <table><tr><th>場 所</th><th>用 途</th><th>種 類</th><th>そ の 他</th></tr><tr><td>旧一方井支所（農薬庫）</td><td>遊休資産</td><td>土地</td><td>業務外固定資産</td></tr><tr><td>旧田野畑支所</td><td>遊休資産</td><td>土地</td><td>業務外固定資産</td></tr><tr><td>雫石サポート</td><td>遊休資産</td><td>土地、建物、機械</td><td>業務外固定資産</td></tr><tr><td>全農鳥市工場敷地</td><td>遊休資産</td><td>土地</td><td>業務外固定資産</td></tr></table>				(1) 子会社等との取引による収益総額	26,006千円	うち事業取引高	4,336千円	うち事業取引以外の取引高	21,669千円	(2) 子会社等との取引による費用総額	741千円	うち事業取引高	741千円	うち事業取引以外の取引高	—	場 所	用 途	種 類	そ の 他	旧一方井支所（農薬庫）	遊休資産	土地	業務外固定資産	旧田野畑支所	遊休資産	土地	業務外固定資産	雫石サポート	遊休資産	土地、建物、機械	業務外固定資産	全農鳥市工場敷地	遊休資産	土地	業務外固定資産
(1) 子会社等との取引による収益総額	26,006千円																																		
うち事業取引高	4,336千円																																		
うち事業取引以外の取引高	21,669千円																																		
(2) 子会社等との取引による費用総額	741千円																																		
うち事業取引高	741千円																																		
うち事業取引以外の取引高	—																																		
場 所	用 途	種 類	そ の 他																																
旧一方井支所（農薬庫）	遊休資産	土地	業務外固定資産																																
旧田野畑支所	遊休資産	土地	業務外固定資産																																
雫石サポート	遊休資産	土地、建物、機械	業務外固定資産																																
全農鳥市工場敷地	遊休資産	土地	業務外固定資産																																

令和6年度注記表		令和7年度注記表			
		場 所	用 途	種 類	そ の 他
		山田育苗施設関連	遊休資産	土地	業務外固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯要

旧一方井支所と旧好摩支所関連はすでに減損損失処理を行っていましたが、土地の時価下落と処分可能価額を評価しその差額を減損損失として認識しました。

山田育苗施設関連は遊休資産であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

旧一方井支所	329千円（土地329千円）
旧好摩支所関連	2,821千円 （土地1,027千円、建物1,793千円）
山田育苗施設関連	11,981千円 （土地11,579千円、建物232千円、 構築物75千円、機械装置93千円）
合 計	15,131千円 （土地12,936千円、建物2,026千円、 構築物75千円、機械装置93千円）

(4) 回収可能価額の算出方法

回収可能価額は、固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定した正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額によっています。なお、使用価値に適用した割引率は6.2%です。

V 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を岩手県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債、受益証券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債権である経済事業未収金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

旧一方井支所、旧田野畑支所と山田育苗施設関連はすでに減損損失処理を行っていましたが、土地の時価下落と処分可能価額を評価しその差額を減損損失として認識しました。

雫石サポートと全農鳥市工場敷地は遊休資産であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

旧一方井支所	125千円（土地125千円）
旧田野畑支所	1,550千円（土地1,550千円）
雫石サポート	40,082千円 （土地23,876千円、建物15,554千円、 機械装置651千円）
全農鳥市工場敷地	6,947千円（土地6,947千円）
山田育苗施設関連	9,569千円（土地9,569千円）
合 計	58,274千円 （土地42,068千円、建物15,554千円、 機械装置651千円）

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定した正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額によっています。なお、使用価値に適用した割引率は5.7%です。

V 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を岩手県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債、受益証券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債権である経済事業未収金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

令和6年度注記表	令和7年度注記表
(3) 金融商品に係るリスク管理体制 ① 信用リスクの管理 当ＪＡは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所にリスク管理室を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。 ② 市場リスクの管理 当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。 とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の運用を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理室が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。 (市場リスクに係る定量的情報) 当ＪＡで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当ＪＡにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。 当ＪＡでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.00%上昇したものと想定した場合には、経済価	(3) 金融商品に係るリスク管理体制 ① 信用リスクの管理 当ＪＡは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所にリスク管理室を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。 ② 市場リスクの管理 当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。 とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の運用を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理室が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。 (市場リスクに係る定量的情報) 当ＪＡで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当ＪＡにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。 当ＪＡでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.00%上昇したものと想定した場合には、経済価

令和6年度注記表	令和7年度注記表																																																																																																																
値が1,141,925千円減少するものと把握しています。 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。 また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。 なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。	値が918,519千円減少するものと把握しています。 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。 また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。 なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。																																																																																																																
③ 資金調達に係る流動性リスクの管理	③ 資金調達に係る流動性リスクの管理																																																																																																																
当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえでの重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。	当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえでの重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。																																																																																																																
(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明																																																																																																																
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。																																																																																																																
2. 金融商品の時価等に関する事項	2. 金融商品の時価等に関する事項																																																																																																																
(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等	(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等																																																																																																																
当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。 なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。	当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。 なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。																																																																																																																
(単位：千円)	(単位：千円)																																																																																																																
<table><tr><th></th><th>貸借対照表計上額</th><th>時 価</th><th>差 額</th></tr><tr><td>預金</td><td>175,865,521</td><td>175,516,859</td><td>△ 348,662</td></tr><tr><td>有価証券</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>満期保有目的の債券</td><td>10,000</td><td>9,752</td><td>△ 248</td></tr><tr><td>その他有価証券</td><td>16,340,890</td><td>16,340,890</td><td>—</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>59,337,184</td><td></td><td></td></tr><tr><td>貸倒引当金（＊1）</td><td>△ 433,946</td><td></td><td></td></tr><tr><td>貸倒引当金控除後</td><td>58,903,238</td><td>59,010,129</td><td>106,891</td></tr><tr><td>経済事業未収金</td><td>5,402,639</td><td></td><td></td></tr><tr><td>貸倒引当金（＊2）</td><td>△ 581,137</td><td></td><td></td></tr><tr><td>貸倒引当金控除後</td><td>4,821,501</td><td>4,821,501</td><td>—</td></tr><tr><td>外部出資</td><td>1,707</td><td>1,707</td><td>—</td></tr><tr><td>資産計（＊3）</td><td>255,942,859</td><td>255,700,840</td><td>△ 242,018</td></tr><tr><td>貯金</td><td>263,988,347</td><td>263,531,618</td><td>△ 456,728</td></tr></table>		貸借対照表計上額	時 価	差 額	預金	175,865,521	175,516,859	△ 348,662	有価証券				満期保有目的の債券	10,000	9,752	△ 248	その他有価証券	16,340,890	16,340,890	—	貸出金	59,337,184			貸倒引当金（＊1）	△ 433,946			貸倒引当金控除後	58,903,238	59,010,129	106,891	経済事業未収金	5,402,639			貸倒引当金（＊2）	△ 581,137			貸倒引当金控除後	4,821,501	4,821,501	—	外部出資	1,707	1,707	—	資産計（＊3）	255,942,859	255,700,840	△ 242,018	貯金	263,988,347	263,531,618	△ 456,728	<table><tr><th></th><th>貸借対照表計上額</th><th>時 価</th><th>差 額</th></tr><tr><td>預金</td><td>175,029,980</td><td>174,565,701</td><td>△ 464,278</td></tr><tr><td>有価証券</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>満期保有目的の債券</td><td>1,998,521</td><td>1,925,433</td><td>△ 73,088</td></tr><tr><td>その他有価証券</td><td>14,931,560</td><td>14,931,560</td><td>—</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>64,853,305</td><td></td><td></td></tr><tr><td>貸倒引当金（＊1）</td><td>△ 482,349</td><td></td><td></td></tr><tr><td>貸倒引当金控除後</td><td>64,370,955</td><td>64,058,220</td><td>△ 312,735</td></tr><tr><td>経済事業未収金</td><td>5,333,928</td><td></td><td></td></tr><tr><td>貸倒引当金（＊2）</td><td>△ 716,848</td><td></td><td></td></tr><tr><td>貸倒引当金控除後</td><td>4,617,080</td><td>4,617,080</td><td>—</td></tr><tr><td>外部出資</td><td>2,063</td><td>2,063</td><td>—</td></tr><tr><td>資産計（＊3）</td><td>260,950,161</td><td>260,100,058</td><td>△ 850,102</td></tr><tr><td>貯金</td><td>268,735,060</td><td>268,086,093</td><td>△ 648,966</td></tr></table>		貸借対照表計上額	時 価	差 額	預金	175,029,980	174,565,701	△ 464,278	有価証券				満期保有目的の債券	1,998,521	1,925,433	△ 73,088	その他有価証券	14,931,560	14,931,560	—	貸出金	64,853,305			貸倒引当金（＊1）	△ 482,349			貸倒引当金控除後	64,370,955	64,058,220	△ 312,735	経済事業未収金	5,333,928			貸倒引当金（＊2）	△ 716,848			貸倒引当金控除後	4,617,080	4,617,080	—	外部出資	2,063	2,063	—	資産計（＊3）	260,950,161	260,100,058	△ 850,102	貯金	268,735,060	268,086,093	△ 648,966
	貸借対照表計上額	時 価	差 額																																																																																																														
預金	175,865,521	175,516,859	△ 348,662																																																																																																														
有価証券																																																																																																																	
満期保有目的の債券	10,000	9,752	△ 248																																																																																																														
その他有価証券	16,340,890	16,340,890	—																																																																																																														
貸出金	59,337,184																																																																																																																
貸倒引当金（＊1）	△ 433,946																																																																																																																
貸倒引当金控除後	58,903,238	59,010,129	106,891																																																																																																														
経済事業未収金	5,402,639																																																																																																																
貸倒引当金（＊2）	△ 581,137																																																																																																																
貸倒引当金控除後	4,821,501	4,821,501	—																																																																																																														
外部出資	1,707	1,707	—																																																																																																														
資産計（＊3）	255,942,859	255,700,840	△ 242,018																																																																																																														
貯金	263,988,347	263,531,618	△ 456,728																																																																																																														
	貸借対照表計上額	時 価	差 額																																																																																																														
預金	175,029,980	174,565,701	△ 464,278																																																																																																														
有価証券																																																																																																																	
満期保有目的の債券	1,998,521	1,925,433	△ 73,088																																																																																																														
その他有価証券	14,931,560	14,931,560	—																																																																																																														
貸出金	64,853,305																																																																																																																
貸倒引当金（＊1）	△ 482,349																																																																																																																
貸倒引当金控除後	64,370,955	64,058,220	△ 312,735																																																																																																														
経済事業未収金	5,333,928																																																																																																																
貸倒引当金（＊2）	△ 716,848																																																																																																																
貸倒引当金控除後	4,617,080	4,617,080	—																																																																																																														
外部出資	2,063	2,063	—																																																																																																														
資産計（＊3）	260,950,161	260,100,058	△ 850,102																																																																																																														
貯金	268,735,060	268,086,093	△ 648,966																																																																																																														

令和6年度注記表				令和7年度注記表			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額		貸借対照表計上額	時 価	差 額
借入金	303,389	272,773	△ 30,615	借入金	278,212	234,345	△ 43,866
経済事業未払金	2,296,793	2,296,793	—	経済事業未払金	2,567,423	2,567,423	—
負債計（＊3）	266,588,530	266,101,185	△ 487,344	負債計（＊3）	271,580,696	270,887,862	△ 692,833
（＊1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。 （＊2）経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。 （＊3）上記の表の資産計及び負債計は金融商品にかかる合計額であり、貸借対照表の金額とは一致しません。				（＊1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。 （＊2）経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。 （＊3）上記の表の資産計及び負債計は金融商品にかかる合計額であり、貸借対照表の金額とは一致しません。			
(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明【資産】				(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明【資産】			
① 預金 満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap。以下「OIS」という。) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。				① 預金 満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap。以下「OIS」という。) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。			
② 有価証券及び外部出資 株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。				② 有価証券及び外部出資 株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。			
③ 貸出金 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。 なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。 また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。				③ 貸出金 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。 なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。 また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。			
④ 経済事業未収金 経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。 また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。				④ 経済事業未収金 経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。 また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。			

令和6年度注記表					令和7年度注記表				
【負債】					【負債】				
① 貯金					① 貯金				
要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。					要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。				
② 借入金					② 借入金				
借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当J Aの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。					借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当J Aの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。				
③ 経済事業未払金					③ 経済事業未払金				
経済事業未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。					経済事業未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。				
(3) 市場価格のない株式等は、次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。					(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。				
貸借対照表計上額 外部出資（＊） 9,397,685千円					貸借対照表計上額 外部出資（＊） 9,397,694千円				
(＊) 外部出資のうち市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。					(＊) 外部出資のうち市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。				
(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額					(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額				
(単位：千円)					(単位：千円)				
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内			1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	
預 金	175,865,521	—	—	—	預 金	175,029,980	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—	—	有 価 証 券	—	—	10,000	—
満期保有目的の債券	—	—	—	—	満期保有目的の債券	—	—	10,000	—
其他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	—	其他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	—
貸出金（＊1, 2, 3）	9,164,050	4,489,148	3,965,287	—	貸出金（＊1, 2, 3）	9,244,481	4,577,104	3,934,859	—
経済事業未収金（＊4）	4,543,138	—	—	—	経済事業未収金（＊4）	4,372,420	—	—	—
合 計	189,572,710	4,489,148	3,965,287	—	合 計	188,646,883	4,577,104	3,954,859	—
	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超			3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	
預 金	—	—	—	—	預 金	—	—	—	—
有 価 証 券	10,000	—	18,800,000	—	有 価 証 券	—	500,000	20,300,000	—
満期保有目的の債券	10,000	—	—	—	満期保有目的の債券	—	500,000	1,500,000	—
其他有価証券のうち満期があるもの	—	—	18,800,000	—	其他有価証券のうち満期があるもの	—	—	18,800,000	—

令和6年度注記表				令和7年度注記表			
	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超		3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貸出金（＊1，2，3）	3,310,577	2,811,343	34,918,443	貸出金（＊1，2，3）	3,370,174	2,902,223	40,203,109
経済事業未収金（＊4）	—	—	—	経済事業未収金（＊4）	—	—	—
合 計	3,310,577	2,811,343	53,718,443	合 計	3,370,174	3,902,223	80,803,109
（＊1）貸出金のうち、当座貸越3,983,928千円（融資型を除く）については、「1年以内」に含めています。 （＊2）貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等614,606千円は、償還の予定が見込まれないため含めていません。 （＊3）貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件63,728千円は、償還日が特定できないため含めていません。 （＊4）経済事業未収金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等859,500千円は、償還の予定が見込まれないため含めていません。 (5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：千円)				（＊1）貸出金のうち、当座貸越3,885,915千円（融資型を除く）については、「1年以内」に含めています。 （＊2）貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等546,436千円は、償還の予定が見込まれないため含めていません。 （＊3）貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件74,916千円は、償還日が特定できないため含めていません。 （＊4）経済事業未収金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等961,507千円は、償還の予定が見込まれないため含めていません。 (5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：千円)			
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
貯 金（＊1）	253,414,121	3,998,590	3,408,127	貯 金（＊1）	258,667,750	3,617,717	3,100,689
借 入 金	37,086	25,822	17,252	借 入 金	25,822	17,252	10,927
合 計	253,451,207	4,024,413	3,425,379	合 計	258,693,573	3,634,969	3,111,617
	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超		3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金（＊1）	664,304	1,829,604	673,600	貯 金（＊1）	1,510,907	1,142,949	695,046
借 入 金	10,927	11,559	200,741	借 入 金	11,559	12,019	200,630
合 計	675,232	1,841,163	874,341	合 計	1,522,466	1,154,968	895,677
（＊1）貯金のうち、要求払貯金については、「1年以内」に含めています。				（＊1）貯金のうち、要求払貯金については、「1年以内」に含めています。			
Ⅵ 有価証券に関する注記 1. 有価証券の時価及び評価差額金に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「外部出資」中の株式が含まれています。 (1) 満期保有目的の債券 満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。 (単位：千円)				Ⅵ 有価証券に関する注記 1. 有価証券の時価及び評価差額金に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「外部出資」中の株式が含まれています。 (1) 満期保有目的の債券 満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。 (単位：千円)			
種 類	貸借対照表計上額	時価	差額	種 類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの 地方債	10,000	9,752	△ 248	時価が貸借対照表計上額を超えないもの 国債	1,988,521	1,915,700	△ 72,821
				地方債	10,000	9,733	△ 267
合 計	10,000	9,752	△ 248	合 計	1,998,521	1,925,433	△ 73,088
(2) その他有価証券 その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。				(2) その他有価証券 その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。			

令和6年度注記表					令和7年度注記表					
(単位：千円)					(単位：千円)					
種	類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額	種	類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式(外部出資)	1,707	796	911	貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式(外部出資)	2,063	796	1,267	
	国債	308,430	301,437	6,992		貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	14,931,560	18,871,063	△3,939,503
	小計	310,137	302,234	7,903			合	計	14,933,623	18,871,860
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	16,032,460	18,575,763	△2,543,303						
	受益証券	—	—	—						
	小計	16,032,460	18,575,763	△2,543,303						
合	計	16,342,597	18,877,998	△2,535,400						

2. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

種 類	売却額	売却益	売却損
国債	322,758	19,465	—
受益証券	5,998,300	—	1,101,700
合 計	6,321,058	19,465	1,101,700

4. 当事業年度中において、保有目的が変更になった有価証券はありません。

VII 退職給付に関する注記

1. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。

また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、一般社団法人岩手県農業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	4,155,757千円
勤務費用	180,131千円
利息費用	17,388千円
数理計算上の差異の発生額	△112,859千円
退職給付の支払額	△543,449千円
期末における退職給付債務	3,696,968千円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	2,761,050千円
期待運用収益	16,566千円
数理計算上の差異の発生額	△4,893千円
特定退職共済制度への拠出金	140,427千円
退職給付の支払額	△367,060千円
期末における年金資産	2,546,089千円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	3,696,968千円
--------	-------------

2. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

VII 退職給付に関する注記

1. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。

また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、一般社団法人岩手県農業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	3,696,968千円
勤務費用	158,502千円
利息費用	34,561千円
数理計算上の差異の発生額	△125,288千円
退職給付の支払額	△396,057千円
期末における退職給付債務	3,368,685千円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	2,546,089千円
期待運用収益	17,822千円
数理計算上の差異の発生額	2,310千円
特定退職共済制度への拠出金	136,146千円
退職給付の支払額	△266,738千円
期末における年金資産	2,435,630千円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	3,368,685千円
--------	-------------

令和6年度注記表	令和7年度注記表																																
特定退職共済制度 Δ 2,546,089千円 未積立退職給付債務 1,150,879千円 未認識数理計算上の差異 68,767千円 貸借対照表計上額純額 1,219,647千円 退職給付引当金 1,219,647千円 (5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額 勤務費用 180,131千円 利息費用 17,388千円 期待運用収益 Δ 16,566千円 数理計算上の差異の費用処理額 10,180千円 合計 191,133千円 (6) 年金資産の主な内訳 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。 <table> <tr><td>債券</td><td>64.3 %</td></tr> <tr><td>現金及び預金</td><td>5.3 %</td></tr> <tr><td>退職共済年金預け金</td><td>28.8 %</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1.6 %</td></tr> <tr><td>合計</td><td>100.0 %</td></tr> </table> (7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載 年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。 (8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項 <table> <tr><td>割引率</td><td>1.6 %</td></tr> <tr><td>長期期待運用収益率</td><td>0.7 %</td></tr> <tr><td>数理計算上の差異の処理年数</td><td>10 年</td></tr> </table>	債券	64.3 %	現金及び預金	5.3 %	退職共済年金預け金	28.8 %	その他	1.6 %	合計	100.0 %	割引率	1.6 %	長期期待運用収益率	0.7 %	数理計算上の差異の処理年数	10 年	特定退職共済制度 Δ 2,435,630千円 未積立退職給付債務 933,055千円 未認識数理計算上の差異 224,526千円 貸借対照表計上額純額 1,157,582千円 退職給付引当金 1,157,582千円 (5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額 勤務費用 158,502千円 利息費用 34,561千円 期待運用収益 Δ 17,822千円 数理計算上の差異の費用処理額 28,159千円 合計 203,400千円 (6) 年金資産の主な内訳 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。 <table> <tr><td>債券</td><td>63.9 %</td></tr> <tr><td>現金及び預金</td><td>7.6 %</td></tr> <tr><td>退職共済年金預け金</td><td>28.4 %</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0.1 %</td></tr> <tr><td>合計</td><td>100.0 %</td></tr> </table> (7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載 年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。 (8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項 <table> <tr><td>割引率</td><td>2.3 %</td></tr> <tr><td>長期期待運用収益率</td><td>0.8 %</td></tr> <tr><td>数理計算上の差異の処理年数</td><td>10 年</td></tr> </table>	債券	63.9 %	現金及び預金	7.6 %	退職共済年金預け金	28.4 %	その他	0.1 %	合計	100.0 %	割引率	2.3 %	長期期待運用収益率	0.8 %	数理計算上の差異の処理年数	10 年
債券	64.3 %																																
現金及び預金	5.3 %																																
退職共済年金預け金	28.8 %																																
その他	1.6 %																																
合計	100.0 %																																
割引率	1.6 %																																
長期期待運用収益率	0.7 %																																
数理計算上の差異の処理年数	10 年																																
債券	63.9 %																																
現金及び預金	7.6 %																																
退職共済年金預け金	28.4 %																																
その他	0.1 %																																
合計	100.0 %																																
割引率	2.3 %																																
長期期待運用収益率	0.8 %																																
数理計算上の差異の処理年数	10 年																																
2. 特例業務負担金の将来見込額 法定福利費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金48,782千円を含めて計上しています。 なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、405,964千円となっています。	2. 特例業務負担金の将来見込額 法定福利費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金48,402千円を含めて計上しています。 なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、360,475千円となっています。																																
Ⅷ 税効果会計に関する注記 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳 <table> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td>税務上の繰越欠損金</td><td>277,108千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td>38,622千円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金有税分</td><td>235,154千円</td></tr> <tr><td>貸付金未収利息未計上</td><td>1,922千円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td>336,622千円</td></tr> <tr><td>減価償却有税分</td><td>144,885千円</td></tr> <tr><td>土地減損</td><td>86,773千円</td></tr> </table>	繰延税金資産		税務上の繰越欠損金	277,108千円	賞与引当金	38,622千円	貸倒引当金有税分	235,154千円	貸付金未収利息未計上	1,922千円	退職給付引当金	336,622千円	減価償却有税分	144,885千円	土地減損	86,773千円	Ⅷ 税効果会計に関する注記 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳 <table> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td>税務上の繰越欠損金</td><td>206,677千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td>32,361千円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金有税分</td><td>218,907千円</td></tr> <tr><td>貸出金未収利息未計上</td><td>1,979千円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td>326,740千円</td></tr> <tr><td>減価償却有税分</td><td>144,650千円</td></tr> <tr><td>土地減損</td><td>102,162千円</td></tr> </table>	繰延税金資産		税務上の繰越欠損金	206,677千円	賞与引当金	32,361千円	貸倒引当金有税分	218,907千円	貸出金未収利息未計上	1,979千円	退職給付引当金	326,740千円	減価償却有税分	144,650千円	土地減損	102,162千円
繰延税金資産																																	
税務上の繰越欠損金	277,108千円																																
賞与引当金	38,622千円																																
貸倒引当金有税分	235,154千円																																
貸付金未収利息未計上	1,922千円																																
退職給付引当金	336,622千円																																
減価償却有税分	144,885千円																																
土地減損	86,773千円																																
繰延税金資産																																	
税務上の繰越欠損金	206,677千円																																
賞与引当金	32,361千円																																
貸倒引当金有税分	218,907千円																																
貸出金未収利息未計上	1,979千円																																
退職給付引当金	326,740千円																																
減価償却有税分	144,650千円																																
土地減損	102,162千円																																

令和6年度注記表	令和7年度注記表
外部出資 1,181千円 定期貯金（睡眠口座） 246千円 貸倒損失否認 2,025千円 その他有価証券差額金 699,770千円 前払費用 6,088千円 その他 691千円 繰延税金資産小計 1,831,093千円 評価性引当額 1,386,961千円 繰延税金資産合計 444,132千円	外部出資 1,211千円 貸倒損失否認 2,077千円 その他有価証券評価差額金 1,114,520千円 前払費用 7,404千円 価格補完積立金 3,801千円 その他 799千円 繰延税金資産小計 2,163,295千円 評価性引当額 1,788,509千円 繰延税金資産合計 374,786千円
2. 法定実効税率と法人税負担率との差異の主な原因 当期は税引前当期損失のため注記を省略しています。	2. 法定実効税率と法人税負担率との差異の主な原因 法定実効税率 27.60 % （調整） 交際費の損金不算入額 0.34 % 受取配当金の損金不算入額 △ 2.48 % 住民税均等割額 4.69 % 評価性引当額の増減 △ 8.92 % 再評価土地の減損に伴う繰延税金負債の取崩 △ 1.36 % 税率変更に伴う期末繰延税金資産の増額修正 △ 1.19 % その他 △ 0.17 % 税効果会計適用後の法人税等の負担率 18.49 %
3. 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額 「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、令和9年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については従来の27.6%から28.3%に変更されます。 なお、変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合、繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は3,124千円増加します。また、再評価に係る繰延税金負債は12,342千円増加し、土地再評価差額金は同額減少します。	3. 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額 「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、令和9年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については従来の27.6%から28.3%に変更されます。 この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は5,473千円増加し、法人税等調整額は5,473千円減少しております。また、再評価に係る繰延税金負債は12,183千円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。
IX 収益認識に関する注記 「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。	IX 収益認識に関する注記 「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。
X 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記 当JAは、二戸支所等一部の施設に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当JAが事業を継続するうえで必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。	X 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記 当JAは、二戸支所等一部の施設に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当JAが事業を継続するうえで必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。

令和6年度注記表	令和7年度注記表
ん。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。	ん。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

4. 剰余金処分計算書

(単位：円)

項 目	第28年度（令和7年2月28日）	第29年度（令和8年2月28日）
1. 当期末処分剰余金	188,143,778	578,259,895
2. 剰余金処分額		405,000,000
(1) 利益準備金		80,000,000
(2) 任意積立金		325,000,000
経営安定積立金		250,000,000
施設整備積立金		50,000,000
30周年記念事業積立金		25,000,000
(3) 出資配当金		
3. 次期繰越剰余金	188,143,778	173,259,895
注記事項	〔注〕 1 出資配当金は年0.5%の割合です。 ただし、年度内の増資および新規加入については、日割り計算とします。 なお、出資配当については、20.42%の源泉徴収後の金額を出資予約預り金に入金し、残高が出資一口（1,000円）に達した場合は出資金へ振替させていただきます。 〔注〕 2 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等は次のとおりです。 ①経営安定積立金 ＜積立目的＞ 組合経営の安定及び健全な発展を図るため、会計基準や資産償却等への対応をはじめ、予測しがたいリスクに備える。 ＜積立目標額＞ 2,000,000千円 ＜取崩基準＞ 目標額に達しない場合があっても、上記目的に照らして必要な額を理事会の決議により、取り崩すことができるものとする。 ＜現在残高＞ 1,400,000千円 ②災害復旧積立金 ＜積立目的＞ 災害や事故等が発生した場合のリスクに備える。 ＜積立目標額＞ 200,000千円 ＜取崩基準＞ 災害や事故等により、復旧・復興のために要した費用・損失のほか、被災農家への支援対策費用等が多額にのぼる場合、理事会の決議により取り崩すことができるものとする。 ＜現在残高＞ 200,000千円 ③税効果積立金 ＜積立目的＞ 繰延税金資産の回収可能性の見直し及び税率の変更により、繰延税金資産の取り崩しに伴う財源の支出に充てるため。 ＜積立目標額＞ 繰延税金負債との相殺前繰延税金資産の額 ＜取崩基準＞ 積立目的に伴う多額の支出が発生した場合に、当該年度の決算期に取り崩すものとする。 ＜現在残高＞ 90,000千円 ④施設整備積立金 ＜積立目的＞ 施設整備にかかる多額の取得費や解体撤去費用等の損失処理に充てるため。 ＜積立目標額＞ 1,000,000千円 ＜取崩基準＞ 施設の老朽化及び施設の集約等により、施設の整備取得を行う際に生じる施設取得費及び解体撤去費用等が多額にのぼる場合、理事会の決議により取り崩すことができるものとする。 ＜現在残高＞ 500,000千円 〔注〕 3 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の費用に充てるための繰越額20,000千円が含まれています。	〔注〕 1 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等は次のとおりです。 ①経営安定積立金 ＜積立目的＞ 組合経営の安定及び健全な発展を図るため、会計基準や資産償却等への対応をはじめ、予測しがたいリスクに備える。 ＜積立目標額＞ 2,000,000千円 ＜取崩基準＞ 目標額に達しない場合があっても、上記目的に照らして必要な額を理事会の決議により、取り崩すことができるものとする。 ＜現在残高＞ 700,000千円 ②災害復旧積立金 ＜積立目的＞ 災害や事故等が発生した場合のリスクに備える。 ＜積立目標額＞ 200,000千円 ＜取崩基準＞ 災害や事故等により、復旧・復興のために要した費用・損失のほか、被災農家への支援対策費用等が多額にのぼる場合、理事会の決議により取り崩すことができるものとする。 ＜現在残高＞ 200,000千円 ③税効果積立金 ＜積立目的＞ 繰延税金資産の回収可能性の見直し及び税率の変更により、繰延税金資産の取り崩しに伴う財源の支出に充てるため。 ＜積立目標額＞ 繰延税金負債との相殺前繰延税金資産の額 ＜取崩基準＞ 積立目的に伴う多額の支出が発生した場合に、当該年度の決算期に取り崩すものとする。 ＜現在残高＞ 90,000千円 ④施設整備積立金 ＜積立目的＞ 施設整備にかかる多額の取得費や解体撤去費用等の損失処理に充てるため。 ＜積立目標額＞ 1,000,000千円 ＜取崩基準＞ 施設の老朽化及び施設の集約等により、施設の整備取得を行う際に生じる施設取得費及び解体撤去費用等が多額にのぼる場合、理事会の決議により取り崩すことができるものとする。 ＜現在残高＞ 550,000千円 ⑤(新設)30周年記念事業積立金 ＜積立目的＞ JA新しいわて誕生30周年記念事業を実施する対策費として備える。 ＜積立目標額＞ 25,000千円 ＜取崩基準＞ 30周年記念事業実施により積立目的に伴う支出が発生した場合により取り崩すことができるものとする。 〔注〕 2 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の費用に充てるための繰越額20,000千円が含まれています。

5. 部門別損益計算書

第28年度 〔 令和6年3月1日から
令和7年2月28日まで 〕 部門別損益計算書 (単位：千円)

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	23,774,328	2,082,167	1,487,852	18,816,593	1,299,311	88,406	
事業費用②	18,696,829	1,496,180	76,071	16,021,333	983,008	120,237	
事業総利益(①-②)③	5,077,499	585,987	1,411,781	2,795,260	316,303	△31,832	
事業管理費④	6,207,331	1,440,293	999,043	2,852,291	298,815	616,889	
(うち減価償却費)⑤	(428,537)	(103,432)	(32,303)	(257,010)	(18,154)	(17,638)	
(うち人件費)	(3,628,826)	(757,034)	(755,913)	(1,501,718)	(201,329)	(412,832)	
※うち共通管理費⑥		277,626	264,222	405,868	49,510	128,038	△1,125,264
(うち減価償却費)⑦		(23,053)	(21,944)	(35,141)	(3,523)	(10,698)	△94,360
(うち人件費)		(111,355)	(105,913)	(168,547)	(21,857)	(52,239)	△459,911
事業利益(③-④)⑧	△1,129,832	△854,306	412,738	△57,031	17,487	△648,721	
事業外収益⑨	209,386	34,423	59,031	73,523	37,110	5,300	
※うち共通分⑩		6,423	6,184	3,405	178	2,207	△18,396
事業外費用⑪	56,084	15,086	13,462	4,034	19,328	4,173	
※うち共通分⑫		13,504	13,446	2,203	281	4,173	△33,607
経常利益(⑧+⑨-⑪)⑬	△976,530	△834,969	458,307	12,458	35,269	△647,595	
特別利益⑭	10,912	2,260	2,094	5,391	275	892	
※うち共通分⑮		2,260	2,094	2,117	275	892	△7,638
特別損失⑯	64,247	22,638	18,484	14,899	1,163	7,063	
※うち共通分⑰		22,638	18,484	8,966	1,163	7,063	△58,314
税引前当期利益 (⑬+⑭-⑯)⑱	△1,029,865	△855,347	441,917	2,950	34,380	△653,766	
営農指導事業分配賦額⑲		87,771	82,865	443,052	40,078	△653,766	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益(⑱-⑲)⑳	△1,029,865	△943,118	359,051	△440,101	△5,698		

※指導事業のうち、生活指導は生活その他事業とし、指導企画部門の組織育成費および組織広報費は共通管理費として計算しておりますので、損益計算書の事業総利益および事業管理費とは金額が一致いたしません。

(注)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

正職員、臨時嘱託職員の人数割合で算出している。

(2) 営農指導事業

農業関連事業に40%を配賦し、残りの60%を正職員、臨時嘱託職員の割合で、信用、共済、農業関連および生活関連事業に配賦している。

2. 配賦割合

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	25%	23%	36%	4%	11%	100%
営農指導事業	13%	13%	68%	6%		100%

第29年度

〔 令和7年3月1日から
令和8年2月28日まで 〕

部門別損益計算書

(単位：千円)

区 分	合 計	信 用 事 業	共 済 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	共 通 管 理 費 等
事 業 収 益 ①	24,798,631	2,557,482	1,509,118	19,302,550	1,340,329	89,149	
事 業 費 用 ②	18,269,031	816,933	88,420	16,217,152	1,015,853	130,670	
事業総利益 (①-②) ③	6,529,600	1,740,549	1,420,697	3,085,398	324,476	△ 41,520	
事 業 管 理 費 ④	6,225,890	1,489,395	964,461	2,915,476	274,201	582,357	
(うち減価償却費) ⑤	(465,296)	(110,146)	(39,629)	(277,442)	(17,692)	(20,384)	
(うち人件費)	(3,603,802)	(780,558)	(719,787)	(1,528,057)	(179,198)	(396,200)	
※うち共通管理費 ⑥		300,024	265,427	445,343	47,970	129,790	△ 1,188,556
(うち減価償却費) ⑦		(32,999)	(29,332)	(53,644)	(5,139)	(14,730)	△ 135,847
(うち人件費)		(116,310)	(103,467)	(183,814)	(21,446)	(51,891)	△ 476,930
事業利益 (③-④) ⑧	303,699	251,153	456,236	169,913	50,274	△ 623,877	
事業外収益 ⑨	208,686	9,155	60,733	92,846	39,953	5,997	
※うち共通分 ⑩		8,326	7,949	7,347	476	3,073	△ 27,173
事業外費用 ⑪	27,923	1,589	1,607	2,142	21,981	604	
※うち共通分 ⑫		1,566	1,584	1,329	151	594	△ 5,225
経常利益 (⑧+⑨-⑪) ⑬	484,461	258,718	515,363	260,619	68,246	△ 618,484	
特別利益 ⑭	48,905	5,064	5,097	33,714	408	4,621	
※うち共通分 ⑮		5,064	5,097	32,118	408	4,621	△ 47,310
特別損失 ⑯	76,060	14,015	12,396	38,821	3,334	7,493	
※うち共通分 ⑰		14,015	12,396	33,861	3,334	7,493	△ 71,100
税引前当期利益 (⑬+⑭-⑯) ⑱	457,306	249,767	508,064	255,529	65,320	△ 621,356	
営農指導事業分配賦額 ⑲		88,098	77,795	423,670	31,791	△ 621,356	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 (⑱-⑲) ⑳	457,306	161,668	430,268	△ 168,158	33,529		

※指導事業のうち、生活指導は生活その他事業とし、指導企画部門の組織育成費および組織広報費は共通管理費として計算しておりますので、損益計算書の事業総利益および事業管理費とは金額が一致いたしません。

(注)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

正職員、臨時嘱託職員の人数割合で算出している。

(2) 営農指導事業

農業関連事業に40%を配賦し、残りの60%を正職員、臨時嘱託職員の割合で、信用、共済、農業関連および生活関連事業に配賦している。

2. 配賦割合

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	25%	22%	37%	4%	11%	100%
営農指導事業	14%	13%	68%	5%		100%

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益（事業収益）	24,360	14,345	25,804	23,774	24,798
信用事業収益	1,965	1,966	1,968	2,082	2,557
共済事業収益	1,802	1,720	1,550	1,487	1,509
農業関連事業収益	19,092	20,406	20,831	18,816	19,302
生活その他事業収益	1,408	1,397	1,383	1,299	1,340
営農指導事業収益	91	40	70	88	89
経常利益	467	362	358	△ 976	484
当期剰余金	283	282	217	0	0
出資金 （出資口数）	7,246 (7,246,464)	7,084 (7,084,011)	6,927 (6,927,538)	6,786 (6,786,097)	6,571 (6,571,226)
純資産額	13,399	11,658	11,332	9,969	8,701
総資産額	282,068	282,333	283,757	281,328	286,008
貯金等残高	257,883	260,306	262,244	263,988	268,735
貸出金残高	53,330	56,175	58,213	59,337	64,853
有価証券残高	22,865	22,651	21,509	16,350	16,930
剰余金配当金額	69	35	33	—	—
出資配当額	69	35	33	—	—
事業利用分量配当額	—	—	—	—	—
職員数	867	837	797	748	733
単体自己資本比率	12.07	12.05	13.28	12.25	13.45

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いはありません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度	増 減
資金運用収支	1,674	1,759	85
役務取引等収支	129	137	8
その他信用事業収支	△ 170	△ 156	14
信用事業粗利益 （信用事業粗利益率）	594 (0.2)	1,740 (0.6)	1,146 (0.4)
事業粗利益 （事業粗利益率）	5,270 (1.8)	6,704 (2.3)	1,434 (0.5)
事業純益	△ 1,000	348	1,348
実質事業純益	△ 860	539	1,399
コア事業純益	△ 860	539	1,399
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	△ 860	539	1,399

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度			令和7年度		
	平均残高	利 息	利 回	平均残高	利 息	利 回
資 金 運 用 勘 定	260,492	1,771	0.68	260,078	2,282	0.88
うち 預 金	177,831	846	0.48	177,346	1,168	0.66
うち有価証券	23,436	105	0.45	20,172	143	0.71
うち貸出金	59,224	820	1.38	62,560	970	1.55
資 金 調 達 勘 定	269,666	140	0.05	269,918	515	0.19
うち貯金・定期積金	268,268	138	0.05	269,629	514	0.19
うち譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	1,397	1	0.12	289	1	0.35
総 資 金 利 ざ や	—	—	0.20	—	—	0.25

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回＋経費率）
 2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの系統利用奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和6年度増減額	令和7年度増減額
受 取 利 息	59	511
うち 預 金	54	322
うち有価証券	△ 17	38
うち貸出金	22	150
支 払 利 息	121	375
うち貯金・定期積金	122	375
うち譲渡性貯金	—	—
うち借入金	△ 1	△ 0
差 し 引 き	△ 62	136

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 受取利息の預金には、信連からの系統利用奨励金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
流動性貯金	155,277 (57.5)	160,822 (59.3)	5,544
定期性貯金	114,309 (42.3)	109,906 (40.5)	△ 4,403
その他の貯金	139 (0.0)	200 (0.0)	61
計	269,727 (100.0)	270,929 (100.0)	1,202
譲渡性貯金	－ (－)	－ (－)	－
合計	269,727 (100.0)	270,929 (100.0)	1,202

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. () 内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
定期貯金	104,218 (97.9)	101,745 (98.0)	△ 2,472
うち固定金利定期	104,215 (99.9)	101,743 (99.9)	△ 2,472
うち変動金利定期	2 (0.0)	2 (0.0)	0

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. () 内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
手形貸付	110	88	△ 21
証書貸付	54,957	58,304	3,346
当座貸越	4,118	4,067	△ 51
割引手形	－	－	－
合計	59,186	62,460	3,273

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
固定金利貸出	19,963 (33.6)	21,811 (33.6)	1,848
変動金利貸出	35,112 (59.1)	38,881 (59.9)	3,769
その他	4,261 (7.1)	4,160 (6.4)	△ 101
合計	59,337 (100.0)	64,853 (100.0)	5,516

(注) 「その他」は当座貸越、無利息等固定、変動の区分がないものです。

() 内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
貯金・定期積金等	595	599	3
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	191	166	△ 25
その他担保物	79	60	△ 19
小 計	867	826	△ 40
農業信用基金協会保証	23,823	29,819	5,996
その他保証	28,353	28,541	188
小 計	52,176	58,360	6,183
信用	6,293	5,666	△ 626
合 計	59,337	64,853	5,516

④ 債務保証の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
貯金・定期積金等	—	—	—
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	—	—	—
その他担保物	3	3	△ 0
小 計	3	3	△ 0
信用	—	—	—
合 計	3	3	△ 0

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
設備資金	46,558 (78.4)	51,937 (80.0)	5,379
運転資金	12,778 (21.5)	12,915 (19.9)	137
合 計	59,337 (100.0)	64,853 (100.0)	5,516

(注) () 内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
農業	14,596 (24.5)	14,775 (22.7)	179
林業	455 (0.7)	412 (0.6)	△ 42
水産業	711 (1.1)	711 (1.0)	0
製造業	3,986 (6.7)	4,477 (6.9)	491
鉱業	185 (0.3)	266 (0.4)	80
建設・不動産業	5,410 (9.0)	5,841 (9.0)	430
電気・ガス・熱供給水道業	548 (0.9)	576 (0.8)	28
運輸・通信業	1,510 (2.5)	1,739 (2.6)	228
金融・保険業	345 (0.5)	460 (0.7)	114
卸売・小売・サービス業・飲食業	12,844 (21.6)	14,376 (22.1)	1,532
地方公共団体	3,406 (5.7)	2,948 (4.5)	△ 457
非営利法人	—	—	—
その他	15,334 (25.8)	18,265 (28.1)	2,930
合 計	59,337 (100.0)	64,853 (100.0)	5,516

(注) () 内は構成比（貸出金全体に対する割合）です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
農 業	10,800	11,000	200
穀 作	2,078	1,949	△ 128
野 菜 ・ 園 芸	1,959	1,972	13
果 樹 ・ 樹 園 農 業	113	126	12
工 芸 作 物	252	241	△ 10
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	3,467	3,774	307
養 鶏 ・ 養 卵	309	348	39
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	2,619	2,587	△ 32
農 業 関 連 団 体 等	—	—	—
合 計	10,800	11,000	200

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農（経済連）とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	5,910	5,594	△ 315
農 業 制 度 資 金	4,890	5,405	515
農 業 近 代 化 資 金	2,202	2,128	△ 74
そ の 他 制 度 資 金	2,687	3,277	589
合 計	10,800	11,000	200

(注) 1. プロパー資金とは、当JA原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況（法定）

（単位：百万円）

債 権 区 分		債権額	保 全 額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	6年度	628	119	273	235	628
	7年度	508	98	178	230	508
危 険 債 権	6年度	622	43	494	71	609
	7年度	919	43	760	75	879
要 管 理 債 権	6年度	—	—	—	—	—
	7年度	1	—	1	—	1
	三月以上延滞債権	6年度	—	—	—	—
	7年度	—	—	—	—	—
	貸出条件緩和債権	6年度	—	—	—	—
	7年度	—	—	—	—	—
小 計	6年度	1,250	163	767	306	1,237
	7年度	1,430	142	941	306	1,389
正 常 債 権	6年度	58,201				
	7年度	63,492				
合 計	6年度	59,451				
	7年度	64,922				

（注） 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と 5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示

債権の状況（法定）

該当する取引はありません。

＜自己査定債務者区分＞				＜リスク管理債権＞			
対象債権	信用事業総与信		信用事業 以外の 与信	信用事業総与信		信用事業 以外の 与信	
	貸出金	その他の 債権		貸出金	その他の 債権		
	破綻先			破産更生債権及びこれらに 準ずる債権			
	実質破綻先			危険債権			
	破綻懸念先			3か月以上延滞債権			
	要 注 意 先	要管理先		貸出条件緩和債権			
		その他要注意先		正常債権			
	正常先						

●破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

●実質破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不明な状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者

●破綻懸念先

現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

●要管理先

要注意先の債務者のうち当該債務者の債権の全部または一部が次に掲げる要管理先債権である債務者

i 3か月以上延滞債権

元金または利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出債権

ii 貸出条件緩和債権

経済的困難に陥った債務者の再建または支援をはかり、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権

●その他の要注意先

要管理先以外の要注意先に属する債務者

●正常先

業況が良好、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

(i) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

(ii) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く）

(iii) 3か月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（破綻先債権及び延滞債権を除く）

(iv) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権を除く）

(v) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、同項第一号から第三号までに掲げる債権以外のものに区分される債権

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

	令和6年度					令和7年度				
	期 首 残 高	期 中 増 加 額	期中減少額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増 加 額	期中減少額		期 末 残 高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	90	140	—	90	140	140	190	—	140	190
個別貸倒引当金	651	874	0	650	874	874	1,008	4	870	1,008
合 計	741	1,015	0	740	1,015	1,015	1,191	4	1,010	1,199

⑪ 貸出金償却の額

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度
貸 出 金 償 却 額	0	0

(3) 内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種 類		令和6年度		令和7年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送 金 ・ 振 込 為 替	件 数	257	517	279	511
	金 額	128,356	145,077	127,770	143,042
代 金 取 立 為 替	件 数	0	0	0	0
	金 額	58	8	0	0
雑 為 替	件 数	3	2	3	2
	金 額	999	530	1,023	713
計	件 数	261	519	283	514
	金 額	129,414	145,617	128,794	143,756

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
国 債	17,708	20,095	2,387
地 方 債	10	10	0
政 府 保 証 債	—	—	—
金 融 債	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	—	—	—
株 式	—	—	—
受 益 証 券	6,096	0	△ 6,096
そ の 他 の 証 券	—	—	—
合 計	23,815	20,105	△ 3,710

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1 年 超 3 年 以下	3 年 超 5 年 以下	5 年 超 7 年 以下	7 年 超 10 年 以下	10 年 超	期 間 の 定 め の な い も の	合 計
令和 6 年 度								
国 債	—	—	—	—	1,300	17,500	—	18,800
地 方 債	—	—	10	—	—	—	—	10
政 府 保 証 債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
受 益 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—
令和 7 年 度								
国 債	—	—	—	1,500	300	19,000	—	20,800
地 方 債	—	—	10	—	—	—	—	10
政 府 保 証 債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
受 益 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—

(5) 有価証券等の時価情報

① 有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に 含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に 含まれた評価差額
売買目的有価証券	—	—	—	—

[満期保有目的の債券]

(単位：百万円)

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	政 府 保 証 債	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	－	－	－	1,988	1,915	△ 72
	地 方 債	10	9	0	10	9	0
	政府保証債	－	－	－	－	－	－
	金 融 債	－	－	－	－	－	－
	短 期 社 債	－	－	－	－	－	－
	社 債	－	－	－	－	－	－
	その他の証券	－	－	－	－	－	－
	小 計	10	9	0	1,998	1,925	△ 73
合 計		10	9	0	1,998	1,925	△ 73

[その他有価証券]

(単位：百万円)

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額 が取得原価又は償 却原価を超えるもの	株 式	－	－	－	－	－	－
	債 券	－	－	－	－	－	－
	国 債	308	301	6	0	0	0
	地 方 債	－	－	－	－	－	－
	短 期 社 債	－	－	－	－	－	－
	社 債	－	－	－	－	－	－
	その他の証券	－	－	－	－	－	－
	小 計	308	301	6	0	0	0
貸借対照表計上額 が取得原価又は償 却原価を超えないもの	株 式	－	－	－	－	－	－
	債 券	－	－	－	－	－	－
	国 債	16,032	18,575	△ 2,543	14,931	18,871	△ 3,939
	地 方 債	－	－	－	－	－	－
	短 期 社 債	－	－	－	－	－	－
	社 債	－	－	－	－	－	－
	その他の証券	－	－	－	－	－	－
	小 計	16,032	18,575	△ 2,543	14,931	18,871	△ 3,939
合 計		16,340	18,877	△ 2,536	14,931	18,871	△ 3,939

② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

(6) 預かり資産の状況

① 投資信託残高（ファンドラップ含む）

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
投資信託残高（ファンドラップ含む）	－	46

(注) 投資信託残高（ファンドラップ含む）は「約定日基準」に基づく算出です。

② 残高有り投資信託口座数

(単位：口座)

	令和6年度	令和7年度
残 高 有 り 投 資 信 託 口 座 数	－	85

2. 共済事業取扱実績

(1) 長期共済保有高

(単位：件、千円)

種 類		令和6年度		令和7年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
生 命 系	終 身 共 済	25,031	180,161,326	24,625	170,837,846
	定 期 生 命 共 済	348	3,420,250	368	3,610,580
	養 老 生 命 共 済	10,961	67,231,186	9,933	59,837,848
	う ち こ ど も 共 済	5,916	21,156,489	5,608	19,126,563
	医 療 共 済	20,516	3,924,000	20,226	3,562,200
	が ん 共 済	2,207	539,500	2,556	475,500
	定 期 医 療 共 済	986	4,090,600	944	3,942,800
	介 護 共 済	2,323	2,480,041	2,313	2,566,722
	認 知 症 共 済	520		500	
	生 活 障 害 共 済	586		560	
	特 定 重 度 疾 病 共 済	1,421		1,421	
	年 金 共 済	7,370	360,500	7,117	315,500
建 物 更 生 共 済		34,617	453,313,765	33,718	445,338,341
合 計		106,886	715,521,168	104,281	690,487,339

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類		令和6年度		令和7年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
医 療 共 済		20,516	84,511	20,226	77,347
が ん 共 済		2,207	14,326	2,556	12,273
定 期 医 療 共 済		986	4,931	944	4,725
合 計		23,709	103,769	23,726	94,346

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類		令和6年度		令和7年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
介 護 共 済		2,323	5,756,291	2,313	5,821,085
認 知 症 共 済		520	585,100	500	562,100
生 活 障 害 共 済 (一 時 金 型)		445	1,071,100	418	1,024,600
生 活 障 害 共 済 (定 期 年 金 型)		141	189,700	142	192,000
特 定 重 度 疾 病 共 済		1,421	1,836,900	1,421	1,826,000

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：件、千円)

種 類		令和6年度		令和7年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
年 金 開 始 前		4,686	2,241,436	4,381	2,068,039
年 金 開 始 後		2,684	1,229,129	2,736	1,273,611
合 計		7,370	3,470,565	7,117	3,341,650

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：件、千円)

種 類	令和6年度			令和7年度		
	件 数	金 額	掛 金	件 数	金 額	掛 金
火 災 共 済	4,439	50,061,440	73,291	4,544	50,912,260	73,997
自 動 車 共 済	44,917		1,894,051	44,943		1,923,395
傷 害 共 済	49,418	212,772,000	14,257	45,293	197,701,500	13,991
定額定期生命共済	5	16,000	123	5	16,000	123
賠 償 責 任 共 済	653		2,268	630		2,239
自 賠 責 共 済	15,654		259,208	16,146		267,936
合 計	115,086		2,243,200	111,561		2,281,683

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

3. 購買事業取扱実績

(単位：千円)

種 類			令和6年度	令和7年度
			供 給 高	供 給 高
生 産 資 材	肥 料		2,036,532	2,178,109
	飼 料		8,744,947	8,767,986
	農 薬		1,060,096	1,072,161
	そ の 他		2,253,207	2,279,316
	小 計		14,094,787	14,297,572
生 活 資 材	食 材		73,657	70,595
	食 料		130,955	140,622
	そ の 他		176,179	204,960
	小 計		380,794	416,177
農 機 車 両	農 業 機 械		290,118	306,509
	自 動 車		157,172	132,288
	小 計		447,291	438,797
燃 料	石 油 類		46,740	50,594
	L P ガ ス		364,689	393,382
	小 計		411,430	443,976
家 畜 購 買			427,503	473,618
合 計			15,761,806	16,070,144

(注) 当期供給高・取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

4. 販売事業取扱実績

(1) 受託販売品

(単位：千円)

種 類			令和6年度	令和7年度
			販 売 高	販 売 高
米			5,616,627	7,314,849
麦			56,588	62,771
豆 ・ 雑 穀			58,253	51,864
野 菜			7,338,056	7,076,850
果 実			465,790	416,196
花 き ・ 花 木			1,856,496	1,773,701
畜 産 物			14,184,662	15,743,700
生 乳			14,816,700	15,132,065
林 産 物			1,116,729	1,144,505
合 計			45,509,913	48,716,501

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

(2) 買取販売品

(単位：千円)

種 類	令和6年度	令和7年度
	販 売 高	販 売 高
米	260,253	337,207
麦	—	—
豆 ・ 雑 穀	11,627	11,343
野 菜	—	—
果 実	—	—
花 き ・ 花 木	—	—
畜 産 物	—	—
林 産 物	—	—
合 計	271,881	348,550

注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

5. 指導事業

(単位：千円)

項 目		令和6年度	令和7年度
収 入	賦 課 金	30,842	30,024
	補 助 金	5,723	4,244
	計	36,565	34,268
支 出	営 農 改 善 費	76,322	81,864
	生 活 文 化 費	527	484
	教 育 情 報 費	113	149
	組 織 育 成 費	49,772	35,813
	健 康 管 理 活 動 費	3,683	3,498
	生 活 組 織 育 成 費	8,396	8,062
	組 織 広 報 費	16,250	16,138
	指 導 部 門 労 務 費	3,027	3,990
	計	158,092	150,001
収 支		△ 121,526	△ 115,732

6. 利用事業

(単位：千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
ライスセンター	収 益	152,348
	費 用	34,014
	差 引	118,334
カントリーエレベーター	収 益	65,943
	費 用	15,754
	差 引	50,188
水稻育苗センター	収 益	128,568
	費 用	93,157
	差 引	35,411
種子センター	収 益	30,563
	費 用	7,753
	差 引	22,810
野菜集出荷施設	収 益	274,398
	費 用	112,290
	差 引	162,108
選果・乾燥施設	収 益	150,931
	費 用	114,935
	差 引	35,996

項 目		令和6年度	令和7年度
家畜診療	収 益	22,811	19,284
	費 用	5,925	5,104
	差 引	16,885	14,180
人工授精・登録	収 益	335,008	333,333
	費 用	220,172	223,707
	差 引	114,835	109,625
乳用牛群改良検定	収 益	31,334	32,750
	費 用	39,946	38,699
	差 引	△ 8,612	△ 5,948
酪農ヘルパー住宅	収 益	1,826	1,832
	費 用	—	—
	差 引	1,826	1,832
アグリリサイクルセンター	収 益	25,659	25,348
	費 用	3,920	2,648
	差 引	21,738	22,700
牧草草地	収 益	152,218	147,764
	費 用	96,694	114,446
	差 引	55,524	33,317
集乳・送乳	収 益	228,290	225,211
	費 用	82,909	77,754
	差 引	145,381	147,456
堆肥センター	収 益	708	615
	費 用	90	90
	差 引	617	525
農業機械	収 益	212	190
	費 用	—	—
	差 引	212	190
繁殖・育成センター	収 益	68,940	77,538
	費 用	51,736	51,694
	差 引	17,204	25,844
安代畜産事業	収 益	3,684	2,000
	費 用	4,115	4,216
	差 引	△ 431	△ 2,216
雑穀精選事業	収 益	810	1,170
	費 用	430	411
	差 引	379	758
野菜育苗センター	収 益	112,278	117,629
	費 用	88,954	97,182
	差 引	23,324	20,447
その他利用事業	収 益	36,088	41,752
	費 用	31,363	37,360
	差 引	4,724	4,391
利用事業合計	収 益	1,822,626	1,831,683
	費 用	1,004,166	1,022,692
	差 引	818,459	808,990

7. その他の事業

(単位：千円)

項 目		令和6年度	令和7年度
保管事業	収 益	205,624	216,911
	費 用	65,731	50,217
	差 引	139,893	166,693
加工事業	収 益	6,763	6,165
	費 用	2,861	2,907
	差 引	3,902	3,257
農産物直売	収 益	90,826	100,820
	費 用	63,771	72,668
	差 引	27,055	28,151

Ⅳ 経営諸指標

1. 利益率

(単位：％)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
総資産経常利益率	△ 0.34	0.16	0.50
資本経常利益率	△ 9.79	5.56	15.35
総資産当期純利益率	△ 0.28	0.13	0.41
資本当期純利益率	△ 7.96	4.28	12.24

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率
 ＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：％)

種 類		令和6年度	令和7年度	増 減
貯 貸 率	期 末	22.4	24.1	1.7
	期 中 平 均	22.0	23.0	1.1
貯 証 率	期 末	6.1	7.7	0.6
	期 中 平 均	8.7	7.4	△ 1.4

- (注) 1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高×100
 2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高×100
 4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況（法定）

1. 自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円、％）

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	11,706	11,870
うち、出資金及び資本準備金の額	7,697	7,482
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	4,254	4,644
うち、外部流出予定額（△）	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	△ 244	△ 255
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	140	190
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	140	190
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	11,846	12,061
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	144	224
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	144	224
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	144	224
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	11,702	11,837
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	85,406	84,207
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）		—
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額	10,116	3,623
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	95,523	88,011
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	12.25	13.45

- （注） 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、2024年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット			令和6年度			令和7年度		
			エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金			2,402	—	—			
我が国の中央政府及び中央銀行向け			18,919	—	—			
外国の中央政府及び中央銀行向け			—	—	—			
国際決済銀行等向け			—	—	—			
我が国の地方公共団体向け			3,428	—	—			
外国の中央政府等及び中央以外の公共部門向け			—	—	—			
国際開発銀行向け			—	—	—			
地方公共団体金融機構向け			—	—	—			
我が国の政府関係機関向け			—	—	—			
地方三公社向け			—	—	—			
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け			175,805	35,161	1,406			
法人等向け			145	125	5,032			
中小企業等向け及び個人向け			30,090	7,289	291			
抵当権付住宅ローン			982	220	8			
不動産取得等事業向け			38	38	1			
三月以上延滞等			2,245	1,826	73			
取立未済手形			34	6	0			
信用保証協会等保証付			23,713	2,342	93			
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付			—	—	—			
共済約款貸付			—	—	—			
出資等			1,678	1,678	67			
（うち出資等のエクスポージャー）			1,678	1,678	67			
（うち重要な出資のエクスポージャー）			—	—	—			
上記以外			24,402	36,715	1,468			
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）			—	—	—			
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）			7,720	19,301	772			
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）			—	—	—			
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に関するエクスポージャー）			—	—	—			
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）			—	—	—			
（うち上記以外のエクスポージャー）			16,183	16,166	646			
証券化			—	—	—			
（うちS T C要件適用分）			—	—	—			
（うち非S T C適用分）			—	—	—			
再証券化			—	—	—			
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー			—	—	—			
（うちリスクスルー方式）			—	—	—			
（うちマンドート方式）			—	—	—			
（うち蓋然性方式250%）			—	—	—			
（うち蓋然性方式400%）			—	—	—			
（うちフォールバック方式）			—	—	—			
経過措置によりリスク・アセットの額に算入、されるものの額			—	—	—			
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）			—	—	—			
標準的手法を適用するエクスポージャー別計			283,890	85,406	3,416			
CVAリスク相当額÷8%			—	—	—			
中央清算機関関連エクスポージャー			—	—	—			
合計（信用リスク・アセットの額）			283,890	85,406	3,416			
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 <基礎的手法>			オペレーショナル・リスク相当 額を8%で除して得た額	所要自己資本額		オペレーショナル・リスク相当 額を8%で除して得た額	所要自己資本額	
			a	b=a×4%		a	b=a×4%	
所要自己資本額計			10,116	404				
			リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額		リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	
			a	b=a×4%		a	b=a×4%	
			95,523	3,820				

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目（無形固定資産、前払年金費用、繰延税金資産等）および土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものの、不算入としたものが該当します。
7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>
（粗利益（正の値の場合に限る）×15%）の直近3年間の合計額
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数 ÷ 8%

② 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		令和7年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
信用リスク・アセット	現金	2,338	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	20,911	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	2,969	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—
	地方三公社向け	—	—	—
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	175,172	35,034	1,401
	〔うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け〕	—	—	—
	カバード・ボンド向け	—	—	—
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	30	—	—
	〔うち特定貸付債権向け〕	—	—	—
	中堅中小企業等向け及び個人向け	9,332	2,782	111
	〔うちトランザクター向け〕	221	99	3
	不動産関連向け	22,256	4,911	196
	〔うち自己居住用不動産等向け〕	21,874	4,618	184
	〔うち賃貸用不動産向け〕	373	291	11
	〔うち事業用不動産関連向け〕	—	—	—
	〔うちその他不動産関連向け〕	7	1578	—
	〔うちADC向け〕	—	—	—
	劣後債券及びその他資本性証券等	—	—	—
	延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	2,322	1,766	70
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	207	79	3
	取立未済手形	44	8	—
	信用保証協会等による保証付	29,805	2,951	118
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
	株式等	1,679	1,679	67
	共済約款貸付	—	—	—
	上記以外	22,913	35,172	1,406
	〔うち重要な出資のエクスポージャー〕	—	—	—
	〔うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー〕	—	—	—
	〔うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー〕	7,720	19,301	772
	〔うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー〕	460	1,150	46
	〔うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー〕	—	—	—
	〔うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー〕	—	—	—
	〔うち上記以外のエクスポージャー〕	14,732	14,720	588
	証券化	—	—	—
	〔うちSTC要件適用分〕	—	—	—
	〔短期STC要件適用分〕	—	—	—
	〔うち不良債権証券化適用分〕	—	—	—
	〔うちSTC・不良債権証券化適用対象外分〕	—	—	—
	再証券化	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—
	〔うちルックスルー方式〕	—	—	—
	〔うちマンドート方式〕	—	—	—
	〔うち蓋然性方式250%〕	—	—	—
	〔うち蓋然性方式400%〕	—	—	—
	〔うちフォールバック方式〕	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—
	標準的手法を運用するエクスポージャー計	289,983	84,387	3,375
	CVAリスク相当額÷8%（簡便法）	—	—	—
	中央清算期間関連エクスポージャー	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）		289,983	84,387	3,375
マーケット・リスクに対する所要自己資本の額 ＜簡易方式又は標準的方式＞		マーケット・リスク相当額をの合計額を 8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
		0		0
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞		オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
		3,623		144
所要自己資本額計		リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b=a×4%
		88,011		3,520

③ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,623
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	144
B I	2,415
B I C	289

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する I L M は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当 J A では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。

また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R & I)
株式会社日本格付研究所 (J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (M o o d y ' s)
S & P グローバル・レーティング (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド (F i t c h)

(注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R & I, Moody's, JCR, S & P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R & I, Moody's, JCR, S & P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R & I, Moody's, JCR, S & P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

		令和6年度					令和7年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー
国	内	283,890	59,386	18,929	—	2,245	289,983	65,246	20,921	—	2,530
国	外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別残高計		283,890	59,386	18,929	—	2,245	289,983	65,246	20,921	—	2,530
法人	農 業	2,936	2,570	—	—	558	3,059	2,746	—	—	519
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	156	156	—	—	—	166	166	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	85	85	—	—	—	79	79	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	183,560	—	—	—	—	182,937	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	177	177	—	—	—	204	204	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	22,378	3,449	18,929	—	—	23,906	2,985	20,921	—	—
	上記以外	1,805	126	—	—	—	1,802	122	—	—	—
	個 人	53,769	52,819	—	—	—	60,009	58,939	—	—	1,724
	その他	19,019	1	—	—	—	17,818	1	—	—	—
業種別残高計		283,890	59,386	18,929	—	1,902	289,983	65,246	20,921	—	2,244
残存期間別残高計		283,890	59,386	18,929	—	—	289,983	65,246	20,921	—	—
1年以下		179,442	3,637	—	—	—	179,297	4,125	—	—	—
1年超3年以下		3,048	3,048	—	—	—	2,743	2,733	10	—	—
3年超5年以下		4,061	4,051	10	—	—	4,608	4,105	502	—	—
5年超7年以下		4,457	3,457	999	—	—	4,534	3,534	999	—	—
7年超10年以下		4,689	4,386	302	—	—	7,382	4,171	3,201	—	—
10年超		56,179	38,562	17,616	—	—	60,749	44,551	16,197	—	—
期限の定めのないもの		32,011	2,242	—	—	—	30,667	2,023	—	—	—

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高(自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)には、資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
- 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	令和6年度					令和7年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	90	140	—	90	140	140	190	—	140	190
個別貸倒引当金	651	874	0	650	874	874	1,008	4	870	1,008

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和6年度						令和7年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的 使用	その他					目的 使用	その他		
国 内	-	-	-	-	874		-	-	-	-	1,008	
国 外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
地域別計	-	-	-	-	874		-	-	-	-	1,008	
法人	農 業	-	-	-	304	-	-	-	-	-	342	-
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱 供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲 食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	-	-	-	-	431		-	-	-	-	510	-
業種別残高計	-	-	-	-	736		-	-	-	-	853	-

⑤ 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

[令和7年度]

項目	リスク・ ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値
		オン・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産項目	オン・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産項目	信用リスク・ アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	2,338	-	2,338	-	-	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	20,911	-	20,911	-	-	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	0	-	-	-	-	-	0
我が国の地方公共団体向け	0	2,969	-	2,969	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	0~150	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	10~20	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	10~20	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	20	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	175,172	-	175,172	-	35,034	20
〔うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け〕	20~150	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	10~100	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20~150	30	3	0	0	0	100
〔うち特定貸付債権向け〕	20~150	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	8,967	3,058	8,555	323	2,782	31
〔うちトランザクター向け〕	45	-	2,218	-	221	99	45
不動産関連向け	20~150	22,256	-	22,239	-	4,911	22
〔うち自己居住用不動産等向け〕	20~75	21,874	-	21,859	-	4,618	21
〔うち賃貸用不動産向け〕	30~150	373	-	373	-	291	78
〔うち事業用不動産関連向け〕	70~150	-	-	-	-	-	-
〔うちその他不動産関連向け〕	60	7	-	6	-	1	23
〔うちADC向け〕	100~150	-	-	-	-	-	-
劣後債券及びその他資本性証券等	150	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50~150	1,383	11	1,340	2	1,766	132
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	189	-	189	-	79	42
取立未済手形	20	44	-	44	-	8	20
信用保証協会等による保証付	0~10	29,805	-	29,512	-	2,951	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	-	-	-	-	-	-
株式等	250~400	1,679	-	1,679	-	1,679	100
共済約款貸付	0	-	-	-	-	-	-
上記以外	100~1250	22,901	-	22,901	-	35,172	154
〔うち重要な出資のエクスポージャー〕	1250	-	-	-	-	-	-
〔うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー〕	250~400	-	-	-	-	-	-

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	7,720		7,720		19,301	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	460		460		1,150	250
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	250	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	—	—	—	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	100	14,720	—	14,720	—	14,720	100
証券化	—	—	—	—	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(短期STC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (Δ)	—	—	—	—	—	—	—
合計 (信用リスク・アセットの額)	—	—	—	—	—	84,387	—

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載しておりません。

⑥ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

[令和7年度]

(単位：百万円)

	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）													
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計							
我が国の中央政府及び中央銀行向け	20,911					0	20,911							
外国の中央政府及び中央銀行向け														
国際決済銀行等向け														
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の地方公共団体向け	2,969						0	2,969						
外国の中央政府等以外の公共部門向け														
地方公共団体金融機構向け														
我が国の政府関係機関向け														
地方三公社向け														
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
国際開発銀行向け														
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計					
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	175,172							0	175,172					
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）														
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計					
カバード・ボンド向け														
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計				
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）						0			0	0				
（うち特定貸付債権向け）														
	100%	150%	250%	400%	その他	合計								
劣後債権及びその他資本性証券等														
株式等				1,679		0				1,679				
	45%	75%	100%	その他	合計									
中堅中小企業等向け及び個人向け	221	834	0	7,822	8,878									
（うちトランザクター向け）	221			0	221									
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計	
不動産関連向け　うち自己居住用不動産等向け	3,153				559							297	17,848	21,859
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計		
不動産関連向け　うち賃貸用不動産向け						223			149		0	373		
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計							
不動産関連向け　うち事業用不動産関連向け														
	60%	その他	合計											
不動産関連向け　うちその他不動産関連向け	2	4	6											
	100%	150%	その他	合計										
不動産関連向け　うちADC向け														
	50%	100%	150%	その他	合計									
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	190	60	1,069	22	1,342									
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		52		137	189									
	0%	10%	20%	100%	その他	合計								
現金	2,338				0	2,338								
取立未済手形			44		0	44								
信用保証協会等による保証付	0	29,496		0	15	29,512								
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付														
共済約款貸付														

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載しておりません。

⑦ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高 (単位: 百万円)

		令和6年度			令和7年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト0%	—	25,647	25,647			
	リスク・ウェイト2%	—	—	—			
	リスク・ウェイト4%	—	—	—			
	リスク・ウェイト10%	—	23,429	23,429			
	リスク・ウェイト20%	—	203,167	203,167			
	リスク・ウェイト35%	—	160	160			
	リスク・ウェイト50%	—	1,755	1,755			
	リスク・ウェイト75%	—	2,141	2,141			
	リスク・ウェイト100%	—	18,276	18,276			
	リスク・ウェイト150%	—	1,093	1,093			
	リスク・ウェイト250%	—	8,219	8,219			
	その他	—	—	—			
リスク・ウェイト1250%		—	—	—			
計		—	283,890	283,890			

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。
なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
- 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
- 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑧ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表 (単位: 百万円)

リスク・ウェイト区分	令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額および 与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	260,062	—	—	259,278
40%～70%	1,217	2,218	10	1,437
75%	1,046	777	12	1,132
80%	—	—	10	—
85%	404	—	—	404
90%～100%	112	3	10	112
105%～130%	149	—	—	149
150%	1,067	10	22	1,069
250%	1,679	—	—	1,679
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	7	62	10	12
合計	265,748	3,072	11	265,277

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポートジャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポートジャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当J Aでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポートジャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当J Aでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA- またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポートジャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポートジャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA- またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB- またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポートジャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポートジャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和6年度			令和7年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—			
我が国の政府関係機関向け	—	—	—			
地方三公社向け	—	—	—			
金融機関向け及び第一種金 融商品取引業者向け	—	—	—			
法人等向け	20	—	—			
中小企業等向け及び個人向け	121	27,360	—			
抵当権住宅ローン	—	821	—			
不動産取得等事業向け	—	—	—			
三月以上延滞等	—	71	—			
証券化	—	—	—			
中央清算期間関連	—	—	—			
上記以外	—	1	—			
合 計	141	28,254	—			

(注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
- 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

	令和7年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	0	0	
我が国の政府関係機関向け	0	0	
地方三公社向け	0	0	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	0	0	
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	0	0	
中堅中小企業等向け及び個人向け	100	7,292	
自己居住用不動産等向け	11	20,979	
賃貸用不動産向け	0	0	
事業用不動産関連向け	0	0	
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	0	26	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	0	137	
証券化	0	0	
中央清算機関関連	0	0	
上記以外	4	0	
合 計	115	28,435	

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. CVAリスクに関する事項

◇CVAリスク相当額の算出に使用する手法(SA-CVA、完全なBA-CVA、限定的なBA-CVA又は簡便法をいう。)の名称及び各手法により算定される対象取引の概要

CVAリスク相当額は「簡便法」により算出しており、主に〇〇が対象となります。

◇CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要(CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む)

CVAリスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っております。

8. マーケット・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続等の概要

「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債およびオフバランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。当JAでは、以下の内容によりマーケット・リスクを管理しております。

(※以下、JAの具体的なリスク管理の方針、手続および体制の概要等を記載)

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

（ＪＡにおける具体的なリスク管理の方針および手続の内容等を記載）

○オペレーショナル・リスク管理規程等

- ・ 定義
- ・ 基本的考え方
- ・ 体制：会議体、部門、部署
- ・ その他

○オペレーショナル・リスクの総合的な管理

○事務リスク管理

○システムリスク管理

○その他オペレーショナル・リスク管理

◇ＢＩの算出方法

ＢＩ（事業規模指標）の額は、ＩＬＤＣ（金利要素）、ＳＣ（役務要素）およびＦＣ（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ＩＬＤＣ、ＳＣおよびＦＣの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ＩＬＭの算出方法

ＩＬＭ（内部損失乗数）は、告示第250条第１項第３号に基づき「１」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ＢＩの算出から除外した事業部門の有無該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ＩＬＭの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）該当ありません。

10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部

門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めている、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	1,678	1,678	1,679	1,679
合計	1,678	1,678	1,679	1,679

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和6年度			令和7年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：百万円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	令和6年度	令和7年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

12. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの算定方法、管理方法は以下のとおりです。

- ・市場金利が上下に２％変動した時に発生する経済価値の変化額（低下額）を金利リスク量として四半期ごとに算出しています。
- ・要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されことなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去５年の最低残高、②過去５年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の５０％相当額のうち、最小の額を上限とし、０～５年の期間に均等に振り分けて（平均残存２．５年）リスク量を算定しています。
- ・金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

金利リスク＝運用勘定の金利リスク量＋調達勘定の金利リスク量（△）

算出した金利リスク量は四半期ごとに経営層に報告するとともに、四半期ごとにＡＬＭ委員会および理事会に報告しています。また、これらの情報を踏まえ、四半期ごとに運用方針を策定しています。

② 金利ショックに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		令和６年度	令和７年度	令和６年度	令和７年度
1	上方平行シフト	1,182	1,101	143	168
2	下方平行シフト	－	－	－	－
3	スティープ化	1,549	1,442		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	468	334		
7	最大値	1,549	1,442	143	168
		令和６年度		令和７年度	
8	自己資本の額	11,702		11,837	

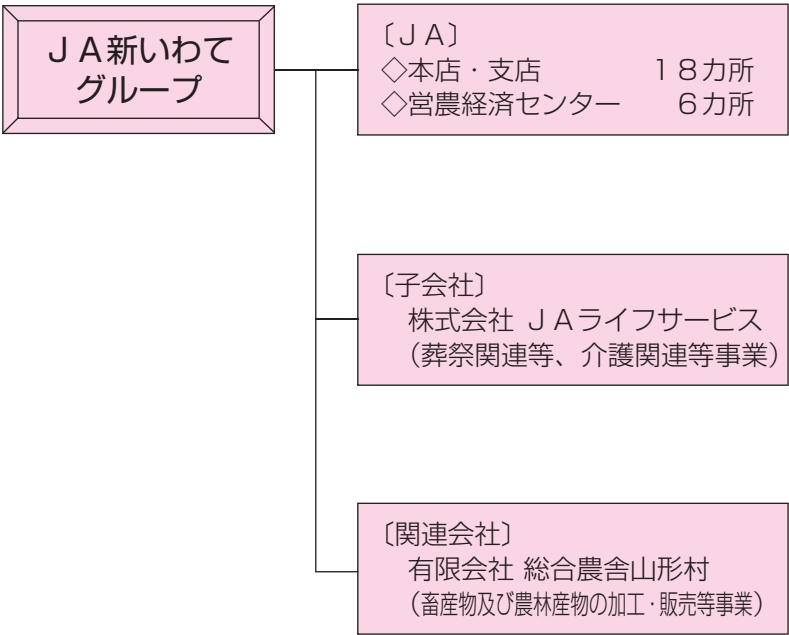
VI 連結情報

1. グループの概況

(1) グループの事業系統図

J A新しいわてのグループは、当 J A、子会社 1 社、関連法人等 1 社で構成されています。

このうち、当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は 1 社です。なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。



(2) 子会社等の状況

名 称	主たる営業所又は事務所の所在地	事業の内容	設 立 年月日	資本金又は 出資金	当JAの 議決権比率	他の子会社等 の議決権比率
株式会社 JAライフサービス	滝沢市鵜飼向新田 7-75	葬祭事業及び葬祭 関連事業 介護事業及び介護 関連事業	平成26年 3月3日	50,000千円	100%	—
有限会社 総合農舎山形村	久慈市山形町霜畑 12-105	農畜産物及び農林 産物の加工、販売	平成6年 2月1日	40,000千円	37.5%	62.5%

(3) 連結事業概況（令和7年度）

◇ 連結事業の概況

① 事業の概況

令和7年度の当JAの連結決算は、子会社1社を連結しております。

連結決算の内容は、連結経常利益452,970千円、連結当期剰余金339,221千円、連結純資産90億18百万円、連結総資産2,859億93百万円で、連結自己資本比率は13.81%となりました。

② 連結子会社等の事業概況

ア) 株式会社 JAライフサービス

当社は、葬祭事業、仏壇・仏具・神具・墓石の販売事業、介護及び関連事業等を営み、売上高は1,096,354千円を計上し、当期純損失は33,552千円となりました。

イ) 有限会社 総合農舎山形村

当社は、畜産物及び農林産物の加工、販売等を営み、売上高は148,038千円を計上し、当期純損失は5,040千円となりました。

(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、%)

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
連 結 事 業 収 益	25,470	69,913	70,949	70,204	74,607
信用事業収益	1,965	1,966	1,967	2,081	2,557
共済事業収益	1,799	1,718	1,548	1,487	1,507
その他事業収益	21,704	66,228	67,434	66,636	70,543
連 結 経 常 利 益	471	371	380	△ 973	452
連 結 当 期 剰 余 金	283	278	225	△ 792	339
連 結 純 資 産 額	13,477	11,725	11,370	10,164	9,018
連 結 総 資 産 額	282,067	282,329	283,770	281,321	285,993
連 結 自 己 資 本 比 率	12.09	12.06	13.28	12.24	13.81

(注) 「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

(5) 連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和6年度 (令和7年2月28日)	令和7年度 (令和8年2月28日)	科 目	令和6年度 (令和7年2月28日)	令和7年度 (令和8年2月28日)
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
1. 信用事業資産	254,964,746	260,244,581	1. 信用事業負債	264,912,216	270,485,697
(1) 現金及び預金	178,269,986	177,373,246	(1) 貯金	263,740,640	268,496,482
(2) 有価証券	16,350,890	16,930,081	(2) 借入金	303,389	278,212
(3) 貸出金	59,337,184	64,853,305	(3) その他の信用事業負債	864,239	1,707,270
(4) その他の信用事業資産	1,436,684	1,566,565	(4) 債務保証	3,947	3,732
(5) 債務保証見返	3,947	3,732	2. 共済事業負債	785,922	768,895
(6) 貸倒引当金	△ 433,946	△ 482,349	(1) 共済資金	354,487	344,167
2. 共済事業資産	2,478	2,337	(2) その他の共済事業負債	431,434	424,727
(1) その他の共済事業資産	2,478	2,337	3. 経済事業負債	3,062,495	3,368,256
3. 経済事業資産	7,711,579	7,395,351	(1) 支払手形及び経済事業未払金	2,236,832	2,625,564
(1) 受取手形及び経済事業未収金	5,473,671	5,411,794	(2) その他の経済事業負債	725,662	742,691
(2) 棚卸資産	1,325,064	1,340,558	4. 雑負債	615,522	785,831
(3) その他の経済事業資産	1,495,471	1,362,719	5. 諸引当金	1,293,828	1,073,685
(4) 貸倒引当金	△ 582,627	△ 719,721	(1) 賞与引当金	132,452	129,163
4. 雑資産	1,103,541	756,773	(2) 退職給付に係る負債	1,161,375	944,522
5. 固定資産	7,825,376	7,949,832	6. 再評価に係る繰延税金負債	486,628	492,555
(1) 有形固定資産	7,622,044	7,638,019	負債の部合計	271,156,614	276,974,920
減価償却資産	18,651,459	18,626,590	(純 資 産 の 部)		
減価償却累計額	△ 15,504,133	△ 15,626,156	1. 組合員資本	11,832,687	11,963,195
土地	4,467,526	4,425,453	(1) 出資金	6,706,097	6,491,226
建設仮勘定	7,192	212,131	(2) 資本剰余金	991,258	991,258
(2) 無形固定資産	203,331	311,813	(3) 利益剰余金	4,380,053	4,736,655
6. 外部出資	9,269,393	9,269,758	(4) 処分未済持分	△ 244,721	△ 255,944
7. 繰延税金資産	444,132	374,786	2. 評価・換算差額等	△ 1,688,055	△ 2,944,695
			(1) その他有価証券評価差額金	△ 1,736,822	△ 3,169,221
			(2) 土地再評価差額金	0	0
			(3) 退職給付に係る調整累計額	68,767	224,526
			純資産の部合計	10,164,632	9,018,500
資産の部合計	281,321,246	285,993,420	負債及び純資産の部合計	281,321,246	285,993,420

(6) 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度 (自令和6年3月1日 至令和7年2月28日)	令和7年度 (自令和7年3月1日 至令和8年2月28日)	科 目	令和6年度 (自令和6年3月1日 至令和7年2月28日)	令和7年度 (自令和7年3月1日 至令和8年2月28日)
1. 事業総利益	5,380,745	6,986,881	(7) 販売事業収益	47,187,722	50,599,163
事業収益	70,204,780	74,607,058	販売品販売高	45,781,794	49,065,051
事業費用	64,824,034	67,620,177	販売手数料	1,004,121	1,167,363
(1) 信用事業収益	2,081,882	2,557,146	その他の収益	401,806	366,748
資金運用収益	1,818,436	2,283,047	(8) 販売事業費用	46,159,796	49,307,643
(うち預金利息)	846,267	1,168,982	販売品販売原価	45,767,147	49,047,935
(うち有価証券利息)	105,405	143,651	販売費	24,466	20,868
(うち貸出金利息)	820,035	970,297	その他の費用	368,182	238,839
(うちその他受入利息)	46,727	115	販売事業総利益	1,027,926	1,291,519
役務取引等収益	176,546	190,827	(9) その他の事業収益	2,345,593	2,610,398
その他事業直接収益	19,465	0	(10) その他の事業費用	1,503,344	1,583,909
その他経常収益	67,433	83,272	その他事業総利益	842,248	1,026,489
(2) 信用事業費用	1,487,459	806,854	2. 事業管理費	6,501,373	6,697,994
資金調達費用	143,533	522,869	(1) 人件費	3,915,618	4,034,790
(うち貯金利息)	138,053	512,590	(2) その他事業管理費	2,585,754	2,663,204
(うち給付補填備金繰入)	212	1,056	事業利益	△ 1,120,627	288,887
(うち借入金利息)	1,639	1,013	3. 事業外収益	201,475	191,345
(うちその他支払利息)	3,627	8,208	(1) 受取雑利息	29,731	38,800
役務取引等費用	47,506	54,162	(2) 受取出資配当金	95,023	83,824
その他事業直接費用	1,058,860	0	(3) その他事業外収益	76,719	68,719
その他経常費用	237,559	229,822	4. 事業外費用	54,652	27,261
(うち貸出金償却)	74,402	48,603	(1) 支払雑利息	496	365
信用事業総利益	594,422	1,750,292	(2) その他事業外費用	54,156	26,896
(3) 共済事業収益	1,486,175	1,507,665	経常利益	△ 973,805	452,970
共済付加収入	1,412,943	1,397,480	5. 特別利益	10,913	48,910
その他の収益	73,231	110,185	(1) 固定資産処分益	2,152	1,150
(4) 共済事業費用	63,573	72,809	(2) その他特別利益	8,760	47,760
共済推進費及び共済保全費	63,018	72,053	6. 特別損失	64,400	76,060
その他の費用	555	755	(1) 固定資産処分損	15,701	11,085
共済事業総利益	1,422,601	1,434,856	(2) 減損損失	15,131	58,274
(5) 購買事業収益	17,103,406	17,332,683	(3) その他特別損失	33,566	6,699
購買品供給高	16,311,978	16,565,899	税引前当期利益	△ 1,027,291	425,821
購買手数料	393,960	382,714	法人税、住民税及び事業税	27,706	23,510
その他の収益	397,466	384,070	法人税等調整額	△ 262,358	63,089
(6) 購買事業費用	15,609,860	15,848,960	当期剰余金	△ 792,640	339,221
購買品供給原価	15,162,958	15,293,048			
購買品供給費	270,005	280,189			
その他の費用	176,896	275,722			
購買事業総利益	1,493,546	1,483,723			

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
	(自 令和6年3月1日 至 令和7年2月28日)	(自 令和7年3月1日 至 令和8年2月28日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	△ 1,027,291	425,821
減価償却費	451,503	490,294
減損損失	15,131	58,274
連結調整勘定償却額	0	0
貸倒引当金の増減額	272,728	185,497
賞与引当金の増減額	7,214	△ 3,289
退職給付に係る負債等の増減額	△ 125,624	△ 61,094
役員退任給与積立金の増加額	0	0
信用事業資金運用収益	△ 1,818,436	△ 2,283,047
信用事業資金調達費用	187,412	568,823
共済貸付金利息	0	0
共済借入金利息	0	0
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 124,755	△ 122,625
支払雑利息	496	365
為替差損益	0	0
有価証券関係損益	7,428,619	26,531
金銭の信託の運用損益	0	0
固定資産売却損益	△ 728	△ 48,339
持分法による投資損益	0	0
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増減	△ 1,123,502	△ 5,516,120
預金の純増減	3,405,900	△ 148,800
貯金の純増減	1,749,773	4,755,841
信用事業借入金の純増減	△ 2,315,019	△ 25,177
その他の信用事業資産の純増減	541,266	155,473
その他の信用事業負債の純増減	596,261	733,317
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済貸付金の純増減	0	0
共済借入金の純増減	0	0
共済資金の純増減	△ 9,439	△ 10,319
未経過共済付加収入の純増減	△ 14,089	△ 6,707
その他共済事業資産の増減額	643	141
その他共済事業負債の増減額	0	0
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増減	194,488	61,876
経済受託債権の純増減	△ 255,017	△ 1,083
棚卸資産の純増減	106,191	△ 15,494
支払手形及び経済事業未払金の純増減	△ 445,176	288,731
経済受託債務の純増減	42,593	115,466
その他経済事業資産の純増減	63,363	133,834
その他経済事業負債の純増減	△ 29,426	△ 98,437
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増減	△ 75,760	346,767
その他の負債の純増減	△ 10,246	164,278
未払消費税等の増減額	34,888	5,735
信用事業資金運用による収入	1,766,648	1,997,981
信用事業資金調達による支出	△ 695,410	△ 459,398
共済貸付金利息による収入	0	0
共済借入金利息による支出	0	0
事業の利用分量に対する配当金の支払額	0	0
役員賞与の支払額	0	0
小 計	8,795,198	1,715,116
雑利息及び出資配当金の受取額	124,755	122,625,434
雑利息の支払額	△ 496	△ 365
法人税等の支払額	△ 160,148	△ 7,874
事業活動によるキャッシュ・フロー	8,759,308	124,332,311
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 2,640,868	△ 2,008,915
有価証券の売却による収入	0	0
有価証券の償還による収入	0	0
金銭の信託の増加による支出	0	0
金銭の信託の減少による収入	0	0
補助金の受入れによる収入	0	0
固定資産の取得による支出	△ 826,611	△ 690,083
固定資産の売却による収入	37,253	65,396
外部出資による支出	193	△ 9
外部出資による臨時損失	0	0
外部出資の売却等による収入	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,430,032	△ 2,633,611
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入れによる収入	0	0
出資の増額による収入	194,877	80,737
出資の払戻しによる支出	△ 329,871	△ 279,156
持分の取得による支出	△ 42,570	△ 161,206
持分の譲渡による収入	90,980	118,191
出資配当金の支払額	△ 33,563	0
少数株主への配当金支払額	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 120,148	△ 241,434
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
5 現金及び現金同等物の増加額 (または減少額)	5,209,128	△ 1,045,540
6 現金及び現金同等物の期首残高	7,196,128	4,405,256
7 現金及び現金同等物の期末残高	4,405,256	3,359,716

(8) 連結注記表

令和6年度注記表	令和7年度注記表																
I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 1. 連結の範囲に関する事項 連結される子会社等……1社 株式会社J Aライフサービス ※令和6年11月1日に「(株)J Aライフサポート」を吸収合併し、「(株)J Aライフセレモ」から「(株)J Aライフサービス」と名称変更しました。 2. 持分法の適用に関する事項 持分法非適用の関連法人等……1社 有限会社総合農舎山形村 3. 連結される子会社等の事業年度等に関する事項 連結される子会社等の決算日は次のとおりです。 2月末 株式会社J Aライフサービス 4. のれんの償却方法及び償却期間 該当の事項はありません。 5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基いて作成しております。 6. 連結キャッシュフロー計算書における現金及び現金同等物の範囲 (1) 連結キャッシュフロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっております。 (2) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td><td>178,269百万円</td></tr> <tr> <td>別段預金、定期性預金及び譲渡性預金</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>△173,864百万円</td></tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td><td>4,405百万円</td></tr> </table>	現金及び預金勘定	178,269百万円	別段預金、定期性預金及び譲渡性預金			△173,864百万円	現金及び現金同等物	4,405百万円	I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 1. 連結の範囲に関する事項 連結される子会社等……1社 株式会社J Aライフサービス 2. 持分法の適用に関する事項 持分法非適用の関連法人等……1社 有限会社総合農舎山形村 3. 連結される子会社等の事業年度等に関する事項 連結される子会社等の決算日は次のとおりです。 2月末 株式会社J Aライフサービス 4. のれんの償却方法及び償却期間 該当の事項はありません。 5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基いて作成しております。 6. 連結キャッシュフロー計算書における現金及び現金同等物の範囲 (1) 連結キャッシュフロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっております。 (2) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td><td>177,373百万円</td></tr> <tr> <td>別段預金、定期性預金及び譲渡性預金</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>△170,013百万円</td></tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td><td>7,360百万円</td></tr> </table>	現金及び預金勘定	177,373百万円	別段預金、定期性預金及び譲渡性預金			△170,013百万円	現金及び現金同等物	7,360百万円
現金及び預金勘定	178,269百万円																
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金																	
	△173,864百万円																
現金及び現金同等物	4,405百万円																
現金及び預金勘定	177,373百万円																
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金																	
	△170,013百万円																
現金及び現金同等物	7,360百万円																
II 重要な会計方針に係る事項に関する注記 1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法 (1) 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法） (2) 子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法 (3) その他有価証券 ①時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） ②時価のないもの：移動平均法による原価法	II 重要な会計方針に係る事項に関する注記 1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法 (1) 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法） (2) 子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法 (3) その他有価証券 ①時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） ②時価のないもの：移動平均法による原価法																

令和6年度注記表	令和7年度注記表
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法 購買品：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） 3. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しています。 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しています。 4. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近3年間の返済実績と将来3年間のキャッシュ・フロー見込額とを比較し、いずれか低い方の金額を回収可能額としています。 破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができ債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。	2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法 購買品：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） 3. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しています。 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しています。 4. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近3年間の返済実績と将来3年間のキャッシュ・フロー見込額とを比較し、いずれか低い方の金額を回収可能額としています。 破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができ債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

令和6年度注記表	令和7年度注記表
(2) 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出にあてるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。 (3) 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。 ②数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。 5. 収益及び費用の計上基準 当JAの利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。 (1) 購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (2) 販売事業 組合員が生産した農畜産物を当JAが集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (3) 保管事業 組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。 (4) 加工事業 組合員が生産した農畜産物を原料に、缶詰・飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (5) 利用事業 カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・農産物等の施設を	(2) 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出にあてるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。 (3) 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。 ②数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。 5. 収益及び費用の計上基準 当JAの利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。 (1) 購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (2) 販売事業 組合員が生産した農畜産物を当JAが集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (3) 保管事業 組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。 (4) 加工事業 組合員が生産した農畜産物を原料に、缶詰・飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (5) 利用事業 カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・農産物等の施設を

令和6年度注記表	令和7年度注記表
設置して、共同で利用する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (6) 農産物直売事業 地域の組合員・消費者等に農畜産物等を供給する事業であり、農畜産物等を組合員・消費者等に引き渡す義務を負っています。この組合員・消費者等に対する履行義務は、農畜産物等の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (7) 指導事業 組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。 7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示していますので、合計金額はその内訳金額の合計と一致しない場合があります。また、金額千円未満の科目については「0」、取引はあるが期末に残高が無い科目は「-」で表示をしています。 8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法 当JAは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。 よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。 (2) 米共同計算 当JAは生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。そのうち、米については販売をJAが行いプール計算を行う「JA共同計算」を行っています。 共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。 また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金(前受金を含む)を計上しています。	設置して、共同で利用する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (6) 農産物直売事業 地域の組合員・消費者等に農畜産物等を供給する事業であり、農畜産物等を組合員・消費者等に引き渡す義務を負っています。この組合員・消費者等に対する履行義務は、農畜産物等の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (7) 指導事業 組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。 7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示していますので、合計金額はその内訳金額の合計と一致しない場合があります。また、金額千円未満の科目については「0」、取引はあるが期末に残高が無い科目は「-」で表示をしています。 8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法 当JAは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。 よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。 (2) 米共同計算 当JAは生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。そのうち、米については販売をJAが行いプール計算を行う「JA共同計算」を行っています。 共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。 また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金(前受金を含む)を計上しています。

令和6年度注記表	令和7年度注記表
共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当ＪＡが受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。 (3) 預託家畜 当ＪＡは、預託家畜事業を実施しており、組合員が肥育している素牛の購入費用相当額については、当ＪＡから当該組合員への（金銭）債権を貸借対照表の経済事業資産（経済事業未収金）に計上しています。 なお、当該素牛の所有権は担保のため当ＪＡに留保しています。当ＪＡは、当該債権について所定の金利を受け取り、利息相当額は損益計算書の購買事業収益その他の収益に計上しています。 また、素牛の受入高と供給高については、純額で損益計算書の購買手数料に計上しています。 さらに、全農岩手県本部が行う預託家畜事業における当該組合員への金銭債権を貸借対照表の経済事業資産（全農預託債権）に、全農岩手県本部への金銭債務を経済事業負債（全農預託負債）に計上しています。 (4) 当ＪＡが代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当ＪＡが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当ＪＡが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。	共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当ＪＡが受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。 (3) 預託家畜 当ＪＡは、預託家畜事業を実施しており、組合員が肥育している素牛の購入費用相当額については、当ＪＡから当該組合員への（金銭）債権を貸借対照表の経済事業資産（経済事業未収金）に計上しています。 なお、当該素牛の所有権は担保のため当ＪＡに留保しています。当ＪＡは、当該債権について所定の金利を受け取り、利息相当額は損益計算書の購買事業収益その他の収益に計上しています。 また、素牛の受入高と供給高については、純額で損益計算書の購買手数料に計上しています。 さらに、全農岩手県本部が行う預託家畜事業における当該組合員への金銭債権を貸借対照表の経済事業資産（全農預託債権）に、全農岩手県本部への金銭債務を経済事業負債（全農預託負債）に計上しています。 (4) 当ＪＡが代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当ＪＡが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当ＪＡが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。
Ⅲ 会計上の見積りに関する注記 (1) 繰延税金資産の回収可能性 ①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 444,132千円 ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。 課税所得の見積額については、令和7年度（第29年度）事業計画を基礎として、当ＪＡが将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認	Ⅲ 会計上の見積りに関する注記 (1) 繰延税金資産の回収可能性 ①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 374,786千円 ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。 課税所得の見積額については、令和8年度（第30年度）事業計画を基礎として、当ＪＡが将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認

令和6年度注記表	令和7年度注記表
識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 (2) 固定資産の減損 ①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 15,131千円 ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。 減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。 固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和7年度(第29年度)事業計画を基礎として算出しており、令和7年度事業計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。 これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。 (3) 貸倒引当金 ①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 1,015,083千円 ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 貸倒引当金の算定方法は、「Ⅱ 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「(1)貸倒引当金」に記載しています。 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。 翌事業年度に係る計算書類に与える影響は、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。	識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 (2) 固定資産の減損 ①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 58,274千円 ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。 減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。 固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和8年度(第30年度)事業計画を基礎として算出しており、令和8年度事業計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。 これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。 (3) 貸倒引当金 ①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 1,199,198千円 ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 貸倒引当金の算定方法は、「Ⅱ 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「(1)貸倒引当金」に記載しています。 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。 翌事業年度に係る計算書類に与える影響は、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
Ⅳ 貸借対照表に関する注記 1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、9,003,054千円であり、その内訳は次のとおりです。 建物4,754,756千円、機械装置2,599,048千円、構築物ほか1,649,248千円	Ⅳ 貸借対照表に関する注記 1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、8,977,013千円であり、その内訳は次のとおりです。 建物4,740,212千円、機械装置2,581,679千円、構築物ほか1,655,120千円

令和6年度注記表				令和7年度注記表			
2. 担保に供している資産				2. 担保に供している資産			
(単位：千円)				(単位：千円)			
担保に供している資産		担保に係る債務		担保に供している資産		担保に係る債務	
種 類	期末帳簿価額	内 容	期末残高	種 類	期末帳簿価額	内 容	期末残高
定期預金	5,000	滝沢市指定金融機関保証金	—	定期預金	5,000	滝沢市指定金融機関保証金	—
定期預金	5,200	滝沢市上下水道事業収収取扱金融機関保証金	—	定期預金	5,000	雫石町指定金融機関保証金	—
定期預金	5,000	雫石町指定金融機関保証金	—	定期預金	200	雫石町水道事業収収取扱金融機関保証金	—
定期預金	200	雫石町水道事業収収取扱金融機関保証金	—	定期預金	10	久慈市水道事業収収取扱金融機関保証金	—
現 金	100	盛岡市水道事業収収取扱金融機関保証金	—	定期預金	10	洋野町水道事業収収取扱金融機関保証金	—
現 金	100	盛岡市下水道事業収収取扱金融機関保証金	—	現 金	10	野田村上下水道事業収収取扱金融機関保証金	—
定期預金	10	久慈市水道事業収収取扱金融機関保証金	—	現 金	10	普代村上下水道事業収収取扱金融機関保証金	—
定期預金	10	洋野町水道事業収収取扱金融機関保証金	—	現 金	100	二戸市水道事業収収取扱金融機関保証金	—
現 金	10	野田村上下水道事業収収取扱金融機関保証金	—	現 金	50	二戸市簡易水道事業収収取扱金融機関保証金	—
現 金	10	普代村上下水道事業収収取扱金融機関保証金	—	現 金	100	二戸市下水道事業収収取扱金融機関保証金	—
現 金	100	二戸市水道事業収収取扱金融機関保証金	—	定期預金	1,000	軽米町指定金融機関保証金	—
現 金	50	二戸市簡易水道事業収収取扱金融機関保証金	—	定期預金	300	軽米町上下水道事業収収取扱金融機関保証金	—
現 金	100	二戸市下水道事業収収取扱金融機関保証金	—	現 金	10	一戸町水道事業収収取扱金融機関保証金	—
現 金	30	九戸村水道事業収収取扱金融機関保証金	—	現 金	50	一戸町下水道事業収収取扱金融機関保証金	—
現 金	20	九戸村下水道事業収収取扱金融機関保証金	—	定期預金	12,500,000	J A岩手県信連に対する為替決済保証金に係る担保	90,916
定期預金	1,000	軽米町指定金融機関保証金	—	定期預金	10,680,000	J A岩手県信連からの借入金（当座貸越）に係る担保	—
定期預金	300	軽米町上下水道事業収収取扱金融機関保証金	—	計	23,191,850		90,916
現 金	10	一戸町水道事業収収取扱金融機関保証金	—				
現 金	50	一戸町下水道事業収収取扱金融機関保証金	—				
定期預金	12,500,000	J A岩手県信連に対する為替決済保証金に係る担保	40,471				
定期預金	10,680,000	J A岩手県信連からの借入金（当座貸越）に係る担保	—				
計	23,197,300		40,471				
3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務の総額				3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務の総額			
子会社等に対する金銭債権の総額		2,482千円		子会社等に対する金銭債権の総額		2,979千円	
子会社等に対する金銭債務の総額		262,268千円		子会社等に対する金銭債務の総額		248,773千円	
4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の総額				4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の総額			
理事及び監事に対する金銭債権の総額		54,959千円		理事及び監事に対する金銭債権の総額		45,317千円	
理事及び監事に対する金銭債務の総額		—		理事及び監事に対する金銭債務の総額		—	
5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額				5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額			
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は628,140千円、危険債権額は622,287千円です。				債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は508,309千円、危険債権額は919,837千円です。			
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、				なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、			

令和6年度注記表	令和7年度注記表
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。 債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。 また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の合計額は1,250,428千円です。 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。 債権のうち、三月以上延滞債権額は1,860千円、貸出条件緩和債権額はありません。 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。 また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の合計額は1,430,007千円です。 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
6. 土地の再評価に関する事項 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。 (1) 再評価を行った年月日 平成13年2月28日（旧JA新しいわて） 平成14年2月28日（旧JAいわてくじ） 平成12年12月31日（旧JA北いわて） 平成11年3月31日（旧JAいわて奥中山） (2) 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 858,147千円 (3) 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。	6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。 (1) 再評価を行った年月日 平成13年2月28日（旧JA新しいわて） 平成14年2月28日（旧JAいわてくじ） 平成12年12月31日（旧JA北いわて） 平成11年3月31日（旧JAいわて奥中山） (2) 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 831,676千円 (3) 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

令和6年度注記表				令和7年度注記表																																											
V 損益計算書に関する注記				V 損益計算書に関する注記																																											
1. 子会社等との取引高の総額				1. 子会社等との取引高の総額																																											
(1) 子会社等との取引による収益総額		24,811千円		(1) 子会社等との取引による収益総額		26,006千円																																									
うち事業取引高		5,669千円		うち事業取引高		4,336千円																																									
うち事業取引以外の取引高		19,141千円		うち事業取引以外の取引高		21,669千円																																									
(2) 子会社等との取引による費用総額		533千円		(2) 子会社等との取引による費用総額		741千円																																									
うち事業取引高		533千円		うち事業取引高		741千円																																									
うち事業取引以外の取引高		—		うち事業取引以外の取引高		—																																									
2. 減損損失に関する注記				2. 減損損失に関する注記																																											
(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要				(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要																																											
当JAでは、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については、支所ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。				当JAでは、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については、支所ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。																																											
本所については独立したキャッシュ・フローを生み出さないこと、営農経済センターについては指導機能を有することや複数の営農経済センターでJA全体をカバーすることから、共用資産と認識しています。				本所については独立したキャッシュ・フローを生み出さないこと、営農経済センターについては指導機能を有することや複数の営農経済センターでJA全体をカバーすることから、共用資産と認識しています。																																											
当事業年度に減損損失を計上した資産は、以下のとおりです。				当事業年度に減損損失を計上した資産は、以下のとおりです。																																											
<table><tr><th>場 所</th><th>用 途</th><th>種 類</th><th>そ の 他</th></tr><tr><td>旧一方井支所（農薬庫）</td><td>遊休資産</td><td>土地</td><td>業務外固定資産</td></tr><tr><td>旧好摩支所関連</td><td>遊休資産</td><td>土地、建物</td><td>業務外固定資産</td></tr><tr><td>山田育苗施設関連</td><td>遊休資産</td><td>土地、建物、構築物、機械</td><td>業務外固定資産</td></tr></table>				場 所	用 途	種 類	そ の 他	旧一方井支所（農薬庫）	遊休資産	土地	業務外固定資産	旧好摩支所関連	遊休資産	土地、建物	業務外固定資産	山田育苗施設関連	遊休資産	土地、建物、構築物、機械	業務外固定資産	<table><tr><th>場 所</th><th>用 途</th><th>種 類</th><th>そ の 他</th></tr><tr><td>旧一方井支所（農薬庫）</td><td>遊休資産</td><td>土地</td><td>業務外固定資産</td></tr><tr><td>旧田野畑支所</td><td>遊休資産</td><td>土地</td><td>業務外固定資産</td></tr><tr><td>雫石サポート</td><td>遊休資産</td><td>土地、建物、機械</td><td>業務外固定資産</td></tr><tr><td>全農鳥市工場敷地</td><td>遊休資産</td><td>土地</td><td>業務外固定資産</td></tr><tr><td>山田育苗施設関連</td><td>遊休資産</td><td>土地</td><td>業務外固定資産</td></tr></table>				場 所	用 途	種 類	そ の 他	旧一方井支所（農薬庫）	遊休資産	土地	業務外固定資産	旧田野畑支所	遊休資産	土地	業務外固定資産	雫石サポート	遊休資産	土地、建物、機械	業務外固定資産	全農鳥市工場敷地	遊休資産	土地	業務外固定資産	山田育苗施設関連	遊休資産	土地	業務外固定資産
場 所	用 途	種 類	そ の 他																																												
旧一方井支所（農薬庫）	遊休資産	土地	業務外固定資産																																												
旧好摩支所関連	遊休資産	土地、建物	業務外固定資産																																												
山田育苗施設関連	遊休資産	土地、建物、構築物、機械	業務外固定資産																																												
場 所	用 途	種 類	そ の 他																																												
旧一方井支所（農薬庫）	遊休資産	土地	業務外固定資産																																												
旧田野畑支所	遊休資産	土地	業務外固定資産																																												
雫石サポート	遊休資産	土地、建物、機械	業務外固定資産																																												
全農鳥市工場敷地	遊休資産	土地	業務外固定資産																																												
山田育苗施設関連	遊休資産	土地	業務外固定資産																																												
(2) 減損損失の認識に至った経緯				(2) 減損損失の認識に至った経緯																																											
旧一方井支所と旧好摩支所関連はすでに減損損失処理を行っていましたが、土地の時価下落と処分可能価額を評価しその差額を減損損失として認識しました。				旧一方井支所と旧好摩支所関連はすでに減損損失処理を行っていましたが、土地の時価下落と処分可能価額を評価しその差額を減損損失として認識しました。																																											
山田育苗施設関連は遊休資産であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。				山田育苗施設関連は遊休資産であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。																																											
(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳				(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳																																											
旧一方井支所		329千円（土地329千円）		旧一方井支所		125千円（土地125千円）																																									
旧好摩支所関連		2,821千円（土地1,027千円、建物1,793千円）		旧田野畑支所		1,550千円（土地1,550千円）																																									
山田育苗施設関連		11,981千円（土地11,579千円、建物232千円、構築物75千円、機械装置93千円）		雫石サポート		40,082千円（土地23,876千円、建物15,554千円、機械装置651千円）																																									
合 計		15,131千円（土地12,936千円、建物2,026千円、構築物75千円、機械装置93千円）		全農鳥市工場敷地		6,947千円（土地6,947千円）																																									
				山田育苗施設関連		9,569千円（土地9,569千円）																																									
				合 計		58,274千円（土地42,068千円、建物15,554千円、																																									

令和6年度注記表	令和7年度注記表
(4) 回収可能価額の算出方法 回収可能価額は、固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定した正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額によっています。なお、使用価値に適用した割引率は6.2%です。 Ⅵ 金融商品に関する注記 1. 金融商品の状況に関する事項 (1) 金融商品に対する取組方針 当J Aは農家組員や地域から預かった貯金を原資に、農家組員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を岩手県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債、受益証券等の有価証券による運用を行っています。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 当J Aが保有する金融資産は、主として当J A管内の組員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 また、有価証券は、債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。 営業債権である経済事業未収金は、組員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 ①信用リスクの管理 当J Aは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所にリスク管理室を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。 ②市場リスクの管理 当J Aでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に	機械装置651千円) (4) 回収可能価額の算出方法 回収可能価額は、固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定した正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額によっています。なお、使用価値に適用した割引率は5.7%です。 Ⅵ 金融商品に関する注記 1. 金融商品の状況に関する事項 (1) 金融商品に対する取組方針 当J Aは農家組員や地域から預かった貯金を原資に、農家組員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を岩手県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債、受益証券等の有価証券による運用を行っています。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 当J Aが保有する金融資産は、主として当J A管内の組員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 また、有価証券は、債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。 営業債権である経済事業未収金は、組員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 ①信用リスクの管理 当J Aは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所にリスク管理室を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。 ②市場リスクの管理 当J Aでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に

令和6年度注記表	令和7年度注記表
機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。 とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の運用を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理室が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。 (市場リスクに係る定量的情報) 当ＪＡで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当ＪＡにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。 当ＪＡでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.00%上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,141,925千円減少するものと把握しています。 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。 また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。 なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。 ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理 当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえでの重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。 (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。 とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の運用を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理室が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。 (市場リスクに係る定量的情報) 当ＪＡで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当ＪＡにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。 当ＪＡでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.00%上昇したものと想定した場合には、経済価値が918,519千円減少するものと把握しています。 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。 また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。 なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。 ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理 当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえでの重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。 (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

令和6年度注記表				令和7年度注記表			
2. 金融商品の時価等に関する事項 (1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等 当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。 なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。 (単位：千円)				2. 金融商品の時価等に関する事項 (1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等 当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。 なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。 (単位：千円)			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額		貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	175,865,521	175,516,859	△ 348,662	預金	175,029,980	174,565,701	△ 464,278
有価証券				有価証券			
満期保有目的の債券	10,000	9,752	△ 248	満期保有目的の債券	1,998,521	1,925,433	△ 73,088
其他有価証券	16,340,890	16,340,890	—	其他有価証券	14,931,560	14,931,560	—
貸出金	59,337,184			貸出金	64,853,305		
貸倒引当金（＊１）	△ 433,946			貸倒引当金（＊１）	△ 482,349		
貸倒引当金控除後	58,903,238	59,010,129	106,891	貸倒引当金控除後	64,370,955	64,058,220	△ 312,735
経済事業未収金	5,402,639			経済事業未収金	5,333,928		
貸倒引当金（＊２）	△ 581,137			貸倒引当金（＊２）	△ 716,848		
貸倒引当金控除後	4,821,501	4,821,501	—	貸倒引当金控除後	4,617,080	4,617,080	—
外部出資	1,707	1,707	—	外部出資	2,063	2,063	—
資産計（＊３）	255,942,859	255,700,840	△ 242,018	資産計（＊３）	260,950,161	260,100,058	△ 850,102
貯金	263,988,347	263,531,618	△ 456,728	貯金	268,735,060	268,086,093	△ 648,966
借入金	303,389	272,773	△ 30,615	借入金	278,212	234,345	△ 43,866
経済事業未払金	2,296,793	2,296,793	—	経済事業未払金	2,567,423	2,567,423	—
負債計（＊３）	266,588,530	266,101,185	△ 487,344	負債計（＊３）	271,580,696	270,887,862	△ 692,833
（＊１）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。 （＊２）経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。 （＊３）上記の表の資産計及び負債計は金融商品にかかる合計額であり、貸借対照表の金額とは一致しません。 (2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明 【資産】 ① 預金 満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap。以下「OIS」という。) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。 ② 有価証券及び外部出資 株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。 ③ 貸出金 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が				（＊１）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。 （＊２）経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。 （＊３）上記の表の資産計及び負債計は金融商品にかかる合計額であり、貸借対照表の金額とは一致しません。 (2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明 【資産】 ① 預金 満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap。以下「OIS」という。) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。 ② 有価証券及び外部出資 株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。 ③ 貸出金 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が			

令和6年度注記表	令和7年度注記表
実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。 なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。 また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。 ④ 経済事業未収金 経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。 また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。 【負債】 ① 貯金 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。 ② 借入金 借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当J Aの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。 ③ 経済事業未払金 経済事業未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。 (3) 市場価格のない株式等は、次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。 貸借対照表計上額 外部出資（＊） 9,397,685千円 (＊) 外部出資のうち市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開	実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。 なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。 また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。 ④ 経済事業未収金 経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。 また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。 【負債】 ① 貯金 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。 ② 借入金 借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当J Aの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。 ③ 経済事業未払金 経済事業未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。 (3) 市場価格のない株式等は、次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。 貸借対照表計上額 外部出資（＊） 9,397,694千円 (＊) 外部出資のうち市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開

令和6年度注記表				令和7年度注記表			
示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。				示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。			
(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:千円)				(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:千円)			
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
預 金	175,865,521	—	—	預 金	175,029,980	—	—
有 価 証 券	—	—	—	有 価 証 券	—	—	10,000
満期保有目的の債券	—	—	—	満期保有目的の債券	—	—	10,000
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—
貸出金 (*1, 2, 3)	9,164,050	4,489,148	3,965,287	貸出金 (*1, 2, 3)	9,244,481	4,577,104	3,934,859
経済事業未収金 (*4)	4,543,138	—	—	経済事業未収金 (*4)	4,372,420	—	—
合 計	189,572,710	4,489,148	3,965,287	合 計	188,646,883	4,577,104	3,954,859
	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超		3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	—	—	—	預 金	—	—	—
有 価 証 券	10,000	—	18,800,000	有 価 証 券	—	500,000	20,300,000
満期保有目的の債券	10,000	—	—	満期保有目的の債券	—	500,000	1,500,000
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	18,800,000	その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	18,800,000
貸出金 (*1, 2, 3)	3,310,577	2,811,343	34,918,443	貸出金 (*1, 2, 3)	3,370,174	2,902,223	40,203,109
経済事業未収金 (*4)	—	—	—	経済事業未収金 (*4)	—	—	—
合 計	3,310,577	2,811,343	53,718,443	合 計	3,370,174	3,902,223	80,803,109
(*1) 貸出金のうち、当座貸越3,983,928千円(融資型を除く)については、「1年以内」に含めています。				(*1) 貸出金のうち、当座貸越3,885,915千円(融資型を除く)については、「1年以内」に含めています。			
(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等614,606千円は、償還の予定が見込まれないため含めていません。				(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等546,436千円は、償還の予定が見込まれないため含めていません。			
(*3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件63,728千円は、償還日が特定できないため含めていません。				(*3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件74,916千円は、償還日が特定できないため含めていません。			
(*4) 経済事業未収金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等859,500千円は、償還の予定が見込まれないため含めていません。				(*4) 経済事業未収金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等961,507千円は、償還の予定が見込まれないため含めていません。			
(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位:千円)				(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位:千円)			
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
貯 金 (*1)	253,414,121	3,998,590	3,408,127	貯 金 (*1)	258,667,750	3,617,717	3,100,689
借 入 金	37,086	25,822	17,252	借 入 金	25,822	17,252	10,927
合 計	253,451,207	4,024,413	3,425,379	合 計	258,693,573	3,634,969	3,111,617
	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超		3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金 (*1)	664,304	1,829,604	673,600	貯 金 (*1)	1,510,907	1,142,949	695,046
借 入 金	10,927	11,559	200,741	借 入 金	11,559	12,019	200,630
合 計	675,232	1,841,163	874,341	合 計	1,522,466	1,154,968	895,677
(*1) 貯金のうち、要求払貯金については、「1年以内」に含めています。				(*1) 貯金のうち、要求払貯金については、「1年以内」に含めています。			

令和6年度注記表

Ⅶ 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額金に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「外部出資」中の株式が含まれています。

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債 10,000	9,752	△ 248
合 計	10,000	9,752	△ 248

(2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式(外部出資) 1,707	796	911
	国 債 308,430	301,437	6,992
	小 計 310,137	302,234	7,903
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債 16,032,460	18,575,763	△2,543,303
	受益証券 —	—	—
	小 計 16,032,460	18,575,763	△2,543,303
合 計	16,342,597	18,877,998	△2,535,400

2. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

種 類	売却額	売却益	売却損
国 債	322,758	19,465	—
受 益 証 券	5,998,300	—	1,101,700
合 計	6,321,058	19,465	1,101,700

4. 当事業年度中において、保有目的が変更になった有価証券はありません。

Ⅷ 退職給付に関する注記

1. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。

また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、一般社団法人岩手県農業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

令和7年度注記表

Ⅶ 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額金に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「外部出資」中の株式が含まれています。

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債 1,988,521	1,915,700	△ 72,821
	地方債 10,000	9,733	△ 267
合 計	1,998,521	1,925,433	△ 73,088

(2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式(外部出資) 2,063	796	1,267
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債 14,931,560	18,871,063	△3,939,503
合 計	14,933,623	18,871,860	△3,938,236

2. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

4. 当事業年度中において、保有目的が変更になった有価証券はありません。

Ⅷ 退職給付に関する注記

1. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。

また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、一般社団法人岩手県農業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

令和6年度注記表	令和7年度注記表																																																																																																																												
(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr><td>期首における退職給付債務</td><td>4,155,757千円</td></tr> <tr><td>勤務費用</td><td>180,131千円</td></tr> <tr><td>利息費用</td><td>17,388千円</td></tr> <tr><td>数理計算上の差異の発生額</td><td>△ 112,859千円</td></tr> <tr><td>退職給付の支払額</td><td>△ 543,449千円</td></tr> <tr><td>期末における退職給付債務</td><td>3,696,968千円</td></tr> </table> (3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr><td>期首における年金資産</td><td>2,761,050千円</td></tr> <tr><td>期待運用収益</td><td>16,566千円</td></tr> <tr><td>数理計算上の差異の発生額</td><td>△ 4,893千円</td></tr> <tr><td>特定退職共済制度への拠出金</td><td>140,427千円</td></tr> <tr><td>退職給付の支払額</td><td>△ 367,060千円</td></tr> <tr><td>期末における年金資産</td><td>2,546,089千円</td></tr> </table> (4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 <table> <tr><td>退職給付債務</td><td>3,696,968千円</td></tr> <tr><td>特定退職共済制度</td><td>△ 2,546,089千円</td></tr> <tr><td>未積立退職給付債務</td><td>1,150,879千円</td></tr> <tr><td>未認識数理計算上の差異</td><td>68,767千円</td></tr> <tr><td>貸借対照表計上額純額</td><td>1,219,647千円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td>1,219,647千円</td></tr> </table> (5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額 <table> <tr><td>勤務費用</td><td>180,131千円</td></tr> <tr><td>利息費用</td><td>17,388千円</td></tr> <tr><td>期待運用収益</td><td>△ 16,566千円</td></tr> <tr><td>数理計算上の差異の費用処理額</td><td>10,180千円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>191,133千円</td></tr> </table> (6) 年金資産の主な内訳 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。 <table> <tr><td>債券</td><td>64.3 %</td></tr> <tr><td>現金及び預金</td><td>5.3 %</td></tr> <tr><td>退職共済年金預け金</td><td>28.8 %</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1.6 %</td></tr> <tr><td>合計</td><td>100.0 %</td></tr> </table> (7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載 年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。 (8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項 <table> <tr><td>割引率</td><td>1.6 %</td></tr> <tr><td>長期期待運用収益率</td><td>0.7 %</td></tr> <tr><td>数理計算上の差異の処理年数</td><td>10 年</td></tr> </table>	期首における退職給付債務	4,155,757千円	勤務費用	180,131千円	利息費用	17,388千円	数理計算上の差異の発生額	△ 112,859千円	退職給付の支払額	△ 543,449千円	期末における退職給付債務	3,696,968千円	期首における年金資産	2,761,050千円	期待運用収益	16,566千円	数理計算上の差異の発生額	△ 4,893千円	特定退職共済制度への拠出金	140,427千円	退職給付の支払額	△ 367,060千円	期末における年金資産	2,546,089千円	退職給付債務	3,696,968千円	特定退職共済制度	△ 2,546,089千円	未積立退職給付債務	1,150,879千円	未認識数理計算上の差異	68,767千円	貸借対照表計上額純額	1,219,647千円	退職給付引当金	1,219,647千円	勤務費用	180,131千円	利息費用	17,388千円	期待運用収益	△ 16,566千円	数理計算上の差異の費用処理額	10,180千円	合計	191,133千円	債券	64.3 %	現金及び預金	5.3 %	退職共済年金預け金	28.8 %	その他	1.6 %	合計	100.0 %	割引率	1.6 %	長期期待運用収益率	0.7 %	数理計算上の差異の処理年数	10 年	(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr><td>期首における退職給付債務</td><td>3,696,968千円</td></tr> <tr><td>勤務費用</td><td>158,502千円</td></tr> <tr><td>利息費用</td><td>34,561千円</td></tr> <tr><td>数理計算上の差異の発生額</td><td>△ 125,288千円</td></tr> <tr><td>退職給付の支払額</td><td>△ 396,057千円</td></tr> <tr><td>期末における退職給付債務</td><td>3,368,685千円</td></tr> </table> (3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr><td>期首における年金資産</td><td>2,546,089千円</td></tr> <tr><td>期待運用収益</td><td>17,822千円</td></tr> <tr><td>数理計算上の差異の発生額</td><td>2,310千円</td></tr> <tr><td>特定退職共済制度への拠出金</td><td>136,146千円</td></tr> <tr><td>退職給付の支払額</td><td>266,738千円</td></tr> <tr><td>期末における年金資産</td><td>2,435,630千円</td></tr> </table> (4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 <table> <tr><td>退職給付債務</td><td>3,368,685千円</td></tr> <tr><td>特定退職共済制度</td><td>△ 2,435,630千円</td></tr> <tr><td>未積立退職給付債務</td><td>933,055千円</td></tr> <tr><td>未認識数理計算上の差異</td><td>224,526千円</td></tr> <tr><td>貸借対照表計上額純額</td><td>1,157,582千円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td>1,157,582千円</td></tr> </table> (5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額 <table> <tr><td>勤務費用</td><td>158,502千円</td></tr> <tr><td>利息費用</td><td>34,561千円</td></tr> <tr><td>期待運用収益</td><td>△ 17,822千円</td></tr> <tr><td>数理計算上の差異の費用処理額</td><td>28,159千円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>203,400千円</td></tr> </table> (6) 年金資産の主な内訳 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。 <table> <tr><td>債券</td><td>63.9 %</td></tr> <tr><td>現金及び預金</td><td>7.6 %</td></tr> <tr><td>退職共済年金預け金</td><td>28.4 %</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0.1 %</td></tr> <tr><td>合計</td><td>100.0 %</td></tr> </table> (7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載 年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。 (8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項 <table> <tr><td>割引率</td><td>2.3 %</td></tr> <tr><td>長期期待運用収益率</td><td>0.8 %</td></tr> <tr><td>数理計算上の差異の処理年数</td><td>10 年</td></tr> </table>	期首における退職給付債務	3,696,968千円	勤務費用	158,502千円	利息費用	34,561千円	数理計算上の差異の発生額	△ 125,288千円	退職給付の支払額	△ 396,057千円	期末における退職給付債務	3,368,685千円	期首における年金資産	2,546,089千円	期待運用収益	17,822千円	数理計算上の差異の発生額	2,310千円	特定退職共済制度への拠出金	136,146千円	退職給付の支払額	266,738千円	期末における年金資産	2,435,630千円	退職給付債務	3,368,685千円	特定退職共済制度	△ 2,435,630千円	未積立退職給付債務	933,055千円	未認識数理計算上の差異	224,526千円	貸借対照表計上額純額	1,157,582千円	退職給付引当金	1,157,582千円	勤務費用	158,502千円	利息費用	34,561千円	期待運用収益	△ 17,822千円	数理計算上の差異の費用処理額	28,159千円	合計	203,400千円	債券	63.9 %	現金及び預金	7.6 %	退職共済年金預け金	28.4 %	その他	0.1 %	合計	100.0 %	割引率	2.3 %	長期期待運用収益率	0.8 %	数理計算上の差異の処理年数	10 年
期首における退職給付債務	4,155,757千円																																																																																																																												
勤務費用	180,131千円																																																																																																																												
利息費用	17,388千円																																																																																																																												
数理計算上の差異の発生額	△ 112,859千円																																																																																																																												
退職給付の支払額	△ 543,449千円																																																																																																																												
期末における退職給付債務	3,696,968千円																																																																																																																												
期首における年金資産	2,761,050千円																																																																																																																												
期待運用収益	16,566千円																																																																																																																												
数理計算上の差異の発生額	△ 4,893千円																																																																																																																												
特定退職共済制度への拠出金	140,427千円																																																																																																																												
退職給付の支払額	△ 367,060千円																																																																																																																												
期末における年金資産	2,546,089千円																																																																																																																												
退職給付債務	3,696,968千円																																																																																																																												
特定退職共済制度	△ 2,546,089千円																																																																																																																												
未積立退職給付債務	1,150,879千円																																																																																																																												
未認識数理計算上の差異	68,767千円																																																																																																																												
貸借対照表計上額純額	1,219,647千円																																																																																																																												
退職給付引当金	1,219,647千円																																																																																																																												
勤務費用	180,131千円																																																																																																																												
利息費用	17,388千円																																																																																																																												
期待運用収益	△ 16,566千円																																																																																																																												
数理計算上の差異の費用処理額	10,180千円																																																																																																																												
合計	191,133千円																																																																																																																												
債券	64.3 %																																																																																																																												
現金及び預金	5.3 %																																																																																																																												
退職共済年金預け金	28.8 %																																																																																																																												
その他	1.6 %																																																																																																																												
合計	100.0 %																																																																																																																												
割引率	1.6 %																																																																																																																												
長期期待運用収益率	0.7 %																																																																																																																												
数理計算上の差異の処理年数	10 年																																																																																																																												
期首における退職給付債務	3,696,968千円																																																																																																																												
勤務費用	158,502千円																																																																																																																												
利息費用	34,561千円																																																																																																																												
数理計算上の差異の発生額	△ 125,288千円																																																																																																																												
退職給付の支払額	△ 396,057千円																																																																																																																												
期末における退職給付債務	3,368,685千円																																																																																																																												
期首における年金資産	2,546,089千円																																																																																																																												
期待運用収益	17,822千円																																																																																																																												
数理計算上の差異の発生額	2,310千円																																																																																																																												
特定退職共済制度への拠出金	136,146千円																																																																																																																												
退職給付の支払額	266,738千円																																																																																																																												
期末における年金資産	2,435,630千円																																																																																																																												
退職給付債務	3,368,685千円																																																																																																																												
特定退職共済制度	△ 2,435,630千円																																																																																																																												
未積立退職給付債務	933,055千円																																																																																																																												
未認識数理計算上の差異	224,526千円																																																																																																																												
貸借対照表計上額純額	1,157,582千円																																																																																																																												
退職給付引当金	1,157,582千円																																																																																																																												
勤務費用	158,502千円																																																																																																																												
利息費用	34,561千円																																																																																																																												
期待運用収益	△ 17,822千円																																																																																																																												
数理計算上の差異の費用処理額	28,159千円																																																																																																																												
合計	203,400千円																																																																																																																												
債券	63.9 %																																																																																																																												
現金及び預金	7.6 %																																																																																																																												
退職共済年金預け金	28.4 %																																																																																																																												
その他	0.1 %																																																																																																																												
合計	100.0 %																																																																																																																												
割引率	2.3 %																																																																																																																												
長期期待運用収益率	0.8 %																																																																																																																												
数理計算上の差異の処理年数	10 年																																																																																																																												
2. 特例業務負担金の将来見込額 法定福利費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負	2. 特例業務負担金の将来見込額 法定福利費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負																																																																																																																												

令和6年度注記表	令和7年度注記表																																																																				
担金48,782千円を含めて計上しています。 なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、405,964千円となっています。	担金48,402千円を含めて計上しています。 なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、360,475千円となっています。																																																																				
IX 税効果会計に関する注記 1. 税効果会計に関する注記 (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr> <td>税務上の繰越欠損金</td><td>277,108千円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>38,622千円</td></tr> <tr> <td>貸倒引当金有税分</td><td>235,154千円</td></tr> <tr> <td>貸付金未収利息未計上</td><td>1,922千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>336,622千円</td></tr> <tr> <td>減価償却有税分</td><td>144,885千円</td></tr> <tr> <td>土地減損分</td><td>86,773千円</td></tr> <tr> <td>外部出資</td><td>1,181千円</td></tr> <tr> <td>定期貯金（睡眠口座）</td><td>246千円</td></tr> <tr> <td>貸倒損失否認</td><td>2,025千円</td></tr> <tr> <td>その他有価証券差額金</td><td>699,770千円</td></tr> <tr> <td>前払費用</td><td>6,088千円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>691千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>1,831,093千円</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>1,386,961千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>444,132千円</td></tr> </table>	繰延税金資産		税務上の繰越欠損金	277,108千円	賞与引当金	38,622千円	貸倒引当金有税分	235,154千円	貸付金未収利息未計上	1,922千円	退職給付引当金	336,622千円	減価償却有税分	144,885千円	土地減損分	86,773千円	外部出資	1,181千円	定期貯金（睡眠口座）	246千円	貸倒損失否認	2,025千円	その他有価証券差額金	699,770千円	前払費用	6,088千円	その他	691千円	繰延税金資産小計	1,831,093千円	評価性引当額	1,386,961千円	繰延税金資産合計	444,132千円	IX 税効果会計に関する注記 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr> <td>税務上の繰越欠損金</td><td>206,677千円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>32,361千円</td></tr> <tr> <td>貸倒引当金有税分</td><td>218,907千円</td></tr> <tr> <td>貸付金未収利息未計上</td><td>1,979千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>326,740千円</td></tr> <tr> <td>減価償却有税分</td><td>144,650千円</td></tr> <tr> <td>土地減損</td><td>102,162千円</td></tr> <tr> <td>外部出資</td><td>1,211千円</td></tr> <tr> <td>貸倒損失否認</td><td>2,077千円</td></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>1,114,520千円</td></tr> <tr> <td>前払費用</td><td>7,404千円</td></tr> <tr> <td>価格補完積立金</td><td>3,801千円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>799千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>2,163,295千円</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>1,788,509千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>374,786千円</td></tr> </table>	繰延税金資産		税務上の繰越欠損金	206,677千円	賞与引当金	32,361千円	貸倒引当金有税分	218,907千円	貸付金未収利息未計上	1,979千円	退職給付引当金	326,740千円	減価償却有税分	144,650千円	土地減損	102,162千円	外部出資	1,211千円	貸倒損失否認	2,077千円	その他有価証券評価差額金	1,114,520千円	前払費用	7,404千円	価格補完積立金	3,801千円	その他	799千円	繰延税金資産小計	2,163,295千円	評価性引当額	1,788,509千円	繰延税金資産合計	374,786千円
繰延税金資産																																																																					
税務上の繰越欠損金	277,108千円																																																																				
賞与引当金	38,622千円																																																																				
貸倒引当金有税分	235,154千円																																																																				
貸付金未収利息未計上	1,922千円																																																																				
退職給付引当金	336,622千円																																																																				
減価償却有税分	144,885千円																																																																				
土地減損分	86,773千円																																																																				
外部出資	1,181千円																																																																				
定期貯金（睡眠口座）	246千円																																																																				
貸倒損失否認	2,025千円																																																																				
その他有価証券差額金	699,770千円																																																																				
前払費用	6,088千円																																																																				
その他	691千円																																																																				
繰延税金資産小計	1,831,093千円																																																																				
評価性引当額	1,386,961千円																																																																				
繰延税金資産合計	444,132千円																																																																				
繰延税金資産																																																																					
税務上の繰越欠損金	206,677千円																																																																				
賞与引当金	32,361千円																																																																				
貸倒引当金有税分	218,907千円																																																																				
貸付金未収利息未計上	1,979千円																																																																				
退職給付引当金	326,740千円																																																																				
減価償却有税分	144,650千円																																																																				
土地減損	102,162千円																																																																				
外部出資	1,211千円																																																																				
貸倒損失否認	2,077千円																																																																				
その他有価証券評価差額金	1,114,520千円																																																																				
前払費用	7,404千円																																																																				
価格補完積立金	3,801千円																																																																				
その他	799千円																																																																				
繰延税金資産小計	2,163,295千円																																																																				
評価性引当額	1,788,509千円																																																																				
繰延税金資産合計	374,786千円																																																																				
2. 法定実効税率と法人税負担率との差異の主な原因 当期は税引前当期損失のため注記を省略しています。	2. 法定実効税率と法人税負担率との差異の主な原因 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>27.60 %</td></tr> <tr> <td>(調整)</td><td></td></tr> <tr> <td>交際費の損金不算入額</td><td>0.34 %</td></tr> <tr> <td>受取配当金の損金不算入額</td><td>△ 2.48 %</td></tr> <tr> <td>住民税均等割額</td><td>4.69 %</td></tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td><td>△ 8.92 %</td></tr> <tr> <td>再評価土地の減損に伴う繰延税金負債の取崩</td><td>△ 1.36 %</td></tr> <tr> <td>税率変更に伴う期末繰延税金資産の増額修正</td><td>△ 1.19 %</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>△ 0.17 %</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>18.49 %</td></tr> </table>	法定実効税率	27.60 %	(調整)		交際費の損金不算入額	0.34 %	受取配当金の損金不算入額	△ 2.48 %	住民税均等割額	4.69 %	評価性引当額の増減	△ 8.92 %	再評価土地の減損に伴う繰延税金負債の取崩	△ 1.36 %	税率変更に伴う期末繰延税金資産の増額修正	△ 1.19 %	その他	△ 0.17 %	税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.49 %																																																
法定実効税率	27.60 %																																																																				
(調整)																																																																					
交際費の損金不算入額	0.34 %																																																																				
受取配当金の損金不算入額	△ 2.48 %																																																																				
住民税均等割額	4.69 %																																																																				
評価性引当額の増減	△ 8.92 %																																																																				
再評価土地の減損に伴う繰延税金負債の取崩	△ 1.36 %																																																																				
税率変更に伴う期末繰延税金資産の増額修正	△ 1.19 %																																																																				
その他	△ 0.17 %																																																																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.49 %																																																																				
3. 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額 「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、令和9年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については従来の27.6%から28.3%に変更されます。 なお、変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用	3. 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額 「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、令和9年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については従来の27.6%から28.3%に変更されます。 この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産																																																																				

令和6年度注記表	令和7年度注記表
した場合、繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は3,124千円増加します。また、再評価に係る繰延税金負債は12,342千円増加し、土地再評価差額は同額減少します。 X 収益認識に関する注記 「Ⅱ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。 XI 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記 当JAは、二戸支所等一部の施設に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当JAが事業を継続するうえで必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。	（繰延税金負債の金額を控除した金額）は5,473千円増加し、法人税等調整額は5,473千円減少しております。また、再評価に係る繰延税金負債は12,183千円増加し、土地再評価差額は同額減少しております。 X 収益認識に関する注記 「Ⅱ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。 XI 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記 当JAは、二戸支所等一部の施設に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当JAが事業を継続するうえで必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

(9) 連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
資本剰余金の部		
1. 資本剰余金期首残高	911,258	991,258
2. 資本剰余金期末残高	911,258	991,258
利益剰余金の部		
1. 利益剰余金期首残高	5,217,630	4,380,053
2. 利益剰余金増加高	△ 804,013	356,601
当期剰余金	△ 792,640	339,221
土地再評価差額金取崩	△ 11,372	17,380
3. 利益剰余金減少高	33,563	0
支払配当金	33,563	0
4. 利益剰余金期末残高	4,380,054	4,736,655

(10) 農協法に基づく開示債権（法定）

(単位：百万円)

債 権 区 分		債権額	保 全 額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	6年度	628	119	273	235	628
	7年度	508	98	178	230	508
危 険 債 権	6年度	622	43	494	71	609
	7年度	919	43	760	75	879
要 管 理 債 権	6年度	—	—	—	—	—
	7年度	1	—	1	—	1
	三 月 以 上 延 滞 債 権	6年度	—	—	—	—
		7年度	—	—	—	—
	貸 出 条 件 緩 和 債 権	6年度	—	—	—	—
		7年度	—	—	—	—
小 計	6年度	1,250	163	767	306	1,237
	7年度	1,430	142	941	306	1,389
正 常 債 権	6年度	58,201				
	7年度	63,492				
合 計	6年度	59,451				
	7年度	64,922				

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と 5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

(11) 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：千円)

区 分	項 目	令和6年度	令和7年度
信 用 事 業	事業収益	2,081,882	2,557,146
	経常利益	△ 834,969	258,718
	資産の額	254,964,746	260,244,581
共 済 事 業	事業収益	1,486,175	1,507,665
	経常利益	458,307	515,363
	資産の額	2,478	2,337
そ の 他 事 業	事業収益	66,636,723	70,542,247
	経常利益	△ 599,868	△ 289,620
	資産の額	26,354,022	25,746,502
計	事業収益	70,204,780	74,607,058
	経常利益	△ 976,530	484,461
	資産の額	281,321,246	285,993,420

2. 連結自己資本の充実の状況（法定）

◇連結自己資本比率の状況

令和8年2月末における連結自己資本比率は、13.81%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	新岩手農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	6,571百万円（前年度6,786百万円）

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、J Aを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	11,832	11,963
うち、出資金及び資本剰余金の額	7,697	7,482
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	4,380	4,736
うち、外部流出予定額 (△)	0	—
うち、上記以外に該当するものの額	△ 244	△ 255
コア資本に算入される評価・換算差額等		—
うち、退職給付に係るものの額		—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額		—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	71	190
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	140	190
うち、適格引当金コア資本算入額	△ 68	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	11,904	12,378
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	144	224
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	144	224
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	144	224
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	11,759	12,154
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	85,900	84,372
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)		—
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	10,116	3,623
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	96,017	87,996
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	12.24%	13.81%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用する I L Mについては、2024年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当 J A が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット			令和6年度			令和7年度		
			エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金			2,402	—	—			
我が国の中央政府及び中央銀行向け			16,382	—	—			
外国の中央政府及び中央銀行向け			—	—	—			
国際決済銀行等向け			—	—	—			
我が国の地方公共団体向け			3,428	—	—			
地方公共団体金融機構向け			—	—	—			
我が国の政府関係機関向け			—	—	—			
地方三公社向け			—	—	—			
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け			175,807	35,161	1,406			
法人等向け			145	125	5			
中小企業等向け及び個人向け			30,090	7,289	291			
抵当権付住宅ローン			982	220	8			
不動産取得等事業向け			38	38	1			
三月以上延滞等			2,245	1,826	73			
取立未済手形			34	6	0			
信用保証協会等保証付			23,713	2,342	93			
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付			—	—	—			
共済約款貸付			—	—	—			
出資等			1,548	1,548	61			
（うち出資等のエクスポージャー）			1,548	1,548	61			
（うち重要な出資のエクスポージャー）			—	—	—			
上記以外			25,026	37,339	1,493			
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）			—	—	—			
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）			7,720	19,301	772			
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）			—	—	—			
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）			—	—	—			
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）			—	—	—			
（うち上記以外のエクスポージャー）			16,806	16,790	671			
証券化			—	—	—			
（うちSTC要件適用分）			—	—	—			
（うち非STC適用分）			—	—	—			
再証券化			—	—	—			
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー			—	—	—			
（うちルックスルー方式）			—	—	—			
（うちマンドेट方式）			—	—	—			
（うち蓋然性方式250%）			—	—	—			
（うち蓋然性方式400%）			—	—	—			
（うちフォールバック方式）			—	—	—			
経過措置によりリスク・アセットの額に算入、されるものの額			—	—	—			
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）			—	—	—			
上記以外			—	—	—			
標準的手法を適用するエクスポージャー別計			281,849	85,900	3,436			
CVAリスク相当額÷8%			—	—	—			
中央清算機関関連エクスポージャー			—	—	—			
合計（信用リスク・アセットの額）			281,849	85,900	3,436			
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 <基礎的手法>			オペレーショナル・リスク相当 額を8%で除して得た額		所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当 額を8%で除して得た額		所要自己資本額
			a		b=a×4%	a		b=a×4%
			10,116		404			
所要自己資本額計			リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
			a		b=a×4%	a		b=a×4%
			96,017		3,840			

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目（無形固定資産、前払年金費用、繰延税金資産等）および土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものの、不算入としたものが該当します。
7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>
 （粗利益（正の値の場合に限る）×15%）の直近3年間の合計額
 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数 ÷ 8%

② 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		令和7年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金		2,338	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け		20,911	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—
国際決済銀行等向け		—	—	—
我が国の地方公共団体向け		2,969	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—
国際開発銀行向け		—	—	—
地方公共団体金融機構向け		—	—	—
我が国の政府関係機関向け		—	—	—
地方三公社向け		—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		175,176	35,036	1,401
〔うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け〕		—	—	—
カバード・ボンド向け		—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）		30,300	0	0
〔うち特定貸付債権向け〕		—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け		9,332	2,782	111
〔うちトランザクター向け〕		221	99	3
不動産関連向け		22,256	4,911	196
〔うち自己居住用不動産等向け〕		21,874	4,618	184
〔うち賃貸用不動産向け〕		373	291	11
〔うち事業用不動産関連向け〕		—	—	—
〔うちその他不動産関連向け〕		7	1	0
〔うちADC向け〕		—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等		—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）		2,322	1,766	70
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		207	79	3
取立未済手形		44	8	0
信用保証協会等による保証付		29,805	2,951	118
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—
株式等		—	—	—
共済約款貸付		1,549	1,549	61
上記以外		21,692	35,105	1,404
〔うち重要な出資のエクスポージャー〕		—	—	—
〔うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー〕		—	—	—
〔うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー〕		7,720	19,301	772
〔うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー〕		460	1,150	46
〔うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー〕		—	—	—
〔うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー〕		—	—	—
〔うち上記以外のエクスポージャー〕		14,833	14,833	593
証券化		—	—	—
〔うちSTC要件適用分〕		—	—	—
〔短期STC要件適用分〕		—	—	—
〔うち不良債権証券化適用分〕		—	—	—
〔うちSTC・不良債権証券化適用対象外分〕		—	—	—
再証券化		—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		—	—	—
〔うちルックスルー方式〕		—	—	—
〔うちマンドート方式〕		—	—	—
〔うち蓋然性方式250%〕		—	—	—
〔うち蓋然性方式400%〕		—	—	—
〔うちフォールバック方式〕		—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)		—	—	—
標準的手法を運用するエクスポージャー計		288,637	84,192	3,367
CVAリスク相当額÷8%（簡便法）		—	—	—
中央清算期間関連エクスポージャー		—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）		288,637	84,192	3,367
マーケット・リスクに対する所要自己資本の額 ＜簡易方式又は標準的方式＞	マーケット・リスク相当額をの合計額を 8%で除して得た額 a	0	所要自己資本額 b=a×4%	0
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a	3,623	所要自己資本額 b=a×4%	144
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a	87,816	所要自己資本額 b=a×4%	3,512

③ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,623
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	144
B I	2,415
B I C	289

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する I L M は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

(3) 信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法及び手続きの概要

当連結グループでは、J A以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。J Aの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(p. 18)をご参照ください。

② 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出に係る信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付け等は、単体の開示内容(p. 70)をご参照ください。

③ 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和6年度					令和7年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー
国	内	283,890	59,386	18,929	—	2,245	289,983	65,246	20,921	—	2,530
	国 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別残高計		283,890	59,386	18,929	—	2,245	289,983	65,246	20,921	—	2,530
法人	農 業	2,936	2,570	—	—	558	3,059	2,746	—	—	519
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	156	156	—	—	—	166	166	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	85	85	—	—	—	79	79	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	183,560	—	—	—	—	182,937	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	177	177	—	—	—	204	204	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	22,378	3,449	18,929	—	—	23,906	2,985	20,921	—	—
	上記以外	1,805	126	—	—	—	1,802	122	—	—	—
	個 人	53,769	52,819	—	—	—	60,009	58,939	—	—	1,724
	その他	19,019	1	—	—	—	17,818	1	—	—	—
業種別残高計		283,890	59,386	18,929	—	1,902	289,983	65,246	20,921	—	2,244
残存期間別	1年以下	179,442	3,637	—	—	—	179,297	4,125	—	—	—
	1年超3年以下	3,048	3,048	—	—	—	2,743	2,733	10	—	—
	3年超5年以下	4,061	4,051	10	—	—	4,608	4,105	502	—	—
	5年超7年以下	4,457	3,457	999	—	—	4,534	3,534	999	—	—
	7年超10年以下	4,689	4,386	302	—	—	7,382	4,171	3,201	—	—
	10年超	56,179	38,562	17,616	—	—	60,749	44,551	16,197	—	—
	期限の定めのないもの	32,011	2,242	—	—	—	30,667	2,023	—	—	—
残存期間別残高計		283,890	59,386	18,929	—	—	289,983	65,246	20,921	—	—

- （注） 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

④ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

	令和6年度					令和7年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	90	140	—	90	140	140	190	—	140	190
個別貸倒引当金	651	874	0	650	874	874	1,008	4	870	1,008

⑤ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和6年度						令和7年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的 使用	その他					目的 使用	その他		
国 内	-	-	-	-	874		-	-	-	-	1,008	
国 外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
地域別計	-	-	-	-	874		-	-	-	-	1,008	
法人	農 業	-	-	-	304	-	-	-	-	-	342	-
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱 供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲 食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	個 人	-	-	-	431	-	-	-	-	-	510	-
業種別残高計	-	-	-	-	736		-	-	-	-	853	-

⑥ 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

[令和7年度]

項目	リスク・ ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値
		オン・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産項目	オン・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産項目	信用リスク・ アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	2,338	－	2,338	－	－	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	20,911	－	20,911	－	－	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	0	－	－	－	－	－	0
我が国の地方公共団体向け	0	2,969	－	2,969	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	0～150	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	10～20	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	10～20	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	20	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	175,172	－	175,172		35,034	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	－	－	－	－	－	
カバード・ボンド向け	10～100	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	30	3	0	0	0	100
（うち特定貸付債権向け）	20～150	－	－	－	－	－	
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	8,967	3,058	8,555	323	2,782	31
（うちトランザクター向け）	45	2,218		221	99	45	
不動産関連向け	20～150	22,256	－	22,239	－	4,911	22
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	－	21,859	－	4,618	21	
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	－	373	－	291	78	
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	－	－	－	－	－	
（うちその他不動産関連向け）	60	－	6	－	1	23	
（うちADC向け）	100～150	－	－	－	－	－	－
劣後債券及びその他資本性証券等	150	－	－	－	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	－	1,383	11	1,340	2	1,766
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	－	189	－	189	－	79
取立未済手形	20	－	44	－	44	－	8
信用保証協会等による保証付	0～10	－	29,805	－	29,512	－	2,951
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	－		－		－	
株式等	250～400	－	1,679	－	1,679	－	1,679
共済約款貸付	0	－	－	－	－	－	－
上記以外	100～1250	－	22,901	－	22,901	－	35,172
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	－	－	－	－	－	－
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	－	－	－	－	－	－

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 F(=E/(C+D))
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	7,720		7,720		19,301	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	460		460		1,150	250
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	250	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	—	—	—	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	100	14,720	—	14,720	—	14,720	100
証券化	—	—	—	—	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(短期STC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (Δ)	—	—	—	—	—	—	—
合計 (信用リスク・アセットの額)	—	—	—	—	—	84,387	—

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載しておりません。

⑦ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額
[令和7年度] (単位：百万円)

	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	20,911					0	20,911						
外国の中央政府及び中央銀行向け													
国際決済銀行等向け													
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	2,969						0	2,969					
外国の中央政府等以外の公共部門向け													
地方公共団体金融機構向け													
我が国の政府関係機関向け													
地方三公社向け													
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け													
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	175,172							0	175,172				
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）													
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け													
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）						0			0	0			
（うち特定貸付債権向け）													
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等													
株式等			1,679		0	1,679							
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	221	834	0	7,822	8,878								
（うちトランザクター向け）	221			0	221								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け　うち自己居住用不動産等向け	3,153			559							297	17,848	21,859
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け　うち賃貸用不動産向け						223		149		0	373		
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向け　うち事業用不動産関連向け													
	60%	その他	合計										
不動産関連向け　うちその他不動産関連向け	2	4	6										
	100%	150%	その他	合計									
不動産関連向け　うちADC向け													
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	190	60	1,069	22	1,342								
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		52		137	189								
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	2,338				0	2,338							
取立未済手形			44		0	44							
信用保証協会等による保証付	0	29,496		0	15	29,512							
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付													
共済約款貸付													

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載しておりません。

⑧ 信用リスク削減効果勘案後のリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和6年度			令和7年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト0%	—	25,647	25,647			
	リスク・ウェイト2%	—	—	—			
	リスク・ウェイト4%	—	—	—			
	リスク・ウェイト10%	—	23,429	23,429			
	リスク・ウェイト20%	—	203,167	203,167			
	リスク・ウェイト35%	—	160	160			
	リスク・ウェイト50%	—	1,755	1,755			
	リスク・ウェイト75%	—	2,141	2,141			
	リスク・ウェイト100%	—	18,276	18,276			
	リスク・ウェイト150%	—	1,093	1,093			
	リスク・ウェイト250%	—	8,219	8,219			
	その他	—	—	—			
	リスク・ウェイト1250%	—	—	—			
計		—	283,890	283,890			

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑨ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額および 与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	260,062	—	—	259,278
40%～70%	1,217	2,218	10	1,437
75%	1,046	777	12	1,132
80%	—	—	10	—
85%	404	—	—	404
90%～100%	112	3	10	112
105%～130%	149	—	—	149
150%	1,067	10	22	1,069
250%	1,679	—	—	1,679
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	7	62	10	12
合 計	265,748	3,072	11	265,277

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、J Aのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 75）をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：百万円）

区 分	令和6年度			令和7年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—			
我が国の政府関係機関向け	—	—	—			
地方三公社向け	—	—	—			
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—			
法人等向け	20	—	—			
中小企業等向け及び個人向け	121	27,360	—			
抵当権住宅ローン	—	821	—			
不動産取得等事業向け	—	—	—			
三月以上延滞等	—	71	—			
証券化	—	—	—			
中央清算期間関連	—	—	—			
上記以外	—	1	—			
合 計	141	28,254	—			

- （注）1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

	令和7年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	0	0	
我が国の政府関係機関向け	0	0	
地方三公社向け	0	0	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	0	0	
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	0	0	
中堅中小企業等向け及び個人向け	100	7,292	
自己居住用不動産等向け	11	20,979	
賃貸用不動産向け	0	0	
事業用不動産関連向け	0	0	
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	0	26	

	令和7年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	0	137	
証券化	0	0	
中央清算機関関連	0	0	
上記以外	4	0	
合 計	115	28,435	

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要 管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) CVAリスクに関する事項

◇CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA-CVA、完全なBA-CVA、限定的なBA-CVA又は簡便法をいう。）の名称及び各手法により算定される対象取引の概要

CVAリスク相当額は「簡便法」により算出しており、主に〇〇が対象となります。

◇CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）

CVAリスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っております。

(8) マーケット・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続等の概要

「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債およびオフバランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。当JAでは、以下の内容によりマーケット・リスクを管理しております。

(※以下、JAの具体的なリスク管理の方針、手続および体制の概要等を記載)

(※マーケット・リスク相当額に係る額を不算入とする場合)

◇当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

(9) オペレーショナル・リスクに関する事項

① オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 78）をご参照ください。

(10) 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 78）をご参照ください。

② 出資等または株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非 上 場	1,678	1,678	1,679	1,679
合 計	1,678	1,678	1,679	1,679

（注）「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

（単位：百万円）

令和6年度			令和7年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

（単位：百万円）

令和6年度		令和7年度	
評 価 益	評 価 損	評 価 益	評 価 損
—	—	—	—

⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

（単位：百万円）

令和6年度		令和7年度	
評 価 益	評 価 損	評 価 益	評 価 損
—	—	—	—

(II) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定方法の概要

連結グループの金利リスクの算定方法は、J Aの金利リスクの算定方法に準じた方法により行っています。J Aの金利リスクの算定方法は、単体の開示内容（p. 80）をご参照ください。

② 金利ショックに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
1	上方パラレルシフト	1,182	1,101	143	168
2	下方パラレルシフト	－	－	－	－
3	スティープ化	1,549	1,442		
4	フラット化	－	－		
5	短期金利上昇	－	－		
6	短期金利低下	468	334		
7	最大値	1,549	1,442	143	168
		令和6年度		令和7年度	
8	自己資本の額	11,702		11,837	

【財務諸表の正確性等にかかる確認】

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和7年3月1日から令和8年2月28日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所轄部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和8年5月26日

新岩手農業協同組合

代表理事組合長 荻 谷 雅 行

会計監査人の監査

令和6年度及び令和7年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

【役員等の報酬体系】

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払い方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬の1種類で、令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法で現金支給しています。

(単位：千円)

対象役員に対する報酬等	支給総額（基本報酬）
	71,723

(注) 対象役員は、理事26名、監事8名です。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって決めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっていません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務等を勘案して決定しています。

2. 職員等

(1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当J Aの職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当J Aの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当するものはありませんでした。

(注1) 対象職員等には、期中に退職した者も含めております。

(注2) 「同等額」は、令和7年度に当J Aの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

(注3) 令和7年度において当J Aの常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありませんでした。

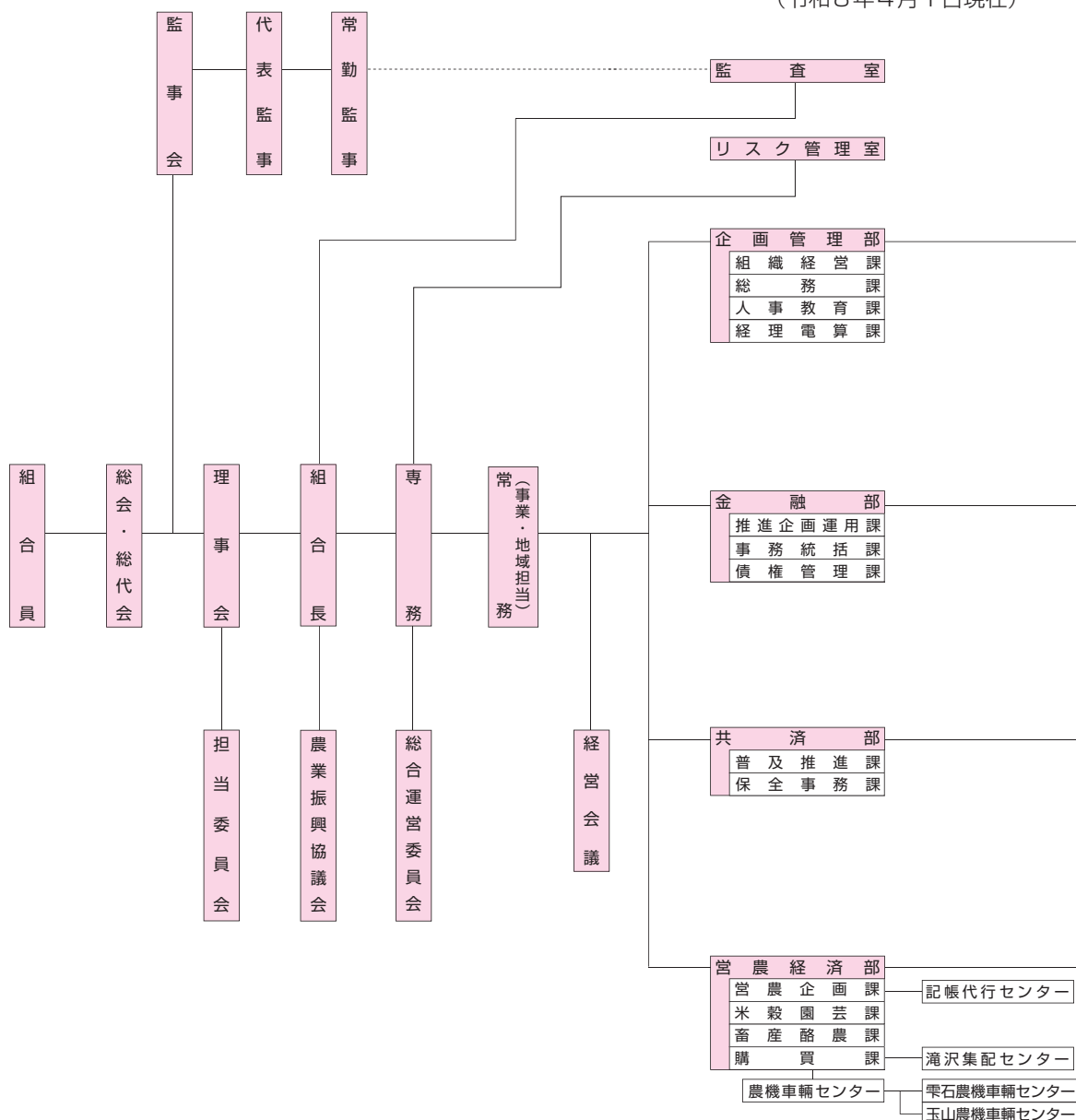
3. その他

当J Aの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

【JAの概要】

1. 機構図

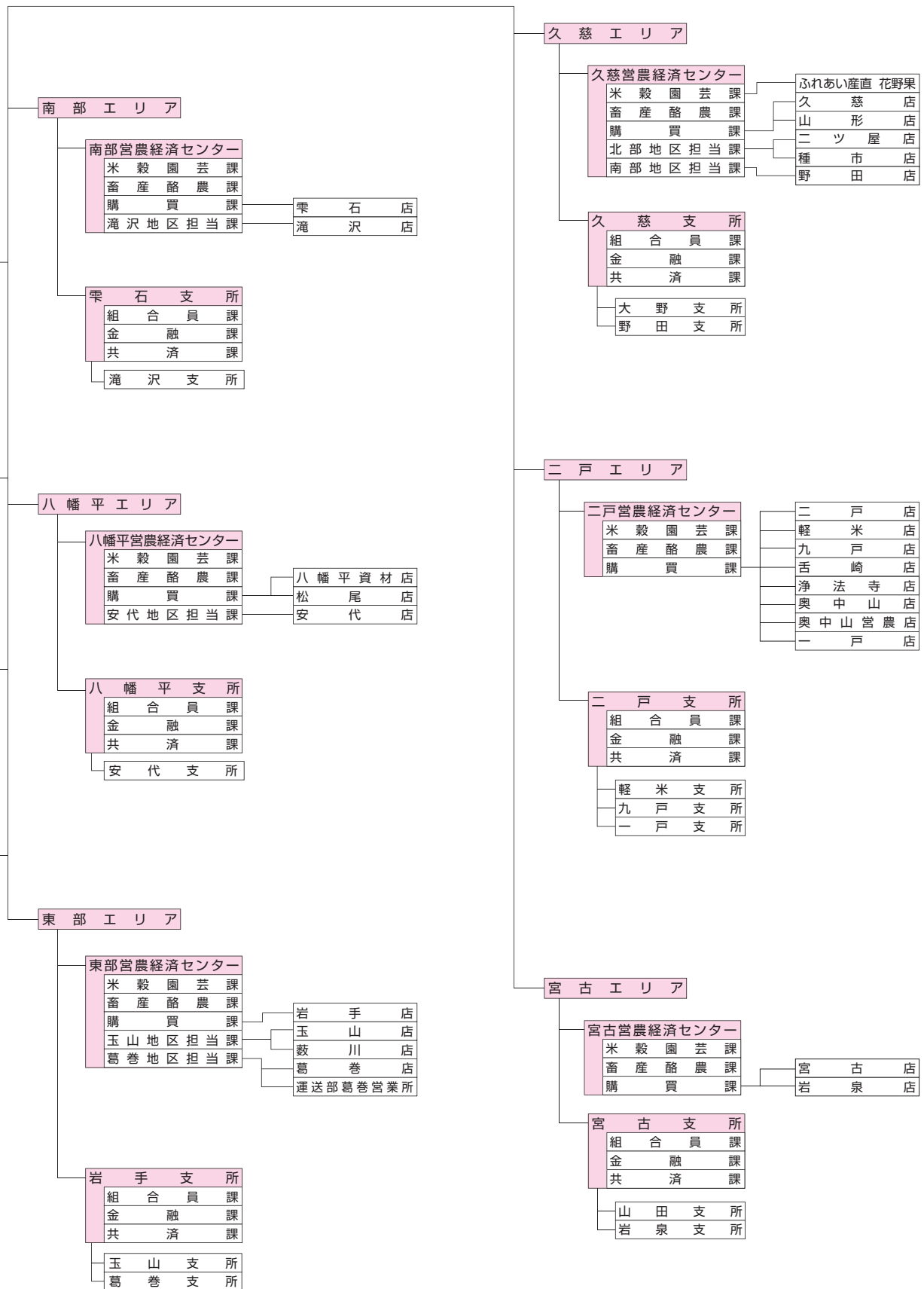
(令和8年4月1日現在)



注) 令和8年4月1日変更

- 企画管理部総務課を組織経営課と総務課に再編しました。
- 県北園芸センターを営農経済部米穀園芸課に統合しました。
- 二戸営農経済センターの二戸地区担当課と一戸地区担当課を米穀園芸課、畜産酪農課、購買課に再編しました。

本所 2室、4部、13課
 エリア 6エリア
 営農経済センター 6センター
 基幹支所 6支所
 支所 11支所



2. 役員構成（役員一覧）

（令和8年6月1日現在）

役職名	氏 名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	摘 要
代表理事組合長	刈 谷 雅 行	常 勤	有	実践的能力者
代表理事専務	細 川 正 文	常 勤	有	実践的能力者
常 務 理 事	宇 部 洋 吾	常 勤	無	実践的能力者
常 務 理 事	佐 藤 一 志	常 勤	無	信用事業担当専任（注1）
常 務 理 事	八重畑 修 一	常 勤	無	実務精通
理 事	西 野 誠	非 常 勤	無	実践的能力者
理 事	阿 部 剛 夫	非 常 勤	無	認定農業者
理 事	佐 藤 清 悦	非 常 勤	無	
理 事	津志田 明 夫	非 常 勤	無	実践的能力者
理 事	辰 柳 慎 一	非 常 勤	無	認定農業者
理 事	吉清水 秀 明	非 常 勤	無	認定農業者
理 事	下 舘 進	非 常 勤	無	認定農業者
理 事	滝 沢 和 博	非 常 勤	無	実践的能力者
理 事	石 倉 一 伸	非 常 勤	無	認定農業者
理 事	合 砂 哲 夫	非 常 勤	無	認定農業者
理 事	畠 山 栄 一	非 常 勤	無	実践的能力者
理 事	高 橋 栄 光	非 常 勤	無	認定農業者
理 事	遠 藤 美江子	非 常 勤	無	女性、実践的能力者
理 事	菊 地 明 美	非 常 勤	無	女性
理 事	愛 木 稔	非 常 勤	無	認定農業者
理 事	平 谷 東 英	非 常 勤	無	認定農業者
理 事	藤 村 与志夫	非 常 勤	無	認定農業者
理 事	松 村 勝 彦	非 常 勤	無	認定農業者
理 事	橘 秀 子	非 常 勤	無	女性
理 事	北 村 卓 也	非 常 勤	無	認定農業者
理 事	星 征 一	非 常 勤	無	実践的能力者
代 表 監 事	細 川 祐 貞	非 常 勤	—	
監 事	工 藤 正 幸	非 常 勤	—	
監 事	帷 子 修 一	非 常 勤	—	
監 事	遠 藤 光 広	非 常 勤	—	
監 事	上 山 則 夫	非 常 勤	—	
監 事	中 居 昭 彦	非 常 勤	—	
常 勤 監 事	高 橋 清 昭	常 勤	—	員外監事（注2）、（注3）
監 事	猪 原 崇	非 常 勤	—	員外監事（注2）

（注1）農協法第30条第3項に定める信用事業を担当する専任の理事です。

（注2）農協法第30条第14項に定める員外監事です。

（注3）農協法第30条第15項に定める常勤監事です。

3. 組合員数

(単位：人、団体)

区 分	令和6年度	令和7年度	増 減
正 組 合 員	16,147	15,566	△ 581
個 人	15,972	15,377	△ 595
法 人	175	189	14
准 組 合 員	23,555	23,932	377
個 人	22,861	23,251	390
法 人	694	681	△ 13
合 計	39,702	39,498	△ 204

4. 組合員組織の状況

(令和8年2月28日現在)

組 織 名	構成員数
水 稻 生 産 部 会 協 議 会	3,221人
水 稻 種 子	32人
野 菜 ・ 特 産 物 生 産 部 会 協 議 会	1,876人
菌 茸	167人
果 樹	371人
花 卉 生 産 部 会 協 議 会	362人
酪 農 生 産 部 会 協 議 会	285人
牛 群 改 良 検 定	177人
ヘルパー利用	215人
肉 畜 生 産 部 会 協 議 会	892人
和 牛	54人
肥 育	113人
短 角	379人
そ の 他 生 産 部 会	832組合
農 家 組 合	249人
J A 青 年 部	1,798人
J A 女 性 部	26,090人
年 金 友 の 会	753人
共 済 億 友 会	544人
農 業 青 色 申 告 会	

当JAの組合組織を記載しています。

5. 地区一覧

(令和8年2月28日現在)

滝 沢 市	雫 石 町	八 幡 平 市	岩 手 町	葛 巻 町
盛 岡 市	久 慈 市	洋 野 町	野 田 村	普 代 村
二 戸 市	九 戸 村	軽 米 町	一 戸 町	宮 古 市
田 野 畑 村	岩 泉 町	山 田 町		

6. 沿革・あゆみ

平成9年	3月	新岩手農業協同組合設立
平成10年	3月	岩手町「水稻種子乾燥調整施設・野菜真空予冷施設」落成
平成13年	2月	新岩手和牛改良組合発足
	10月	当JAホームページ開設
平成14年	6月	米品質向上物流合理化施設「ひめかみ米ランド」落成
平成16年	1月	新オンラインシステム（JASTEM）スタート
	12月	給油所事業を全農へ経営委託
平成17年	2月	畜産酪農販売額130億円突破
	12月	本所事務所を滝沢中央支所建物内へ移転
平成18年	6月	女性参与3名が誕生
	9月	新岩手農業協同組合合併10周年記念式典
平成19年	10月	岩手北部地区JA合併協議会を設立
平成20年	5月	JA新しいわてを存続組合とし、JAいわてくじ、JA北いわて、JAいわて奥中山、JAみやこと合併
	10月	御明神・西山・御所支所を雫石中央支所へ統合し、移転
平成22年	5月	3年間で8億円の対策費「農業振興対策事業」創設
	10月	「JA新しいわて大収穫祭」を開催
	12月	「JA新しいわてTPP交渉参加反対緊急集会」を開催
平成23年	3月	JA新しいわて東日本大震災緊急災害対策本部設置
	10月	JA新しいわて震災復興支援イベント「こころひとつに がんばろう！岩手 収穫祭」を開催
平成24年	9月	第3回「JA新しいわて大収穫祭」を開催
平成25年	1月	「TPP断固反対！緊急集会」を開催
	7月	野田支所オープン
平成26年	5月	「くらし、食と農、地域を壊すTPP・EPAを許すな！TPP断固反対！岩手県総決起集会」参加
平成27年	9月	宮古市と「災害時における米穀供給に関する協定」を締結
平成28年	5月	JA新しいわて野菜販売120億円産地育成会
平成29年	1月	JA新しいわて誕生20周年記念式典および祝賀会を開催
	9月	全農米倉庫「結」竣工式
平成30年	2月	山田支所新築オープン
平成31年	1月	JA新しいわてふれあいの旅開催
	3月	金融移動店舗車「いいね号」出発式
令和元年	7月	久慈地域の寒じめほうれんそうが消費者庁に「機能性表示食品」として受理
	12月	奥中山地域のレタス生産者と宮古地域のブロッコリー生産者が国際水準のグローバルGAPの団体認証を取得
令和2年	6月	新型コロナウイルス感染症に伴う大学生支援（岩手県産米贈呈）
	11月	川井支所を宮古支所へ、田野畑支所を岩泉支所へそれぞれ統合
令和3年	1月	滝沢山麓支所を滝沢支所へ、田山出張所を安代支所へ、好摩支所を玉山支所へ、奥中山支所を一戸支所へそれぞれ統合
	3月	西根支所、西根北支所、松尾支所を統合し八幡平支所開所
令和4年	9月	八幡平市繁殖育成センター開所式
	9月	JA新しいわて・JA全農いわて戸配送出発式
	9月	令和5年度岩手県農業・農村関連施策に関する要請
	10月	第12回全国和牛能力共進会
令和5年	9月	JA新しいわて二戸北部ライスセンター新築工事竣工式
	9月	令和6年度岩手県農業・農村関連施策に関する要請
	10月	第1回りんどうサミット
令和6年	10月	JAやすらぎホール開所式
	11月	(株)JAライフサービス 新子会社発足式
	12月	奥中山高原レタス60周年記念大会
令和7年	5月	滝沢ライスセンター新築工事竣工式
	10月	第16回全日本ホルスタイン共進会

7. 店舗等のご案内

◇ 金融店舗一覧

(本支所18店舗/令和8年6月1日末現在)

店 舗 名	所 在 地	キャッシュサービスコーナーご利用時間			電話番号
		平 日	土曜日	日・祝日	
本 所	滝沢市鶴飼向新田7-76	—	—	—	019(699)3311
滝 沢 支 所	滝沢市鶴飼向新田7-76	8:30~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	019(684)2211
雫 石 支 所	雫石町高前田152	8:30~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	019(692)0111
八 幡 平 支 所	八幡平市大更第35-62	8:45~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	0195(76)2311
安 代 支 所	八幡平市叭田70-2	8:45~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	0195(72)3111
玉 山 支 所	盛岡市浜民字鶴飼1-1	8:45~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	019(683)2211
岩 手 支 所	岩手町大字五日市12-60-2	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	0195(62)2161
葛 巻 支 所	葛巻町葛巻9-35-7	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	0195(66)2444
久 慈 支 所	久慈市中央1-57	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	0194(52)1311
大 野 支 所	九戸郡洋野町大野8-47-2	8:00~20:00	9:00~20:00	9:00~20:00	0194(77)2161
野 田 支 所	九戸郡野田村大字野田20-10	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	0194(78)2151
二 戸 支 所	二戸市石切所字荷渡22-7	8:30~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	0195(23)4351
九 戸 支 所	九戸郡九戸村大字伊保内7-25-1	8:30~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	0195(42)3111
軽 米 支 所	九戸郡軽米町大字軽米8-56-5	8:30~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	0195(46)2911
一 戸 支 所	二戸郡一戸町西法寺字諏訪野2-5	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	0195(33)3111
宮 古 支 所	宮古市宮町1-3-5	8:45~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	0193(64)1800
山 田 支 所	下閉伊郡山田町中央町8-25	8:45~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	0193(82)4355
岩 泉 支 所	下閉伊郡岩泉町岩泉字天間17-1	8:45~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	0194(22)2311

JA新しいわて全域地図

エリア別施設一覧（支所・営農経済センター・ATM一覧）

○南部エリア (滝沢市・雫石町)	
①	本所
①	滝沢支所
②	雫石支所
②	南部営農経済センター
⇒	ATM設置場所
	滝沢市地域職業相談室
	介護支援センター「まごころ館」
	旧滝沢山麓支所
	滝沢市役所
	介護支援施設「ほほえみ館」
	旧西山支所
	Aコープ御所店前
	購買店舗雫石店前
	雫石町役場

○八幡平エリア (八幡平市)	
③	八幡平支所
④	安代支所
③	八幡平営農経済センター
⇒	ATM設置場所
	旧西根支所
	旧田頭支所
	旧西根北支所跡地
	旧松尾支所
	旧田山出張所

○東部エリア (盛岡市・岩手町・葛巻町)	
⑤	玉山支所
⑥	岩手支所
⑦	葛巻支所
⑥	東部営農経済センター
⇒	ATM設置場所
	旧好摩支所
	小屋瀬農村センター前
	葛巻生産資材店舗「くすまき楽農センター」

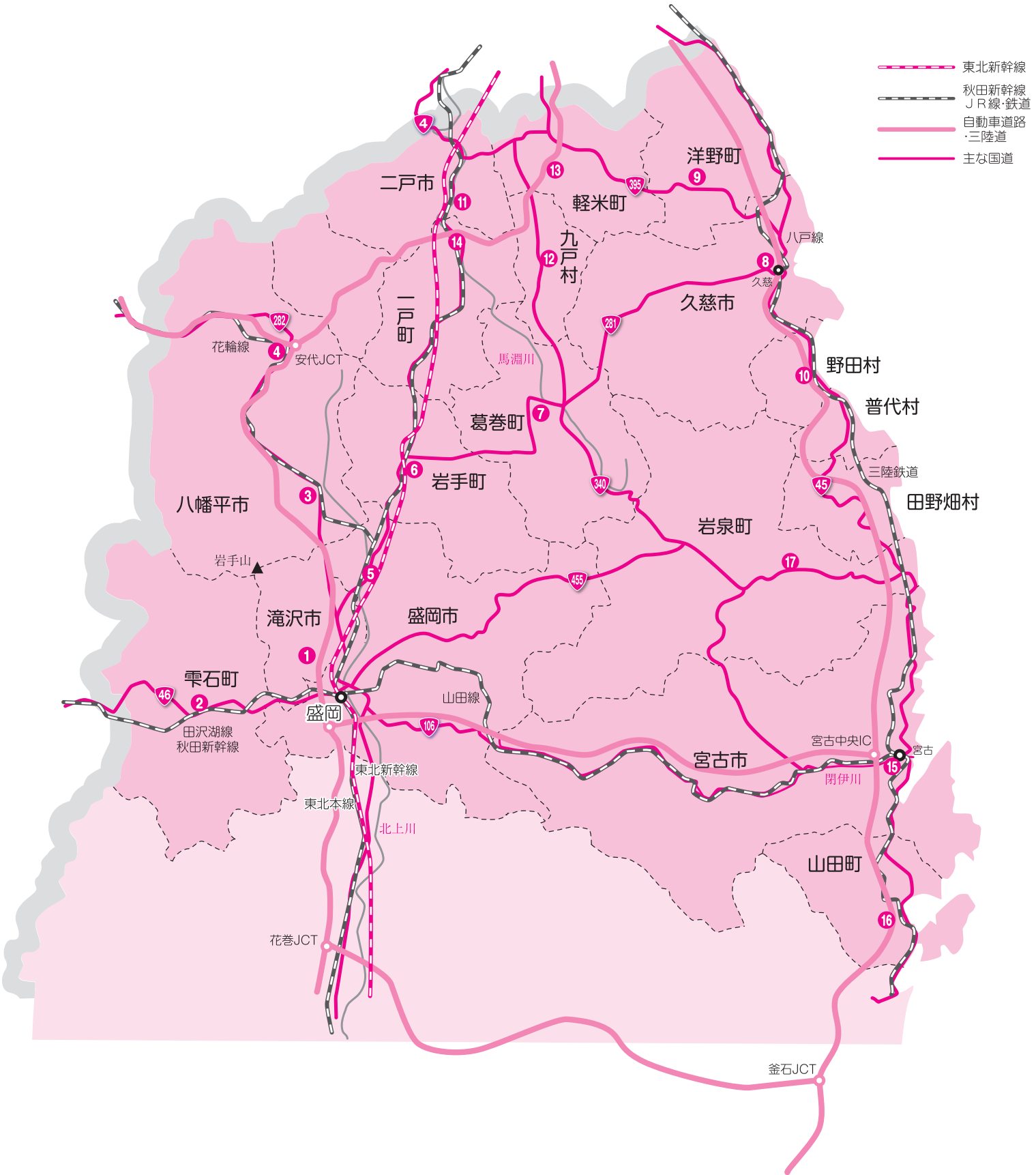
○久慈エリア (久慈市・洋野町・野田村・普代村)	
⑧	久慈支所
⑨	大野支所
⑩	野田支所
⑧	久慈営農経済センター
⇒	ATM設置場所
	JAライフセレモ久慈葬祭センター
	十文字チキンカンパニー久慈工場
	久慈市役所山形総合支所
	旧種市支所
	道の駅 青の国ふだい

○二戸エリア (二戸市・九戸村・軽米町・一戸町)	
⑪	二戸支所
⑫	九戸支所
⑬	軽米支所
⑪	二戸営農経済センター
⑭	一戸支所
⇒	ATM設置場所
	二戸ショッピングセンター「ニコア」
	旧浄法寺支所
	旧奥中山支所

○宮古エリア (宮古市・山田町・岩泉町・田野畑村)	
⑮	宮古支所
⑯	山田支所
⑰	岩泉支所
⑱	宮古営農経済センター
⇒	ATM設置場所
	ひきめの里直売所
	岩泉町役場小川支所前
	「びはんストア」豊間根店
	旧川井支所
	旧田野畑支所

※番号が重複する施設は、同じ敷地内に存在します。

JA 新いわて全域地図





このロゴマークは、JA新しいわて管内の高品質な農畜産物を
星印で表し、「いいね!グットマーク」にすべての方から
「いいね」と言われるJAでありたいという思いを込めています。
星印の色は、緑の大地（緑）、豊かな稔り（黄）、輝く太陽（赤）、
青い空と澄んだ水（青）、純情で温かい人の心（ピンク）
を表しています。

新岩手農業協同組合

〒020-0667 岩手県滝沢市鶴飼向新田7-76

TEL 019-699-3311(代) FAX 019-699-3300

<https://www.jaiwate.or.jp/shin-iwate/>

